



平成 2 5 年 第 3 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 5 年 1 0 月 1 日
至 平成 2 5 年 1 0 月 9 日

本 別 町 議 会

平成25年本別町議会第3回定例会会議録(第1号)

平成25年10月1日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	議員辞職の件
日程第 5	議会広報特別委員会委員の選任
日程第 6	池北三町行政事務組合議会議員の選挙
日程第 7	諸般の報告
日程第 8	行政報告
日程第 9	施政方針説明

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	議員辞職の件
日程第 5	議会広報特別委員会委員の選任
日程第 6	池北三町行政事務組合議会議員の選挙
日程第 7	諸般の報告
日程第 8	行政報告
日程第 9	施政方針説明

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	2番	山西二三夫君		3番	戸田徹君
	4番	黒山久男君		5番	小笠原良美君
	6番	山田鶴雄君		7番	方川英一君
	8番	笠原求君		9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君			

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
総務課長	大和田	収君	農林課長	工藤朗君
保健福祉課長	吉井勝彦君		住民課長	千葉輝男君
建設水道課長	横田仁志君		企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	井上松子君		国保病院事務長	毛利俊夫君
建設水道課長補佐	能祖豊君		総務課長補佐	大橋堅次君
教育委員長	水谷令子君		教育長	中野博文君
教育次長	竹田稔君		社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君		代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田	収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巣正樹君

総務担当主査 松本 恵君

議長（方川一郎君） 開会前に、黒田会計管理者から町内での葬儀参列のため午前中の会議を欠席する旨の申し出がありましたので報告しておきます。

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成25年第3回本別町議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、笠原求君、山西二三夫君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成25年6月12日、第2回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日10月1日から10月10日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、10月3日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、議員の欠員による議会構成に関する事項について報告をいたします。

議会広報特別委員会委員の選任についてであります。委員会条例第7条第4項により欠員1名を補充する取り扱いを予定をいたしました。

次に、池北三町行政事務組合議会議員の選挙についてでございますが、組合規定に基づき本定例会において補欠選挙を行うこととし、選挙の方法につきましては議会の運営に関する基準第44運用例2により指名推選による取り扱いを予定いたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、6件の提出がありました。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情。教育費無償化の前進を求める陳情書。希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書。地方財政の拡充に関する意見書採択を求める陳情書。森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出を求める陳情書。道州制導入に反対する意見書採択を求める陳情書。

以上、6件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、10月1日から10月10日までの10日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日10月1日から10月10日までの10日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、10月2日から10月7日までの計6日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、10月2日から7日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議員辞職の件

議長（方川一郎君） 日程第4 議員辞職の件について報告いたします。

議会閉会中の8月14日、大住啓一君より一身上の都合により8月18日をもって議員辞職の願い出があり、地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたので報告いたします。

以上、報告といたします。

日程第5 議会広報特別委員会委員の選任

議長（方川一郎君） 日程第5 議会広報特別委員会委員の選任を行います。

このたびの大住啓一君の辞職に伴い、議会広報特別委員会に欠員が生じたので、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、林武君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員は、ただいま指名のとおり林武君を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時08分）

（休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長の互選を行ってください。）

直ちに委員会室に御参集願います。これをもって通知済みといたします。）

再開宣告（午前10時20分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

委員長に阿保静夫君、副委員長に黒山久男君と決定いたしました。

日程第6 池北三町行政事務組合議会議員の選挙

議長（方川一郎君） 日程第6 池北三町行政事務組合議会議員の選挙を行います。

このたびの議員辞職に伴い、池北三町行政事務組合議会議員に欠員が生じたので、池北三町行政事務組合同約第5条第3項の規定に基づき、補欠選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

池北三町行政事務組合議会議員に黒山久男君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました黒山久男君を、池北三町行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました黒山久男君が池北三町行政事務組合議会議員に当選されました。

当選された黒山久男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

黒山久男君、御承諾願えますか。

4番(黒山久男君) はい。謹んでお受けいたします。

日程第7 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第7 諸般の報告を行います。

報告第8号平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 報告第8号平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっており該当はありません。実質公債費比率10.8パーセント、将来負担比率25.4パーセン

ト。参考といたしまして、早期健全化基準として、実質赤字比率 15.0 パーセント、連結実質赤字比率 20.0 パーセント、実質公債費比率 25.0 パーセント、将来負担比率 350.0 パーセント。財政再生基準として、実質赤字比率 20.0 パーセント、連結実質赤字比率 30.0 パーセント、実質公債費比率 35.0 パーセントでありまして、健全化判断比率のうち、いずれかが基準以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町は、全て基準以下であります。

次の 2、資金不足比率。水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず該当はありません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は 20.0 パーセントであり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成 25 年 7 月分、及び 8 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成 24 年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育委員長より提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議員辞職に伴い、委員会条例第 8 条第 2 項の規定による総務常任委員会の副委員長の互選の結果について報告いたします。

副委員長に戸田徹君と決定いたしました。

これで、報告済みといたします

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、行政視察調査結果報告書について議会運営委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が議会広報特別委員会副委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成 25 年第 2 回定例会以降における主な審議

内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成25年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について。平成25年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第8 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第8 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして報告申し上げます。

近年の急激な少子化の進行、核家族化や高齢化の進展など、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て世代の負担感が増していることや、都市部を中心に保育所に入れられない待機児童がいる一方、家庭や地域の子育て力が低下していると言われております。

こうした背景から、国は、就学前児童の教育、保育の質や量を充実させ、地域にあった子育て支援を推進するため、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法を可決、成立させました。この子ども・子育て関連3法に基づき、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進めるため、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて準備を進めております。

この新制度は、子供を産み、育てやすい社会の実現を目指すもので、平成27年度から本格実施される予定であり、各市町村においては新制度への移行に先立ち、国が定める基本方針に基づいて、子育て世帯へのアンケートなどにより教育や保育の需要等を調べ、それに対応するために必要となる教育、保育体制の整備を行うため、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

本町におきましても、事業計画策定に当たり、子ども・子育て支援に関する町民の皆様ニーズを十分に把握するとともに、子ども・子育て支援法第77条に基づく合議制の機関として本別町子ども・子育て会議を設置し、保護者や子育て支援の関係者、学識経験者などから意見を聞くほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等について調査審議いただくなど、課題の検討や問題点の整理を図りながら事業計画策定を始め、必要な準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

なお、今議会に関係条例、並びに関係予算を提案させていただいておりますので、

よろしく御審議をお願いいたします。

次に、台風18号にかかる被害状況について報告申し上げます。

本州で記録的な大雨をもたらしました台風18号は、16日の夕方には北海道太平洋側に接近し、その後16日夜に温帯低気圧に変わったものの、北海道東部を中心に大雨に見舞われました。本町でも北海道の太平洋側を通過したことにより、大雨、強風警報の圏域となり、降り始めからの雨量は、本別で73ミリと、まとまった大雨となったところであります。

台風18号への対応といたしましては、大雨警報発令後の午後2時ごろから、防災担当課による警戒体制をしき、気象情報収集及び町内巡回を実施しました。その後、災害発生の恐れがあると判断し、午後6時ごろには関係職員を招集し、土砂災害警戒区域、河川等の巡回、道路パトロール、応急復旧の実施、被害状況の把握などを行ったほか、床下浸水の恐れがある箇所や一部浸水のあった施設に土のうを積んで対処をしたところであります。

町内における被害状況ですが、農業関連では、一部の圃場において滞水及びデントコーンの倒伏が見られたものの大きな被害はありませんでした。

次に、町道での被害状況であります。町道27路線、27カ所で路面、路肩の崩壊が発生し、被害額は概算であります。約930万円で、町道13カ所において通行止めを行い、9月18日までに12カ所が通行止めを解除しております。

なお、今議会に町道の災害復旧事業に関する予算を提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、十勝圏におけます消防広域化に向けた検討経過について報告をいたします。

消防の広域化につきましては、本年6月の第2回定例会の行政報告及び議員協議会におきまして、設置後10年間の本部運営経費、消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター整備に係る必要経費等を試算しました財政シミュレーションについて御報告をして、御意見等をいただいたところであります。

その後、7月12日の副市町村長会議及び8月7日の市町村長会議におきまして、それぞれの議会等の議論を踏まえ、十勝圏の広域化を進めるための次のステップとなる広域消防運営計画の策定作業に入ることで合意がなされたところであります。

広域消防運営計画は、広域化後の基本的な方針、本部の位置や名称、防災機関との連携に関する事項等について、広域化後の円滑な運営を確保するための基本的な方針を定めるものであり、今回、策定に向けて市町村長会議で確認されました十勝圏広域消防運営計画、骨子案がまとまった段階であります。

骨子案の基本的な考え方につきましては、十勝圏広域消防スタート時の姿をベースとしており、今後、署長会議及び担当課長会議等で内容を協議していくこととなっております。

また、計画の素案や案等の策定に当たりましては、作業の節目におきまして、議会

に報告し議論をいただきますとともに、パブリックコメント等により町民の皆様からの御意見をいただき運営計画に反映していくこととなっております。

次に、消防救急無線のデジタル化についてですが、現在、管内5消防事務組合が帯広市に事務を委託し、実施設計を実施しているところでありますが、今後の整備に係る工事発注方法につきましては、地元への経済波及効果を考慮し、全工区を6工区に分けた発注として一般競争入札を経て契約を行う予定であります。

なお、各工区の無線機器が違いますと接続や機能等に支障を及ぼすことが予想されていることや今後整備を予定しています高機能指令センターとの接続にも影響が出ること等から、事前に無線機器を選定し、実施設計に反映する予定となっております。

また、機器選定に係る作業は、十勝の消防関係者を中心とした選定委員会を設置し、保守も含めた価格面や機能、操作性等総合的な評価を行いながら決定することとしています。

平成26年度及び27年度の2カ年で整備工事を行う計画であります。本年度に予算化することにより財政上有利な起債を活用できる見込みであることから、共通波等の整備費用に係る補正予算を本年12月定例会で議決いただき、翌年度に繰り越しをさせていただきたいと考えております。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況であります。本町としては、これまでどおり消防体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと見据えながら、協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。現段階での経過報告とさせていただきます。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第9 施政方針説明

議長（方川一郎君） 日程第9 施政方針説明を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 施政方針の説明をさせていただきます。

初めに、私は、このたびの町長選挙におきまして、議員各位を始め、多くの町民の皆様への温かい御支援と御支持をいただき当選の栄誉を賜り、ここに深く感謝を申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌している今日、本町の舵取り役として、これから4年間の町政を担わせていただくことに、改めてその責任の重大さを痛感し、町民の皆様への期待にお応えしなければと、強い使命感で身の引き締まる思いであります。

私は就任以来、一貫して町民と歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、第5次、第6次の総合計画の策定、開町100年、110年の大きな節目を迎える中、災害など幾多の試練にも直面しましたが、町民の皆様の町を守ろうとの熱い思いと、その行動力によって乗り越えることができました。

この町民力、地域力が本別町のまちづくりの原点であり、地域がそれぞれの個性を發揮し、いきいきと安心して暮らすことができる、町民が住んでいて本当によかったと実感できるまちを、今後とも全力で築いてまいる所存であります。

次に、自治体に影響する国の動向ですが、2009年の総選挙で民主党政権が誕生し、わずか3年後の2012年の師走選挙で自民政権に再交代をいたしました。

安倍内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、新たな成長戦略の三つの政策を3本の矢として推進し、アベノミクスの経済効果を背景に、ことし7月の参議院通常選挙でも圧勝したところであります。

しかし、地方に目を向けて見ますと、国の経済効果は遅れており円安などの副作用で燃料、飼料、食料、公共料金等の値上げにより影響が拡大をしています。

さらに、今後、社会保障制度の見直しやTPP問題、消費税引き上げなど、重要課題が目白押しになっており、国民生活や地方への影響が懸念をされているところであります。

特に、TPPにつきましては、地域の産業や国民生活を根底から変える恐れがありオール十勝で断固反対してまいりたいと思います。

地方自治体の運営では、前政権の地域主権改革において、義務づけ、枠づけの見直しと権限移譲が地域主権一括法のもとで進められ、補助金等の一括交付金として地域自主戦略交付金の交付が開始されましたが、政権交代で一括交付金は廃止され、出先機関の原則廃止も凍結となりました。

また、地方財政では、総務省が発表した平成26年度地方財政収支の仮試算によりますと、地方交付税の概算要求額は対前年1.8パーセントの減となっております。地方の一般財源総額がどう確保されるか、今後、予断を許さない状況にもあります。

本町の歴史を顧みたと、激動する社会に翻弄されながらも厳しい自然と闘い、先人の英知と努力で今日の発展の基礎が築かれたことをしっかり胸に刻み、みずからの責任において自主性を高め、適切な行財政の推進に全力を傾注してまいります。

次に、まちづくりの重点目標であります。

ここで、私の5期目のまちづくりのビジョンについて申し上げさせていただきます。

まちづくりの重点目標は、協働で安心と活力と夢あふれるまちづくりといたしました。町民力、地域力、企業力、職員力を結集し成熟した協働型社会の構築を目指し、街中には安心と活力と笑顔、そして、子供に夢と希望がいっぱいのほんべつの創造を

目指しています。

サブタイトルは、暮らしに安全・安心を、まちに活力と雇用を、子どもに夢と未来をの3点を掲げました。

1点目は、町民と築いた福祉でまちづくりの精神を生かし、福祉、介護、医療、健康、防災、住宅など、住民生活基盤の充実拡大を図り町民生活の安定に寄与すること。

2点目は、本町の資源を生かした産業の振興と企業立地の促進で雇用創出と活力に満ちた町をめざすこと。

3点目は、ほんべつ学びの日宣言の精神を生かし、四つの風事業の推進と教育環境の向上を図り、子供に未来と夢一杯のまちづくりを目指すものであります。

二つ目のまちづくりの課題と基本的な考え方についてであります。

次に、5期目の町政推進に当たり、本町を取り巻く課題を明らかにして、これを基軸にした施策、事業の展開を図ってまいります。

一つ目は、人口減社会、産業の育成と雇用環境の向上であります。

本町の人口は、官公庁、企業の統廃合、離農、商工業の廃業、少子化など、さまざまな構造的要因により、平成25年6月末で住民基本台帳人口が8,000人を切りました。人口減は、地域経済の衰退を招くばかりでなく、自治会活動や町民の生活スタイルにも影響をします。

第6次本別町総合計画では、新たな産業と雇用の創出を最重要課題として捉え、人口減社会、雇用問題に真正面から取り組むことといたしました。

本別町の良質な農畜産物、伐期を迎えた森林や豊かな自然、太陽光、バイオマス、高速道路網、高速通信網など、多種多用の資源を最大限活用し、農業の持続的発展と、循環型林業の推進及び商業、工業の発展による地域の活性化と雇用環境の向上を図る必要があります。

また、多様化する雇用環境への取り組みでは、雇用労働政策は国が中心的な役割を担っていますが、国による雇用、政策システムが、雇用構造の変化や労働市場の多様化に充分対応できていないとの指摘があります。そこで、自治体によるきめ細かな雇用対策が求められておりますが、障がいのある方、母子家庭の母親、働く意欲、希望がありながら雇用、就労を防げるさまざまな阻害要因を抱える方々などに対し、包括的な雇用対策を検討していく必要があります。

二つ目には、正念場を迎える少子、超高齢社会では、町民の意向調査、総合計画では少子化、超高齢社会、雇用、過疎化、教育など、暮らしに直結した問題に関心が集中しています。

本別町では、介護サービス基盤の整備とともに、事業者、福祉団体、地域住民、ボランティアまで、重層したサービス提供のネットワークと、高齢者の多様な生き方を尊重する本別町包括ケア体制の構築を図ってまいりましたが、この仕組みが全国的に

高い評価を受けているところでもあります。

一方、後期高齢者は今後も増加し、本町の高齢者福祉はこれから正念場を迎えていきますが、介護保険制度改正の動向を注視しながら、国保病院と連携強化、社会福祉協議会の新たな権利擁護事業への支援など、将来を見据えた施策の充実拡大が必要であります。

特に少子化問題ですが、核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労環境の変化など、子育てに不安や負担感を持つ町民が増加をしています。

また、子供たちにとっても子供同士や異年齢との交流を通じて社会性を身につける機会が減少しています。

そのような中で、国は平成24年8月10日に、子ども・子育て関連3法を成立させ、幼児期の教育、保育、地域の子供、子育て支援を市町村においても強化することになりました。

本町においても、これら関連3法との調和を図り、子供を安心して産み育てられる環境づくりを包括的に進めていくことが求められています。

次に、三つ目であります。地域防災体制及び防犯体制の整備であります。

平成24年9月に土砂災害防止法による危険区域の指定を北海道より受けましたが、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は7自治会にまたがっており、防災体制の強化が必要であります。

また、平成9年3月に導入した同報無線は老朽化が進み更新時期を迎えています。

高齢者等を狙った詐欺や消費者被害が増加をしています。暴力追放、防犯、交通安全、少年補導など、町ぐるみで防犯運動を展開し安全・安心な地域づくりを進めていくことが重要であります。

四つ目に、再生エネルギー促進と省エネ対策の促進であります。

本別町は平成15年度に、地域新エネルギービジョンを策定し、その後、地球温暖化の深刻化を受けて、平成22年2月に新エネルギー重点ビジョンを策定して、エネルギー政策を積極的に進めてまいりました。

特に、東日本大震災後は、再生可能エネルギーが全国的に注目され、本町においては、太陽光発電システムの個人住宅や公共施設への導入拡大や大規模発電所の立地に努めてまいりました。

また、本別町には、家畜排泄物、食物残渣、下水道汚泥などの廃棄物系バイオマスのほか、多様な再生エネルギー資源が賦存しており、これらの資源を地域づくりにどう反映させていくか、利用促進に向けた検証が必要であります。

五つ目には、未来を育むこどもの育成、高校間口対策の強化であります。

子供たちが未来に向かって、夢や希望をしっかりと抱きながら、大きな目標を持ってたくましく成長し、生きる力や社会で自立する力を育むための環境づくりが求められています。

そのためには、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、家庭、学校、地域が融合し、大人と子供たちが一緒になって日々学ぶ四つの風事業の推進が重要な役割を果たしています。

また、平成25年度の本別高等学校の入学者は非常に厳しい結果となりましたが、平成26年度の間口は、公立高等学校配置計画では2間口に復活することとなりました。今後も中学校卒業者数の減少により厳しい状況が見込まれることから、間口の維持継続のため本別高校の教育を考える会と連携して、魅力ある高校づくりに対する支援策を強化してまいります。

六つ目の地方分権を推進し自主・自立のまちづくりであります。

政権交代の影響を受けながらも、地方分権は一步一步前進をしています。

義務づけ、枠づけの縮小で地方自治体の自由度は拡大をしている反面、国や道からの権限委譲により、自治体の責任や役割が大きくなっています。

地方を取り巻く社会環境は、少子高齢化や高度情報化社会の進展に伴い、町民ニーズも多種多様化しており行政だけで対応することは難しく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりには、地域を知り、地域に愛着を持つ町民が主役となって行政とともに考え、ともに汗を流していくまちづくりが重要であります。

大きな三つ目の主な施策、事業の推進について申し上げます。

私は、このたびの選挙戦を通じて、多くの町民皆様から寄せられた御意見とただいま申し上げてきました当面の課題を踏まえて、5期目のお約束として六つの柱と48の施策、事業を示させていただきました。

この実現に当たっては、総合計画、町財政との調和を図り、議会の御審議をいただきながら、まちづくりの指標として全力で取り組んでまいります。

ここでは、六つの柱と新規の施策、事業の主なものについて申し上げます。

一つ目の柱、学びを生かした協働のまちづくりにつきましては、さらに成熟した協働のまちづくりを推進し、新しい公共の場に町民が主体的、積極的に参加し、みずからの出番で、喜びに満ちた、町民一人ひとりが輝くまちづくりを全力で取り組んでまいります。

二つ目の柱、いつまでも自分らしく、安全・安心なまちづくりでは、子ども・子育て関連3法を受け、子供部門独立のための組織、機構の見直しを図り、本別町子ども・子育て会議の設置、本別町子ども・子育て支援事業計画の策定に着手してまいります。

また、あわせて効率的で総合的なサービスの提供を目指す子ども未来センター、仮称ではありますが、構想の検討を進めてまいります。

また、乳幼児医療費無料化を小中学生の課税世帯まで拡大して、第3子以降の保育料についても減免の拡大を図りますとともに、出産記念品を贈呈をしてまいりたいと

思います。

次に、老人ホームの改築につきましては、現在、庁内の関係部局で設置しました本別町地域包括ケア基盤整備庁内検討委員会で、本別包括ケア体制の中で老人ホームが担う役割、将来ニーズ、施設機能、介護費用、保険料等について検討を重ねておりまして、平成26年度中に基本構想案の策定を目指しています。

障がい者の関係では、居住、就労など包括的な取り組みを推進するため、地域生活支援事業の推進を図りますとともに、就労企業とのネットワーク形成など、雇用環境の向上を図ってまいります。

防災では、土砂災害防止法によります警戒区域住民の避難体制の確立を図りますとともに、自主防災組織設置の奨励や、防災教育、防災資機材の整備を図ってまいります。

老朽化が進んでおります同報無線は、更新の検討に入りたいと思います。

また、救急車による救急患者の搬送では、脳、心臓病の救急患者につきましては、町国保病院と連携し、帯広の専門病院への直接搬送を進めてまいります。

三つ目の柱、地場産業の振興と企業支援で新たな雇用の創出であります。

まず、農業の振興では、農業基本構想の策定、農業振興地域整備計画の見直しを図ります。道営畑総事業、暗渠は、道補助制度と連携し農家負担の軽減を継続して、農家後継者対策等を目的に、JA本別と共同し農業振興基金1億円の造成を図ってまいります。

美蘭別地区の営農用水確保につきましては、平成25年度の水源調査、27年度の着工を目指していきます。

このほか畜産振興、鳥獣害防止対策等の推進と、農畜産物の安定供給と環境保全に努めてまいります。

林業の振興では、伐期を迎えた町有林の計画伐採と造林を進めてまいります。民有林整備では造林事業への町補助単価の大幅引き上げによりまして造林未済地の解消を図ってまいります。

また、カラマツ材につきましては、本別町におけるEDSカラマツ活性化プロジェクトを中心に、カラマツを資源とする地域の活性化の検討、双日北海道与志本株式会社本別工場の操業開始等を通じて、循環型の林業を促進し林業のまちの再生を目指してまいります。

商工業の振興では、商工会事業への助成、商工従業員の福利厚生事業への支援、企業誘致条例の既存企業への適用、元気な商店街づくり、起業化支援事業、町融資制度の充実など、積極的な支援を行ってまいります。

企業誘致の推進では、本町の資源を生かした幅広い領域で企業立地を促進し、雇用の創出と地域経済の活性化を図ってまいります。

なお、企業立地の環境整備といたしまして平成25年度からの2カ年で都市計画用

途地域の見直しを行っていきます。

また、季節労働者の雇用創出や消費者意識の啓発と消費者保護に努めてまいります。

四つ目の柱、生活環境の向上と自然にやさしいまちづくりであります。

最初に、栄町団地公住建替え、向陽町団地公住改善事業につきましては、計画どおり整備を進めてまいります。

観光客が増加している本別公園等の整備では、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により平成25年度で整備が完了するところでもあります。

町道では、橋梁長寿命化事業の推進と主要路線の整備を計画的に進めてまいります。

上下水道では、緊急時の安定給水を図る美里別簡水と仙美里簡水の連絡管は平成25年度で完成をいたします。

個別排水処理浄化槽は継続して整備を進めてまいります。

高速交通網、高速通信網の利活用につきましては、地域間交流の充実と本別公園、道の駅、スポーツ施設、物産など、交流人口の受け入れ体制の強化と釧路圏域等へのPR活動に努めてまいります。

エネルギー関係では、太陽光発電システム導入の促進を図り、バイオマスにつきましては、地域の活性化に寄与する施設のあり方や、事業形態について検討に入り、省エネ対策は、公共施設や町全体のLED化を促進してまいります。

五つ目の柱、夢と未来を育むまちづくりであります。

確かな学力の向上と豊かな心、健やかな体を育む教育環境の向上を図るため、道徳教育の充実、キャリア教育、出前授業、国際理解教育やほんべつ元気学宿など、地域と連携した開かれた特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、芸術文化活動の振興や町民参加型スポーツの促進など、地域ぐるみでほんべつ学びの日宣言、四つの風事業の充実拡大を図りますとともに、太陽の丘野球場の建設に着手し社会体育施設の充実を図ってまいります。

六つ目の柱、地方分権時代、新しい公共で自主自立のまちづくりであります。

地方分権における補完性の原則、地域に住む住民が地域をつくるということを念頭に自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を町民としっかり共有してまいりたいと思います。

具体的には、情報の共有、町民参加、町民の役割と権利等を定め、自治体運営の規範となります自治基本条例を議会と連携して策定してまいります。

広域行政につきましては、広域対応が必要な事業は十勝圏で展開しており、構成団体の一員としてその役割を担ってまいります。

協議中の広域消防は、財政効果の大きい消防救急無線デジタル化は共同設置に向けた準備が進んでおり、消防本部組織の統合につきましては、十勝圏で広域消防運営計

画、素案の策定作業が進められております。

本町といたしましては、迅速かつ効果的な消防運営と、消防署の機能を低下させないことを前提に、町民の安心、安全をしっかりと見据えて対応してまいりたいと思っております。

次に、行政改革であります。第4次本別町行政改革大綱を推進してまいります。

また、従来の行政改革で見直しが必要なものは、財政との調整及び行政改革推進委員会での協議を経て是正を図ってまいります。

情報公開につきましては、開かれた行政を推進するため、町が保有する情報の公開に努めてまいります。

職員関係では、研修の充実拡大と労働安全委員会の活動を強化し、職員が意欲を持って元気に働ける職場づくりに努めてまいります。

以上、これからの町政運営に当たっての基本的な考え方と、主な施策、事業について申し上げさせていただきました。まちを思う町民の熱意と私の思いを一つにして、決意を新たにして、施策、事業の実施に全力を尽くしてまいります。

改めて、町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげて、私の施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、施政方針説明を終わります。

散開宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日10月2日から7日までの6日間は休会であり、10月8日、午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、10月3日、正午をもって締め切ります。質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時02分）

平成25年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

平成25年10月8日（火曜日） 午前10時00分開議

議事日程

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | | 一般質問 |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 本別町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 平成25年度本別町一般会計補正予算（第9回）について |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 2 | | 一般質問 |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 本別町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 平成25年度本別町一般会計補正予算（第9回）について |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について |

出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	2番	山西二三夫君		3番	戸田徹君

4番 黒山久男君
6番 山田鶴雄君
8番 笠原求君
10番 阿保静夫君

5番 小笠原良美君
7番 方川英一君
9番 高橋利勝君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
総務課長	大和田収君	農林課長	工藤朗君
保健福祉課長	吉井勝彦君	住民課長	千葉輝男君
建設水道課長	横田仁志君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	井上松子君	国保病院事務長	毛利俊夫君
建設水道課長補佐	能祖豊君	総務課長補佐	大橋堅次君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	竹田稔君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当主任	塚谷直人君		

議長（方川一郎君） 開会前に、黒田会計管理者から町内での葬儀参列のため午前中の会議を欠席する旨の申し出がありましたので報告しておきます。

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに4件の提出がありました。義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員手数改善、就学保障充実など、2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書、生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書、来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書については、9日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く9名の委員で構成する平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第2 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、2問について一般質問を行います。

1問目です。町長5期目の基本姿勢はということで伺いたいと思います。

5期目の町政を進めるに当たって町長の基本的な姿勢について所信を伺いたいと思

います。町長、実るほどこうべを垂れる稲穂かな、この言葉の作者は不詳だそうです。多くの町民の皆さんの御指示を受け、5期目の町政を担うことになった高橋町長に、ぜひこの言葉を心にとめておいていただきたく、大変、僭越とは思いながらも申し上げたいと思います。

さて、これまで本町は福祉のまちづくりから、福祉でまちづくりへと進めてきて、例えば国民健康保険税の住民負担を抑えるために、一般会計からの持ち出しは全道で10位、管内で2位であることや、この十数年で250人を超える福祉サービス従事者がふえていることなど、数字で見ても重要な成果を築いてきたと思っています。

私は、町民の皆さんの町政に寄せる期待の一つにこのような福祉の充実があるものと考えます。

町長は、今議会の冒頭の施政方針で5期目の重点目標は協働で安心と活力と夢あふれるまちづくりを掲げ、あわせて48の施策と事業を進めることとしました。この48の事業を町長は全てやらなければならないこととして位置づけられていると認識しています。

これらを進めるに当たって次の点について、町長の基本的な姿勢、考え方を伺います。

一つ目です。協働のまちづくり推進に当たっての町民の声の把握と意見の反映は非常に重要ですが、具体的方法も含めどのように進めていこうとお考えなのか伺います。

私は以前、申し上げたことがあると思いますが、町長はもう大ベテランだから町民の方が1聞いてきたら10答えるようなことが多いのではないのでしょうか。でも、町民の皆さんは、もっとじっくりその自分の話や意見を聞いてほしいと思っていますよと、そういうことを言ったことがあると思います。そういうことはきっと我々議員にも言えることだと思いますけれども、町長はどのように考えていますか。以前から行っている町長がおじゃましますような機会を年間一定件数行うような取り組みも含め、どのようなお考えか伺いたいと思います。

二つ目に、掲げた公約と政策を推進するには、町職員の皆さんの理解、協力、提案などが不可欠なのは言うまでもありません。特に、新たな取り組みを行うには先進地への職員の派遣なども必要だと思いますが、町長はどのように考えるか伺いたいと思います。

町長は恐らく、今後も管内、全道、あるいは全国的な役割を担うことが予想されます。余り町内にいれないということも少なくないのではと想像します。私はそういう役割を担う首長も必要だと思っています。

そこで、今までは職員の道外出張は抑制気味だったというふうに思いますけれども、今後、掲げる新たな取り組みを行うためには担当職員などの先進地派遣も例えば町長が出張の際などにあわせて、そのような機会を考えるなど必要だと思います。

職員にその能力を十分に発揮していただくことが住民の福祉につながるとも思いますが、どうお考えですか伺います。

三つ目に、ＴＰＰの例など、国が進めようとしていることと、町民の暮らしや営業の間にマイナスの矛盾があると考えるときに、住民生活を守る防波堤としての役割を果たす決意について伺います。

現在、安倍政権、国が進めようとしている方向は将来のためといいながら決してそうではないと。私たちの暮らしや福祉がよい方向には行かないのではないかと危惧しております。国の方針に地方自治体がどこまで異議を唱え、住民の暮らしを守る努力をするかは大変、難しいことだとは思いますが。

しかし、住民の皆さんの暮らしの実態と国の政治が矛盾するときには、地方自治が頑張らないといけないというふうに思います。町長は、この点についてどのように認識しているか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の町長の５期目の基本姿勢についての答弁をさせていただきたいと思います。

今定例会の初日に５期目に当たりまして施政方針を説明させていただきました。私は就任以来、一貫して町民の皆さんと協働のまちづくりを基本理念に元気に明るく、そして温かく、そして豊かなまち本別を目指して多くの町民の方々と対話を重ねながら、全力で町政執行に取り組んでまいりました。

また今後も御質問にありますように、地域がそれぞれの個性を發揮して生き生きと安心して暮らすことができる、やはり本別でよかったねと、本別って本当に元気だよねと、生活の中でさらに実感をしていただける、そういうまちづくりを全力で今後も築いていくということが私の姿勢の一つであります。

その中で、御質問にありましたように六つの柱で４８の施策をつくらさせていただきました。いずれも、この空手形ではなくて、選挙中もずっとお話しさせていただきましたけれども、必ずやらねばならぬことと、完全に実行できることを、この４８の施策の中に盛り込んで町民の皆さんとともに今後のまちづくりについてのお約束をさせていただいたところであります。

ただ、この部分につきましては私１人でできることではありませんので、議員の皆さんはもちろん、職員、そして町民の皆さんとさらに協働のまちづくりをさらに成熟したまちづくりを進めるためには、その自治会長さん初め、本当に多くの町民の皆様方、各種団体の皆様方とも常に懇談をさせていただきながら、まちづくりの未来に向かってのそれぞれの思いをしっかりと受けとめさせていただきながら、一緒に汗を流していいまちをつくと、こういう姿勢を今後とも貫いていきたいなと思っています。

そのためには、何といたっても情報の公開が一番でありますから、しっかりと行政の

持っている情報、そしてまちづくりの未来への情報などなど含めてしっかり提示させていただきながら、特に町長がおじゃましますは定期的にということでありますので、それはもう初心忘れずに、特に近年は青年層を含めて懇談の機会を多く持たせていただいております。

そして、またさらに公的な制度として、また農業塾だとか、または商工青年部、青年婦人部との定期懇談だとか、しっかりと進めさせていただいておりますので、町を担う未来のために、そして子供たち、小中学生との語る会なども含めて、しっかりとまた未来に向かっての本別町のまちづくりに大切な願いや夢や、また希望を受けとめながら努力させていただければなというふうに思っています。

特に各種懇談会、また自治会初め、多くの我が町は団体があります。ほとんど、九十数パーセントは総会含めて出席をさせていただいて、そしてまたそれぞれ冠婚葬祭もそうですが、ほとんど、よく出張が多くていないでしょうと言われるけれども、決してそんなことはございません。いないときはもちろんありますけれども、それは事業によっては取捨選択しながら、どうしても立場を含めて出席しなければならないところは、それぞれ優先度を選択しながら、そしてまた時には副長を初め職員の皆様方にも代理出席も含めて、それぞれまちづくりに必要な役職でありますので、全力を尽くしてこれは本町の未来のためにも頑張っていくということでもありますので、今後ともその姿勢は一貫して続けていきたいなと思っておりますし、そういう面では確かに立場がいろいろな部分で御指名をいただく立場になっておりますので、非常にそういう面では行事も多くなっていますが、これは本当に常に副長筆頭にして職員の皆さんに全力で本別町のまちづくりの任に当たっていただいたり、また必要なまちづくりへのそれぞれの協議や指示はしっかりと出させていただきながら、この本別町のまちづくりに支障の来さないように、さらにまた逆に本別町のまちづくりに必要な情報をしっかりと共有できるように全力を尽くしていっているところでありますので、この部分についてもさらに御質問がありますように、しっかりとまさに初心忘れずに、こうべをたれる稲穂のお話しもありましたが、その気持ちは一貫してそのとおり私も受けとめながら、さらに町民目線でしっかり努力してまいりたいなと思っております。

2点目の新たな取り組みに対しての職員との理解と協力ではありますが、これは毎月、もちろん定例の課長等会議は実施しておりますして、その都度、重要案件の協議だとか、それから北海道や国の情勢や動向を伝えさせていただきながら、協議内容をしっかりと課内職員に全員に伝える業務執行には常にスピード感を持ちながら取り組むように指示をさせていただいております。

年度当初には執行方針を踏まえて、各課から懸案事項だとか、また課の運営方針、さらにまたそれぞれまちづくりの提案事項などについて提出を願いながら、課長等会議でそれぞれ時間をかけながら、しっかりと協議を進めて各課の横の連携もとりながら、情報の共有化に努めているところであります。

また、新たな事業が発生した場合には、関係部局の担当職員によりまずワーキンググループを設置をさせていただいて、調査研究を行いながら計画の推進に当たっているところでありますし、またこのような新しい事業などにつきましては、必要に応じて先進地を視察していただく、やはりそれぞれ職員がその先頭になって現実をしっかりと目で確かめて、肌で感じて、それを政策の事業執行に進めるということが本当に大事なことでありますので、このこともあわせて今、実施をさせていただくところであります。

なお、新しい時代を見据えるということでありまして、職員研修計画というのが策定しているところでありますし、この計画に基づきながら職員への研修の機会の充実に努めながら、資質の向上と企画立案などの高い政策能力を図るための職員の育成に努めているところであります。

道外出張は相当、制限をしてきました。行革含めて、構造改革で大変な財政運営を強いられている時代でありますから、職員ももちろん、議会もそうでありますし、また町民の皆さんもそうでありますが、大変な御苦勞をいただいて、何とかこの厳しい財政事情を乗り越えてくるということでありましたので、そういう意味では本当に必要な情報なども十分に認識できないような、時にはそういう場面もあったかもしれませんが、本当にこの我慢した時代から、これからしっかりと将来に向かって今、頑張らなければならないということが当然でありますし、特に本町は今、いろいろなまちづくりへの未来の情報だとか、希望だとか、現実にそういう施策の実現に向けてのいろいろな取り組みが目白押しで来ているところでありますので、それを確実に一つ一つ町政の大事なルールに乗せながら、しっかり取り組んでいくという意味では、やはりこの高い政策能力や実行力を上げるためにも職員の研修などなど含めては、非常に大事なところだというふうに思っておりますし、これは議会の議長さん方に、またお願いをしながら、できれば議員の皆さん方も一緒にそれぞれ事業推進のために、また最大限の力を、お教えいただくためにもそのような体制をとっていきたいなというふうに思っています。

決して、有り余る財政ではありませんので厳しいところでありますが、でも先行投資でありますから、そういう意味ではしっかりと私もいろいろなところに出掛けさせていただいて、いつも不思議がられるのは1人で来られたのですかというのは、もう合い言葉のように言われていますが、ほかの特に市なんかは複数の方が、秘書さん方もついてくるのは当たり前のような行動になってはいますが、私はどこへもかばん一つで、どこでも1人でというのが私どもの町の今の現状でありますけれども、御質問にありますように大事なところの職員と共有して、この政策にのせる部分についてはしっかりとまた職員に同行も求めながら、また逆に私が情報をいろいろいただいたときには持ち帰って、副長を初め、職員の方々にもチームをつくってしっかりと、また現地の情報収集など含めて適切に本町のまちづくりに生かせるような、そういう職員の

出張のあり方についても、これは御質問のように同行することももちろん大事でありますし、そのようなチームをつくって、直接、推進にさらに全力を尽くしていただくために、そのような体制をとっていきたいなというふうに思っております。

また、3点目についてでありますけれども、阿保議員のおっしゃるとおり、TPPを初め社会保障の見直しや消費税の引き上げ、また重要な国民の暮らしにとっては大変な状況が今、生まれてきていますし、ただ、このことが国民の中にしっかりと議論がされているとか、情報が公開されているというような状況ではないということを含めて、非常に先行きが不透明で不安だということが、まず我々の実感でもありますし、連日のようにテレビや新聞報道でもどんどん国民が不在のままに物事が進められていくということは非常にやはり危惧しているところであります。特にTPP、例外なきが原則だということをおも、それはもう当たり前として、だからTPPなのですから、それが聖域があるだとか、また都合が悪ければ退席してくる、離脱してくるということでもありますけれども、それは誰が求めたのではなくて、今の政権が、党も含めて国民にみずから公約したわけですから、これは今かなり危ない状況に、我々から見ると危ない状況になってきているということを含めて、これは何度も申し上げて、十勝は特に3月10日の4,300人の集会を含めて、その後、30団体が今、このTPPに対する反対の我々とともにオール十勝で行動させていただいているところでありますから、私もその呼びかけ人の代表として、これは十勝の、そして北海道の暮らしが根底から覆される状況でありますから、地域が崩壊するということの危機感をしっかりと、さらにまた訴え続けながら約束どころか、国益でなくてやはり国民の暮らしに、未来にこの禍根を残すようなことは絶対してはなりませんし、我々の今、若い世代や子どもたちや孫たちに、本当にどういう暮らしを、そして豊かな大地を引き継いでいくかということの大事な今、岐路に立たされているというような状況だと思いますので、これも消費税もちろんですし、社会保障もちろんですし、本当に大変な暮らしが今、状況が今我々の地方にはプラスになるような材料がほとんどないというような状況の中で、まさにこれから冬を迎えようとしている中での厳しい、そういう政治状況も含めて、しっかりと国民の暮らしやまさに、町民の暮らしを守るためには全力を尽くして、それはもちろん体を張って頑張っていくというのが私どもの政治信条でありますので、全力を尽くしてこの与えられた立場もありますので、それも含めて我が町のために全力を尽くしていきたいなというふうに思っています。

また、いずれにいたしましても国民生活が本当に根底からどうなるかというような大事なときでありますので、これもしっかりとオール十勝、また北海道挙げて、この全力で取り組んでいけるようにこれからも力を入れながら頑張っていきたいなと思いますので、一層のまた御支援もいただきますようお願いを申し上げて、御質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 主に2番目の関係になりますけれども、町長の頭の中で新たな取り組みなどあるやに聞いておりますし、いろいろな出会いとかアイデアとかというものが多分、たくさん持っていらっしゃる、そういう話を聞いているところですが、まだ正式な場面では出てきていないことが多いとは思いますが、ただその中でもやはり町が今、行っている事業の展開方向を変えていくような中身も含まれているやに思っております。

ですから、今、町長おっしゃったように、町長さっきおっしゃったのはこれからの職員の道外研修視察と先進地視察等の研修も含めてこれまでよりは強化していく方向だというふうに答えられたというふうに受けとめました。

それはもちろん、何でもということではないし、貴重な財源の中からのことですから、町長おっしゃるようないろいろな種々選択、それから到達度、そういうようなものを勘案しながらだと思いますが、いろいろな町長が持っている案がまだ職員全体にはまだ十分に理解されていない部分は多分たくさんあると思うのですが、ただ一つ一つ考えたときに町の現在の行政のあり方を考える、変えていく要素も含まれているというふうに理解しているところです。

公式にまだ発表されていないので抽象的な表現になりますけれども、そういうことを一つ一つ考えたときには、やはり貴重な財源ではあってもやはり担当職員を中心にしっかりとその先進地を受けとめていただけるようなことはやはり強化していくべきだというふうに思っております。

ほかの町に行ってよく聞かされるのが厚生省とか、それから内閣府とかそういうところに職員派遣をしていますよね。こういうことは、ほかの町から見るとやはり非常にうらやましい話だということをよく聞かされますし、ある省に行った職員に聞けば、あれは1年間ですよ、その経験が今の仕事に生かされていると本人が言っています。だから、それはその本人が仕事に生かされているということは私の立場から言えば町民の利益になっていると、かなっているというふうに思います。

ですから、何でもということではもちろんありませんけれども、そういうことをしっかりと調整しながらというか、選別、選びながら、これからの町長時限でいえば4年間のまちづくり、48の公約実現のためにやっていくべきだと思うし、もちろん議員としてもそういうところをしっかりと理解していけるような情報もいただきながら議論していくと、そういうまちづくりを進めるのが重要だと思うし、私はいつも言いますがけれどもやはり町長も立派でないとは言いませんけれども、まちづくりの運営をしている本当の原動力は多分、職員の皆さんだというふうに思っております。

ただ、そこにいろいろな条件とか制約とか、そういうような中で十分にできない部分とかというのもあるので、そこは繰り返し言いますが、財政の許す範囲の中で前向きに進めていくべきだと、このことがやはりまちづくりにかなっていくという

ふうに常々思っていますし、そういう提案もいつもしたいと思っているのですけれども、なかなかできないでいますが、そういう考えを進めて、研修とか視察の機会を今まで以上には強化していくと、そういう立場だということを再度、改めて伺いたいと思います。

三つ目の防波堤の関係は、防波堤ということはいつも私たちが言う言葉なのですが、いい例が先ほど町長おっしゃっているようにＴＰＰで絶対矛盾しているよねというようなことは、やはり地方自治体の首長として許される範囲はあるとは思いますが、簡単に言えば闘ってほしいなというふうに思っていますし、それは議会の挙げてということも含めて、そういう合意をつくりながら進めていくということがこれからいっぱいあるような気もするわけで、その辺は再度、気を引き締めて共に頑張りたいというふうに思っているものですから、これは繰り返しになりますけれども、いろいろなことがこれから起こるというふうに思いますので、その点をあえてまたもう一度聞きたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思います。

まず、職員の研修の関係であります。阿保議員御質問のとおり、仕事というか、まちづくりをしていく先頭はやはり職員の皆さん方の努力と力にありますから、そこに情報がしっかりと集中したり、また町民の皆さん方の思いや願いがここに共有してないとしても仕事はできませんので、幾ら私がいろいろな情報を集めてきて、幾ら演説しても、それは何のことを言っているのかなというくらいでは仕事になりませんので、そういう思いも含めて私もいろいろなところに、必要な場所に行ったときには、そのことを帰ってきて報告はするのですが、それだけではなかなか臨場感もないし、体で、肌で感じなければ必要性だとか、その規模だとか、将来構想なんていうのはほとんど生まれませんので、ぜひそこは職員の皆さんと同じ情報というか、共有をさせていただきながら、必要なまちづくりについては推進のためにはそういう体制をとっていきたいなというふうに思っていますし、今までも例えば老人ホームのあり方だとか、そういうワーキングなどをつくって職員とも研修もして、お話しいただいています。またここにも必要な講師を招いて、それぞれ現場研修やったり、来たり、いろいろな手法でやってきましたけれども、やはり直接お話し聞くことだとか、直接やはり見て判断するとかというのは非常に大事ですから、それはもうぜひ、ただ出張で道外が少なくなったとか多いとか、そういうような発想だとか基準でなくて、この事業を推進するためには、この職員の現場も、そしてまた来ていただいているいろいろなやることも一つに含めて、トータルでやはり事業推進に必要な予算として、また、そういう考え方の中でこれからそういう枠組みをつくりながら予算の執行とか、まちづくりの施策をしっかりと届けていきたいなと。そのためにはやはり職員の司令塔である、トップである副長がその役割を相当担っていただいています。

で、そこは積極的にこれからもいろいろ全力を尽くして、現場も含めて視察も行って研修にも行っていただきながら間違いなく私どもと一緒に作り上げてきたこの政策を実現のために、町民のまさに願いを実現するために努力させていただいてもらっておりますし、また先ほども少し言いましたけれども、それをやはり実施するような議会の皆さん方の協力だとか、推進する御支援もなければなりませんから、そこもあわせて課題ごとにはぜひ御協力をいただくという場面もきっとこれからは多くなるかと思しますので、そこら辺も含めてその都度、また議会とも協議をさせていただきますが、ぜひ委員会の中で、またそれぞれ別のチームをつくるかわかりませんが、そのようなこと含めて大事な場面でありますのでぜひ御協力いただきたいというふうに思っています。

さらにまた、職員の研修の強化ということですが、今言ったように国の省庁に出すということは非常に私どもも本当にまちづくりは人づくりですから、今まで経験したことのない、特に一人一人の頑張りが国を動かしているという、そういう現場と一緒に空気を感じるということは大変なやはり、成長する大きな力になるわけでありまして、おかげさまで本別もなかなか人は出せませんけれども、かなり少なくなりましたから、本当に複数の省庁からぜひ本別町から派遣をしていただけないかというような、そういうお願いがされるぐらいの町にもなってきました。

できる限りそれらも含めて、国ばかりとは言いませんが必要なところに職員として、職員にも逆に行きたいところがあればということで、これは職員にアンケートもとらせていただいていますから、積極的にその期待に応えて国保連合会へ行った職員もおりますし、北海道に行った職員もおりますし、また国のほうに行っている職員もおりますし、短期間ですけれども、小松島に行く、また自治大学校に行く、そういう職員もふえてきておりますので、機会あるごとに職員に必要な資質の向上だとか、まちづくりに貢献できる、そういう人材の育成のためにはさらに力を入れて、職員の希望も含めてどんどん実施をしていきたいというふうに思っています。

また、3点目でありますけれども、特にTPPだとか社会保障いろいろなことに限らず、やはり町民の暮らしを守るという立場では国の政策であろうとも、やはり我が町に、我が町民の皆様方にこれは実態としてはそぐわないものはしっかりと、それは意見も申し上げながら間違いのない、この地方にとっての、本別にとってのこの国づくりの方針を示していただくということは、これからもこれは力を込めてやらなければなりませんし、そのために私どもがその役を担わされているわけですから、その町の代表たる私とその言葉を発しなければ町民の皆さんがまさかみんなで押しかけて声出すわけにはいきませんので、そういう意味ではいつも町民の命を預かる、暮らしをしっかりと守るという立場では、全力で、本当に言いづらいことも言いながら町のために、町民のために全力を尽くしていくというのが私の役割だと思っておりますので、これは今後ともしっかりとその思いを、未来のためにも、そして今頑張っている

本別町のまちづくり、そして町民の暮らしをしっかりと守るという立場では全力を尽くしてまいりたいなというふうに思っておりますので、また、いろいろな情報含めて御支援をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、2問目を行きたいと思ひます。

住宅リフォームの助成制度の創設をということで伺ひます。住宅リフォームへの助成制度は管内、道内、全国に広がっています。本町でも実施を検討する時期ではないかというふうに思ひますけれども、見解を伺ひます。

自宅を快適に修繕したい、この町ですつと暮らしたい、仕事がふえればありがたいなどの住民の皆さんの声に応えて、管内各市町村、帯広、幕別、芽室、上士幌、新得、浦幌、大樹、足寄、広尾そのほかなどで、既に実施されています。

その住宅リフォームへの助成方法は工事代金に応じた現金による助成もありますけれども、町内で利用可能な商品券での助成なども行われています。その町のそれぞれの考え方だと思ひますが、現金による場合でも商品券の場合でもリフォームを行った住民の方や工事施工業者のみならず、その経済的な波及効果が少なくないと思ひます。

改めて確認したいのですけれども、ここで言っているリフォームというのは住宅改修ということで、ほかの町では改修という位置づけだけでなく、そのことによって定住を促進するというような考え方の定住促進というような名前での同じような中身とか、それから賃貸住宅を建てるときの助成とか、そういういろいろな取り組みはしていますけれども、大きく言うと住宅リフォームなのですが、いろいろな場面があります。

本別町では既に介護保険と連動して、町独自の補助も加えて高齢者住宅の改修、手すりとか、スロープなどの、あるいはお風呂場の平らにするとか、そういう助成を既に行っていますし、また高齢者住宅の改修の資金の貸し出し等の助成は行っているということで、そういう広い意味では既にリフォームに対する、町としての助成は行っているという認識はあるのですが、これはそれぞれある意味こういう人たち、こういう希望のある人たちという、ある程度、特定化されている部分なので、私が今ここで言っているリフォームというのは、これまでも今回で3回目ぐらいだと思ひますけれども、一般の人が住宅を改修したときに助成をするという意味合いで言っている中身なので、ちょっと今まで本別がやっていることとはちょっと違う部分もある。もう少し範囲が広いというか、そういう考えなので、あらかじめそのことを申し上げておきたいと思ひます。

そういう意味で、本別が全くそういうリフォーム制度を取り組んでいないという認識ではもちろんありませんし、これとは別にほかの町では太陽光発電、これも住宅改

修やリフォームの仲間に入れたりもしていますので、そういう意味からいっても本町はかなり取り組んでいるほうだという認識ではあります。

ただ、先ほど来、申し上げているように、ちょっとここを直して今、古くなった住宅をもうちょっと快適に住みやすくしたいということも一般住宅の中には多々あるやに思います。そういう点では、そこに町の財政の範囲ももちろんあるわけで、本町ならではの支援の仕方というのをぜひ考えてはどうかというのが今回の質問の趣旨であります。

そこで の質問ですが、本町ならではのリフォーム助成の実現に向けて、このことを、ただいま申し上げたようなことを取り組む考えがないかということで伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の2問目の住宅リフォームの助成制度の創設の質問の答弁をさせていただきたいと思います。

23年3月の第1回定例会でも御質問いただきましたが、本町では第6次の総合計画の施策大綱であります快適で優しさのあるまちづくりを進めるために、公共下水道及び個別排水処理区域のトイレの水洗化にかかわる改造資金の融資などを行ってまいし、御質問にありましたように福祉でまちづくりに関連した住宅の整備でバリアフリーや障がい者を対象にした、また高齢者等の住宅改修費の助成事業、高齢者住宅整備資金貸付事業、障がい者地域支援事業などを行ってきたところでありますが、また地域の資源の一つであります太陽光を生かした太陽光発電システムの補助など、住宅リフォームにかかわる支援を今、行ってきたところであります。

また、国土交通省の地方公共団体における住宅リフォームにかかる支援状況の調査では、全国で1,485の市町村、特別区を含むわけではありますが、道内では141の市町村がこれを実施しているということでありまして、十勝管内では御質問にありましたように定住促進ということも含めて、1市18町村、十勝全部がまさに取り組んでいるところでありまして、主な政策の支援制度であります。これは去年の3月に質問をいただいたときには、リフォームでしたから、言葉がリフォームでしたから、リフォームをしたところの一部を商品券ということでもかなりというか、何度かの意見交換をさせていただきましたけれども、私のリフォームのイメージというのは勝手に思ってしまったのかもしれませんが、やはり100万円とか200万円単位、安くてもかかるのです。自分の家もそうですけれども、例えばお風呂場がちょっとだとか、水回りをやっただけでだとか、サッシを入れかえたとかということ、やはり100万円、200万円の改造資金かかるのです。その資金の一部を助成するということに、商品券でやったらこれは困るだろうと、支払いにどうするのだろうとというようなことも含めて実は3月のときには議論をしたつもりであります。

そのときのことからすると、その後、十勝管内のリフォームの助成金額なども調べ

のですが、何十万単位、10万単位からあるのですね。10万単位から新築になれば400万円とかとあるのですけれども、10万単位とか20万単位の中の一部でしたら、これはあり得るかと、そういう意味では商品券ってあり得るなというような認識も実は新たにしたところでありまして、いずれにしても今、申し上げました高齢者や障がい者の皆さん方の支援体制や何か含めたり、貸付制度含めてやってきているところではありますが、御質問にありますように商品券としてどうなのかということではありますが、これは十勝管内12市町村で実施をしているということでありまして、実施していないのが本当に少ないわけでもありますけれども、今、御質問にありますようにずっと内部でも協議してきたのです、その後ずっと。その金額的には、まだどうこうというのはまだ明示できるような状況ではありませんが、今、本町として、今後の取り組みとして今、御質問の内容からして答えることができるのは、まずリフォーム対策というのはもちろんですけれども、新築に対しての応援をさせていただけないのかなということを含めて、さらにまた新エネルギー、省エネ含めて新エネルギー、これにも該当できないのかと、さらにまた地域材の利用、先ほども今回、給食センターとか小笠原さんから御質問ありましたように、地域の例えば分収林を活用したとか、カラマツを活用したとか、そして本町もいろいろな部分で森林、林業の中で、新たな新しい技法を含めて積極的に森林、林業の再生というのがあるのですから、そういうまちづくりの政策、そして産業の再生を含めた中の一連として関連するような施策に御支援をさせていただければということもありまして、地域材の利活用、それから定住の促進ということでリフォームして、また空き家を例えば購入して、これからはずっと住んでいただくというようなときの空き家の活用などを含めて、さらにまた、これらの事業に補助対象となる費用だとか、補助率だとか現金、また商品券などの支払い支援の方法については、これは対象者、対象住宅など、さまざまな視点から今、検討させていただいていますので、本町の経済の活性化を進めるためにも、今後これらに向けては検討して、実施を含めて前向きに検討させていただいていますので、もう少しこれらも含めて内容を詰めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

今、プレミアム商品券など含めて商工の振興だとか、農業政策にもかなり、また本町の独自の政策などの応援資金なんかも言っていますけれども、これらも全体的に、例えば商店も含めて、商工業含めて住宅もそうですが、新エネ、省エネにすると、例えばこういう家庭の中の電気もLED化にするとか、そういうものはもちろんこれは事業主体とか、これ全部、町内の事業者でなければこれは助成できませんので、そういう制度も含め、町内の事業者よし、利用者よし、そしてまた物によっては雇用だとか、定住だとか、そして地域資源の活用だとか、本当にオール本別の人も、そして資源も、それから雇用も財源も全て町内で循環できる、そういうような視点で幅広く御質問の内容を取り上げ、しっかりと対応するように今、協議させていただいています。

ので御理解をいただきたいと思ひますし、またいろいろな御意見ありましたらぜひお寄せいただきながら、よりよい住民の皆さんにとって本当に願ひに沿ったこの制度をつくってきたいというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひ申し上げて答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 内部で今、いろいろと大体三つの方向ですか、新築、新エネ、地域材活用等で方向性をいろいろ協議しているということで、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思ひながら聞いておりました。

私もこれは3回目ぐらいの質問だったというふうに思ひ、商品券に別にこだわっているわけではないので、そういうことではなくて、そういう町もあります。すぐ近くの町、例えば私が持っている資料では幕別町なんかも10万円から20万円ぐらいの商品券で、事業はたしか50万円以上の改修だったかな、いろいろその町の条件でいろいろなことをやっているのです。帯広市は現金だそうですね、それはそれでまたそれぞれの町の考え方、それから町内業者のあり方とか、そういうのが関係しているように思ひますけれども、いずれにしてもこれは、どういう方向性にしろ住環境を整えることに対して町も少し応援しますよと、ですからこの町に住んでいただきたいというか、そういう気持ちを含めて進めていくべき事業だと思ひますし、そのことが結果的に町内の業者の仕事が少しでもふえるとか、そういう経済的にもちょっと活性化するとか、そういうことにつながれば本当にありがたいことだというふうに思ひております。

実は私もこれはライフワークではないですけれども、何とかこれを実現させたいと思ひまして、知っている建設会社の人や何かともいろいろ話をしてあります。リフォームと言ったり、リモデルと言ったりするそうですね、最近テレビ番組ではビフォー・アフターなんて言うらしいのですけれども、いずれにしてもその住む人の住環境がよくなることによって、再度この町に住み続けられる、そういう気持ちが強くなる、そういうことは非常に重要なことだというふうに思ひております。

ただ、ある建設業者が大工さん足りないのだよねということで、自分が本来やっているその建設の事業にかかわる大工さんの後継者がなかなか育たないというような悩みもあわせて抱えているようです。これは、やはりリフォーム事業、仮に言えばリフォーム事業という名前つけますけれども、これが仮に本別で住むとしても、そういうようなこともあわせて行政としてどこまで考えられるかというのがありますけれども、一つの課題としてあるやに伺っております。

それから、せっかくいい技術、古来の技術というのですか、例えば壁塗りとか、そういうような古来の技術があるのだけれども、なかなかそういう今度は需要がないとか、それから私が知っている方、建具関係なのでしょうけれども、そのプロだから当

然なのですけれども1ミリと狂わない建てつけをしてくれる、これは私、高齢者住宅改修で使わせていただきましたけれども、そういう普段つき合わないとわからないような技術がまだまだ町内にあるということも、今、協議されている事業の方向の中でくみ上げることに繋がっていくのではないかなというふうに、そういうことも思いながら。リフォームというと本当に範囲が狭いのですが、そういうことではなくてリフォームも含めた住宅の改修とか、例えば地域材の利用とか、地域の技術の活用とか、そういうようなことに繋がっていくようなかじ取りを町として研究して、提案をしていけば町民の皆さんにとっても喜ばれることになるのではないかなというふうに思いますので、言葉としてはリフォームという言葉はずっと使ってきておりますけれども、そういうことではなくて、地域のある意味、産業の再活性化みたいなことにもつながるといふふうに私は考えております。

ですから、何とか一定の方向の中でこのことが実現してほしい、させたいというふうにずっと思っているわけでありまして、そういうことも含めて担当課の方も含めて話を、研究を進めていただきたい、そういうふうに思う次第なのですが、先ほど大体その辺の答弁はいただいておりますけれども、繰り返しになるかもしれませんが再度、伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問のいただいた部分については、まさにそのとおりだと思いますし、特に現場の職人さんが本当に不足しているのですね。前にも申し上げたと思うのですが、ことしの春にも十勝の3職人団体、鉄筋工だとか、型枠さんだとか、大工さんもそうですけれども、本当に十勝挙げて人材がいないと。そして要請に来られた会社の元大手だったのですが、その人たちは、元は会社で、型枠含めて職人さんだけで百四、五十人いたと。今は二十何人ですと。ちょっと前ですけどね、10年も前ですから。これだけ少なくなってきた。そして私たちはいいですと、二十数名の職人さんで請け負えるだけのことを請け負えばいいのだけど、例えばこういう公共事業が目白押しで出てきたときに、幾ら大手の元請けさんでも我々の支える職人がいなければ、幾ら仕事をとっても仕事になりませんということを含めて、現場の代理人さんだとか、そういう資格を持った人たちも少なくなったと、あらゆるところで少なくなったと。大工さんももちろんそうです。

ということになると、平成12年からの構造改革で、また公共事業がいろいろなことで批判されて、思い切りその事業が少なくなってきた、暮らせないからやはり都会へ行かざるを得ない、また町内的に見てもあれだけあった、元歴史を誇る本別の老舗であった建設関連のところが先を読んで看板をおろすだとか、またいろいろな都合でやめざるを得ないとかで十数社です。1件、1社十数人にしても、これ百数十人、200人以上はそれだけで、現実的に300人以上もそれで職人さんがいなくなったのですね。今、残って頑張っている企業の皆さんもいます。大工さん何かも老眼鏡持って

墨つけなんてできないと、そんな年代になってきたと、これは我々冗談半分に言っているのですが、現実そうです。若い人も何人が育ってきています、めずらしいです、本別のように若い人たちがいるというのは。これはやはり事業を確保できる企業だけは何とかなっているけれども、そうでない人も大変な思いで。それでも本別はいろいろな面で協力しながら、協会全体が一生懸命努力していただいていますから、頑張ってきていますけれども、それはまさにそのとおりでありまして、そういう意味では御質問にありますように、ただリフォームとか定住はもちろんですけれども、そうでなくてやはり今、国も北海道もどこもそうですけれども今、仕事を発注しても応札ないのです。入札に参加できないです。そういうのがどんどん多くなって、本当に開発建設部も含めて、振興局も含めて大変、苦慮しているというのが実態でありまして、ときどき新聞紙上なんかに出るのはちょっと大きな事業が町村であったら、そこも価格が合わないだとか、また企業の応募者が応札者がいないとか、そんなことで現実としてこの十勝にもそういうことがどんどん波及してきているというようなことから、やはり必要なその業種の人材の育成も含めて、しっかりとつないでいかなければ将来本当に誰も家建ててくれている人や工事やってくれる人がいなくなってしまうと、こういうことに間違いなくつながっていく。

そして、おまけに季節ですから、ほとんどの人が。通年雇用できなければ若い人を採用しても春になったら会社に復帰してこない。それよりも24時間、365日働けるところでアルバイトしたり、そこで雇われたほうがずっといいということで戻ってこない、これが現実ですよという話をずっと聞かされてきました。

それで今、十勝管内のそれこそ国の機関、北海道の機関を含めてそういう協議をさせていただいて、大きな事業については意識して発注時期を調整しながら、できれば1年間働けるような、そういう環境もつくりながら、そういう職人さんや技術含めて、そして事業も含めて通年確保できるような、お互いにそういう協力をしましょうというようなことも含めて今、いろいろな対策を講じさせていただいたり、また資格だとか、いろいろな現場での今までの制度も含めて緩和をさせていただきながら、仕事のしやすい、受けやすい体制をとっていこうということに今しています。

そういう意味では本当に町内の活性化ということも含めて、この人材育成企業の育成というのは非常に大事なことでありますので、そういうことも含めて本町の今のこの御質問のリフォームを含めての御質問というのはやはり、町民の皆さんの投資だとか、またより環境をよくしようという、そういう気づきだとか、その意欲をまた喚起させるとか、そういう気づきの応用をしてもらうための補助だとかと、こういうことを含めて、それが結果としてはそういう現場の安定した雇用だとか、また定住だとか、そしてまた環境の整備とかにつながっていくということですから、ただそこだけではなくてもっと広い意味で、トータルでいろいろな部分で波及していく、総体的なまちづくり全体に確かな効果があるということも含めて、しっかり認識をしながら、

これらの制度については努力させていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

本当に現場は切実な状況であります、今、アベノミクスとかという報道でありますけれども、なかなか地方にはそこまで効果は及んでいませんけれども、公共事業のこの事業が急に多くなってきたということは事実でありまして、大変、現場では逆に苦慮しているというような状況でありますので、安定した事業量の確保を含めて、そして我々の町内の大事な企業の育成だとか人材の育成だとか、また定住、そしてまた地域資源の活用などなど含めて幅広く取り組んでいくために努力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番戸田徹君。

3番（戸田徹君）〔登壇〕 議長のお許しを得ましたので、通告をしておりました1問、保健福祉課の分離の考え方と今後の福祉の展開について1問質問いたします。

第4次行政改革推進を進めるに当たって、具体的な方針について町民生活の環境変化と踏まえ、さらなる効果的な効率的な行政運営を実現すると町民が生き生きと安心して暮らせることが地域社会の構築に向けての意義づけとして保健福祉課の分離案を計画しているが、これらの具体的な考え方と今後の福祉政策展開について町長の考え方をお伺いいたします。

一つとして、来年4月以降の保健福祉課の分離の考え方についてどのような形をするのか、そしてこの10年間の中でどの部分がどのようにあったのかということの反省というか、あれも踏まえてお答えを願ひたい、こう思います。

2番目の今の四つの事務所というか、事業所というかの見直しを行う考えがあるのかということが2点目であります。

3点目ですが、最近、町の中でもこういう話が町長も聞こえてくると思いますが、おたくさんの奥さん病院、今、何カ所ぐらい回っているのですか」と言ったら、「今までは3カ所だったけれども、今度は眼科がふえまして来週から4カ所になりました」とか、この間、町を歩いていたら私の同期生がふらふらしているのでどうしたのかなと思って後日知人に聞いたら「徘徊が始まったのだからね、全く私と同じ年なのにな」と、こういう話もあります。

それからパークゴルフの例会に来て中心に働いてやっていた人が「このごろ見えな

いよね、どうしたのだろうか」と、そうしたら「実は足腰を痛めて歩行も困難でパークゴルフどころではないよ」と、「家の外に出るということもできないだよ」と、こういう話とか、「実はうちの旦那このごろ目が悪くて」あるいは「足腰悪くてもう車の運転できない」ということを言われたと、これから買い物も含めて、病院も含めてどうしたらいいだろうかと、この話は我々の年齢かちょっと下の年齢も会うと、ほとんどこの話です。挙げ句の果ては葬式は簡単にしましょうねということに落ち着いているのです。

私は、ここにある福祉というものが大きなものではなく、それぞれの家庭や町民一人一人の悩み、これからの悩みを抱えている非常に大事なものだということを実は今言ったことで示唆していると思います。町長はこのことについて、このような話は十分に聞いていると思います。ぜひ、今これから福祉を語ってもらうわけですが、福祉を語る場合、大きな方向転換の話をする必要かもしれませんが、この本別の7,923人、このような一人一人の家庭、家の中で起きている事柄が今はこうだけれども、間もなくこうなっていく、これにどう対応するのかと、対応していかなければならないのかというのが、これが各家庭が持っている福祉行政への期待なのだと思います。

これがだんだん高齢化になってどんどんそれが進んでいく、行政が全部やれなんて私は思いませんし、やれるものではありません。しかし、行政の手助けがなければ高齢者や身体に障がいを持った人たちや特に目の見えないとか、そういう感じの人は何もできないというのが現実だと思うのです。

ですから、私が今、前段言ったこの話、これは話をもとにというか、そういうところから福祉というのが積み重なっていかねばならないと私は思っておりますので、町長の考え方についてこれから新しい町政を執行という意味も含めて、福祉について力強く語っていただきたいと、こう思います。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 戸田議員の保健福祉課の分離の考え方と今後の福祉の展開についての御質問の答弁をさせていただきます。

質問の内容とは大分違うのかもしれませんが、大事な福祉ですから御質問いただきましたのでお答えさせていただきたいと思いますが、今、戸田議員がおっしゃったおりのことが私どもの本別町もこれからは高齢化時代を含めて、やはり何といたっても人を思いやる、そして人に優しく、そういう気持ちが本別の大事な人づくり含めて、本当に心のこもったまちづくりができる、そういう意味で福祉を大事にして、お互いが支え合って、やはりいいところは認め合いながら、足りないところはみんなで支え合って元気な町をつくりましょうと、そういうことで本別の福祉政策をつくりました。

福祉をやり過ぎでないかという話もときどき聞くことはありましたけれども、決し

て福祉はやり過ぎだということは私は思っていませんし、それぞれ戸田議員の御質問にありますように一人一人の事情も状況も違いますから、かといってそれを一つ一つ行政が全部やるというわけにはいかないのも現実であります。

それで、多くのボランティアさんだとか、そして福祉の事業を担っていただいている事業者だとか、社会福祉協議会だとか、そういう人たちに支えていただいている、自治会のそれぞれ担当の福祉委員の方だとか、それからまた民生委員、児童委員の方々だとか、多くの安らぎ支援だとか、また介護していただいているヘルパーさんや、また介護士さんや多くの人たちに関連する事業として、またボランティアとして支えていただいて、まさに今、お話しありましたとおりの対応を、そして元気のいい人はそれぞれ自力でいろいろなことをやれるわけですけれども、どうしても生身の体ですから、いつ体調を崩したり、また介護のお世話にならなければならないということになるかもしれません。でも、そのときはやはり、さすがに本別でよかったねと言っただけのように、それが本別の福祉でのまちづくりに町民の皆さんが力を合わせて宣言もいただくというだけの取り組みをしてきたところだというふうに思っています。

本当に、メニューとしてはたくさんのメニューを用意しながらそれぞれ対応させていただいていますし、そのことは先ほども申し上げましたけれども、町民の皆さんがボランティア含めて多くの皆さんが支えていただいて、特に在宅福祉ネットワークのように平成5年から隣近所の見守り含めて、そしてコミュニティ含めて1人の不幸も見逃さないという、こういう大切な活動が自治会長さんを中心にしてそれぞれネットワーク広げていただいて、今、住民の約9割近くの町民の皆さんがそこにネットワークとしてお世話になれると、そういう体制までつくっていただきました。

改めて、本当に町民力の皆さん方のその熱い思いに感謝を申し上げながら、行政としてもやらなければならないこと、そして環境づくり等々含めては、しっかりとまた担っていかなければならないというふうに思っています。

ただ、一人一人の状況ですから、気がつかない点もいろいろあるかもしれません。それはもちろん、地域の皆さん方、自治会含めて隣近所の見守り含めて、また民生委員さんなどなど含めていろいろな相談事、そして町の職員もそうですが、保健師さんなどなど含めてしっかりと対応させていただきたいなというふうに思っておりますので、この福祉施策につきましてはいずれは、行く道我が身でありますから、みんなが今元気であっても将来は、たとえ子どもであっても将来はそういうことに必ず行く道だというふうに思っておりますので、それは小さいうちからそういう人を思うだとか、福祉の心を大切にしまちづくり、人づくりをしっかりと進めていく、このことについてはいささかも変わりはありませんので御承知いただきたいと思えます。

まず御質問いただきました組織機構の見直しにつきましては順次、第2次、第3次の行政改革の中で定員の管理の適正化あわせの課と室の統廃合の整理を計画的に進め

てきました。この見直しの中で、将来的な職員数を見越して、簡素で効率的な行政のシステムの構築を目指しながら、課長職の削減とあわせてスタッフ制の導入などによりまして組織のスリム化を図ることができたところであります。

また、部、局の再編によりまして横断的な連携がより深まり、業務の推進が図られるようになりましたが、反面、課と部局が大きくなったことによる課題もできたところであります。これが、戸田議員の御質問の10年間のこの機構見直しの中で大きな課題としてでき上がったのが今のこの御質問の内容だというふうに思っております。

なお、保健福祉課につきましては平成17年度に福祉課、常設保育所、またへき地保育所、さらに子育て支援センターなど、健康管理センター、総合ケアセンターの3部局を統合したということでもありまして、1点目の御質問の保健福祉課の分離の基本的な考え方につきましては平成24年度より保健福祉課で見直しにかかわる課題や方向性などについて、検討作業を進めてきたところであります。本年8月末に課として一定の検討を終え、方向性をまとめてきたところであります。

現在、来年、平成26年4月の実施に向けて行政改革推進本部、組織、人事、給与、制度検討部会において、保健福祉課の報告をもとに関係課、部局から意見を集約するなどの検証作業を進めておりますが、この見直しは第6次の総合計画の主要課題であります少子化対策に取り組むためのものでありまして、子育て支援や少子化対策などの課題に積極的に対応して、子育て世帯が安心して子どもを産み、育てやすい環境の整備を進め、さまざまな子どもの施策を総合的に進めていくために、仮称であります子ども課の設置を目指しているところであります。

検討部会として引き続き、作業を進めながら年内をめどに行政改革推進本部会議並びに行政改革の推進委員会で検討を進めて、見直しを図っていく予定にしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田徹君） 多くを語ることはないと思えますし、今、町長のてきぱきとした話、しかも福祉でまちづくりということで、町長のカラー全体が福祉という人でありますので、十分に言葉からわかります。

これはちょっとつけ加えてというか、お聞きしたいと思えます。先ほど阿保議員も言っていたのですけれども、役場職員の力というのは、これはかつて四つの力で役場力でなく職員力ですよと言ったのですけれども、非常に福祉に対する職員の態度というのは非常によくなってまいりました。これは感心というか、実は私も何年か非常に今、苦しい治療中でございますけれども、非常に特に議会事務局中心にですけれども非常に優しいというのがわかりました。

これら福祉が町全体に広まってきていると、実はきょうも上がってくる時、これは事務局の人ではなかったけれども、私のものぱっと持って事務局に置いておきます

よと来るし、事務局長含め皆さん出迎えてくれるし、それから例えば植樹祭なんか行っても職員が行ったら私の前を通らないで、戸田さん、そこに段差ありますよと自然に教えてくれる、いよいよ町長の言う福祉というのが職員まで来ていると。私はもう一步で町長が描いているものが、町長の体から離れて職員全体になっていると、今、行こうとしている。私は非常にこれはうれしいことだと、自分の体験を通じてひしひしと感じております。

こういうことについて町長、いかが考えていますか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 何かお褒めをいただいたような気もしますけれども、決して褒めていただいたということではなくて、人としてこうあるべきだというのは職員になってから教育を受けるとかではなくて、私はやはり生まれてからの家庭での育ちが大きく、これは人格形成ができてきているのだらうなというふうに思っています。

まだまだ行き届かないところはたくさんあるというのは御案内のとおりでありますし、それぞれ努力してみたり、自然にそういう行動がとれる人ももちろんいますけれども、総体として職員にはまだ言うのかと言われるかもしれませんが、家庭で、地域でいるときには、人と会ったらまず隣近所のおじさんやおばさんや、お兄さん、お姉さん、みんなに会っても、友達に会ってもおはよう、こんにちは、こんばんはというのは当たり前なのだけれども、なかなか組織の中に入ってきたらそれもままならない、そういう時代も人もたくさんいたことも事実であります。

でも、うちでやっていること、地域でやっていること当たり前のこと、人として当たり前のことをしようねというのが合い言葉であります。明るい時に電気ついていたら消そうよ、火がぼうぼう燃えていたら、熱かったら窓を開けるのではなくて火をとめようよ、当たり前のことなのですが、そういう当たり前のことがなかなか職場の伝統としてしっかりと受け継いでいかないというのもあったかもしれませんが、おかげさまでそういう面では、職員みずからが課長等会議や多くの課の懇談の中でもそういう意見が出てくるようになりましたし、今、戸田議員がおっしゃっていただいたようなことは、非常に私もうれしいなというふうに思っていますし、そういう気配りというのは、やはり教えられるのではなくて自然と出てくることなのだらうなというふうに思っています。

そういう意味で今、せっかくそういうお話をいただきましたので、そのこともまた改めて、これだけの課長、職員もみんながお話しを聞いていますので、またこのマイクを通じて職員も大方の職員がきくと聞いてくれていると思いますので、一人一人がまた自分を再度、問いかけながら、自分ができているのかな、そして町民の皆さんの願いをしっかりと受けとめて職員としての資質だとか、また心だとかがちゃんと発揮できているのかな、などなど含めて、もちろん私もそのこと含めてぜひ職員の皆さんに声かけしながら取り組んでいきたと思います。そういうお話しをいただいた

ことに改めて、逆に私のほうから感謝を申し上げて、そういうお話しが本当に職員としては最高のエールだというふうに思っていますし、励みだというふうに思っていますので感謝申し上げて答弁とさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

3番（戸田徹君） 終わります、ありがとうございました。

議長（方川一郎君） 次、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました2問について質問をさせていただきます。

まず最初に5期目の町政執行についてお伺いをします。

5期目の町政執行がスタートして2カ月余りがたちますが、町長選の経過を踏まえて以下、3点についてお伺いをします。なお、1点目、2点目については、先ほどの阿保議員の質問の中で答弁をされている部分もあると思いますが、重複いたしますが改めて質問させていただきたいと思います。

1点目ではありますが、4期目のときにも質問いたしました、今回の町長選においても依然として多選を懸念する声がありました。私は、多選であっても政治姿勢がしっかりしていれば問題はないというふうに思っていますが、町長の考え方を改めて、まずお伺いをしたいと思います。

2点目ではありますが、町長は十勝町村会会長初め、十勝、全道、全国で役職につかれ活躍されています。それはそれとして評価できますが、結果として地元にいる時間が割かれることとなります。町政執行に影響を与えないためにはどのような対応をとっていく考えか、これについても改めてお伺いをしたいと思います。

3点目ではありますが、町長は施政方針の中で人口減社会、産業の育成と雇用環境の向上を目指し、具体的な政策が述べられています。町長選においても、いろいろなお話しをしておりました。関係者の方から応援演説もいただきました。それぞれの関係者の思いは別といたしましても、何事に取り組むに当たっても農協や森林組合や商工会など、関係団体との連携が必要になってくるわけですが、その点をどのように進めていく考えかお伺いします。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の5期目の町政執行についての質問の答弁をさせていただきます。

先ほど阿保議員の御質問にも答弁させていただきましたけれども、特に1点目の多選に関する懸念ではありますが、この4期16年間の実績含めて、町民の皆さんにこの政策提言としてマニフェストを作成させていただいて、この町政に対する政治姿勢とか、任期中に政策実現目標を具体的に掲げさせていただきました。

この無競争であった前回とはおおよそ状況が変わりましたので、そういう意味では

4期16年間の私どものまちづくり、職員も含めてですが、これが審判をいただいたということでありまして、さらに今後4年間の政策目標含めて、私含めて、一定の理解をいただきながら、御支援をいただいたその結果だというふうに思っておりますので、この4期16年のまちづくりの実績、さらには政治や経済が大きな変革を遂げる時代でありますから、特に私どもに寄せる御支持と、また町政の安定、継続という意味では御理解をいただいていたというふうに思いますが、反面、そういう意味ではより気を引き締めて、また緊張の中にその責任の重大さを痛感して、強い使命感の中でしっかりとまたまちづくりを進めていきたいなというふうに思っています。

マニフェストの目標でもありますが、ともに学びながら、そして支え合って活力あるまちづくり、これが私の政治信条でありますので、これを貫徹するために多様化する町民皆様の幸せと本町発展のために私の力の及ぶ限り全力を尽くしてまいりたいというふうに思っています。

2点目であります。現在、町村会長として5年目になりますし、また北海道の副会長も同じくさせていただいておりますが、特別今までと変わった部分というのは、それはないかと思っておりますが、ただ、こういう時代ですから好むと好まずにかかわらず、いろいろな国だとか北海道、またいろいろな機関での対策が非常に多くなっているというふうに思っていますし、そういう意味ではまだまだ安定するというような状況の政治情勢ではありませんので、特に暮らす上での本別町の、そして未来に向かって、また町民の暮らしの先ほどの繰り返しになりますが、それをしっかりと守っていくために、そしてまちづくりをするためにそういう意味では声を出す場面、また体を動かす場面、非常に多くなってくると思っておりますが、それは先ほど申し上げましたから私のまちづくの根幹をしっかりと担っている、まさに副町長の立場でありますし、そして管理職の皆さん方の立場でありますから、この連携というのは今までもそうですし、さらにまた連携をしっかりと、そしてともに同じ認識を持つように、さらに情報も徹底して共有しながら、理解度も含めて頑張りたいと思っておりますし、さらにそれを補完する意味でまた、現場での職員との連携含めて課長補佐が必ずそこにいるわけでありまして、補佐等会議もこれからはしっかりと実施をさせていただきながら、より事業の推進に向けて、そして町民の皆さんの願いを一層受けとめる、そういう立場の中でしっかりと体制をとりながら、今まで以上により充実した町民との協働のまちづくりが進めさせていただけるように全力を尽くしていきたいなというふうに思っています。

特に私が出掛けることはもちろん、特に多いのは10月、11月が議会の間というのは、どこもそうですけれども、国も北海道も十勝圏もそうですけれども、この間がいろいろな事業で、いろいろな政策の中で動くことが多いのですが、これら含めて先ほども申し上げましたけれども、私の立場として必要なところは、そこはもう私が優先させて行かせていただきますが、まちづくりの中で、これは本当に、変わって必要

なところは副長だとか、また課長の皆さん方とか、もちろん教育関係は教育長方がおりますので、しっかりとその役割も分担させていただきながら、よりきめ細やかに体制をとっていききたいなというふうに思っておりますので、これは今までの経験もしっかりと受けとめながら、今後のまちづくりにはさらに深く連携とれるように努力させていただきたいと思っております。

3点目であります、これはもう御質問のとおりでありまして、今までも各種団体、第一次産業含めて、商工会含めてその団体との連携とらせていただきました。逆にその団体の体制が変わって、町のほうからお願いして体制をとってもらう、言ってみれば立て直しをしてもらうというような団体も中にはありますが、それもまちづくりにとって本当に大事な機関でありますから、そういう立て直し、また再建の道もとっていただく、そのお手伝いもさせていただきながら、しっかりと本町の1次産業、そして商工業含めて、まちづくりが潤滑に、また産業のまちづくりの支えとして頑張っていただけ、その体制は今後とも全力を尽くして連携をとりながら努力していききたいなというふうに思っています。

また、常に農協も商工会もそうですし、森林組合もそうですがトップとの会談はしっかりしていますし、政策提言などもしています。私どもからの強い要請もしていますが、なかなか実行できないこともあります、特に各種団体の皆さん方にはまちづくりという、行政に対する、役場に対するまちづくりでなくて、本別町のまちづくり、要するに住民の皆さんの暮らしの未来のためにという視点でしっかりと連携、協力をスクラム組んでほしいということをお願いしています。

例えば、物事一つ、何回も言いましたけれども、一つ物を買うのにも間に合うものは全部町内でぜひ消費してくださいと。そして、どうしても間に合わないものは町外あるかもしれませんが、人も物もお金も全て町内で間に合うものは町内ですと支えていきたいと思います、それは便利だから、自分が都合いいからということだけで言うしまうと、地元の産業振興も、商工業の振興も成り立たないということがあるなど含めて本当にきめ細やかにその部分は、具体的に町が元気になる、活性化になる、その要因としての要請もさせていただいたり、それぞれの関係団体の環境整備、条件整備だとか願いも受けとめさせていただきながら、必要な体制はしっかりとらせていただきます。

本当に何度も議会でも質問いただいて、言わせていただいておりますが、大事な基幹産業ですから、特に第1次産業、商工業は本町の顔でありますし、産業のまちづくりの支えでありますから、ここの条件整備だとか、環境整備、願いは、私どもはお願いされたことは1回も拒否したことはありません。逆にプラスしているいろいろな政策提言だとか、そういう団体の育成含めての支援をさせていただいているところでありますので、それは引き続き本別の町のためでありますので、そしてそれぞれの産業の担い手の将来のためでありますから、今後ともまちづくりはそういう視点は一番大事など

ころだと思っておりますので、御質問のとおりさらに地域の経済の衰退を招かないように、全力を尽くして頑張っていくと思っております。

また、町内がそういうスクラムを組まなければ、今の国の状況などなど含めて到底、対応できるようなことになっていきませんので、とにかく足元の団結はしっかりと乱さないで、そしてこの本別から大きくまちおこし、そして産業おこし、そして企業もこの活性化を打って出ると、このような思いでこれからも努力させていただきたいと思えます。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問させていただきます。

まず1点目でありますけれども、期数を重ねるということはいい意味でいうと、それは経験が豊かになるし、町長もいつも言っていますけれども、人と人のつながりというのが広がっていくわけですから、今、御答弁をいただいたような姿勢を持ちながら、これは常に取り組んでおられると思えますけれども、そういった期数を重ねることによってのいい面をやはりもっと全面的に押し出していくということも必要かなと思えますので、その点についてまずお伺いします。

それと2点目でありますけれども、町長の思いというのはわかりますけれども、これ体は一つですから、そうは言っても100パーセントにそういう方向になるということにはなかなかならないのではないかと考えております。

そういう意味では、御答弁にもありましたけれども、副町長筆頭に職員の皆さんがやはりまちづくりに対してきちっと受けとめていくということがなければ、そういったまちづくりに対するいろいろな意見が出てくるのではないかなというような思いも持っていますので、その辺のところをそれぞれ十勝や全道や全国で活躍されるということは、これは、こういう言い方はちょっと失礼ですけれども、誰かがやらなければいけないわけですから、そういう意味では、そういう立場になったときに、その立場に置かれている町の職員がどう受けとめて、それにカバーをしていくという言い方は怒られますけれど、対応していくかということも大変大事だと思うので、その辺についてもう一度お伺いをします。

それと3点目ですけれども、この間、具体的に町長のほうからもいろいろなお話しがございます。カラマツ材の利活用とか、さらにはりんご園とか、バイオマスプラントとか、また先日のお話しでは、これは構想ということになると思うのですがトマトとか、大豆の大型規模の耕作とか、そういうまちおこしという意味で具体的なお話しが出ております。

今、御答弁にありましたように当然、こういったことを進めていくということになれば、関係機関とということになるわけですが、特に農林業ということで町長は言っていますので、やはり農協と農業者、森林組合と林業者ということになるので

しょうか、そういったところとの連携というのが必要だというふうに思っています。と申しますのは、そういうお話しが、もちろん構想ですから、お話しとしてそれがあるのは別に悪いことではありませんけれども、ただそれがストレートに、お話しだけがストレートに町民の中にいってしまうと、それでは具体的にそれはどうしたらいいのかという、どうなるのかというような実は思いもないわけではありません。

そういう意味では今後、具体的に進めていくことですから、そういったことは取り組みの中で先ほどの答弁のように連携をしていけばいいということでもありますけれども、そういう構想を進めるに当たって、やはり今、言いましたような農林業関係者との連携というのはより密にしなければいけないのではないかと考えておりますので、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、期数が長くなるということは、それだけいろいろな人脈も含めて、経験も含めてあるわけでありましてけれども、これは私もよく言ってきたのですが、私個人の名誉だとか何とかだったらこんなに頑張れないし、こんなにやらないよと。ただ町のことだから私は本当に、言い方は誤解されたら困るのですが、好きでこの仕事をやらせていただくという、そのありがたい立場をいただいていますから、これはもう疲れただとか、大変だとか一切思わないし、全力でやらせてもらっていますし、こうやっているいろいろな役職につかせていただくのも、これは結果としては町のためにそれをいかに、そういう立場をいただいて、走っていけるかということが私の一番の元気というのか、私の元気というか、やりがいというか、そういうことなのですが、ただそのやりがいもやはり何といても1人だけでは走って歩けないですね。いつも言いますがけれどもまず議会の皆さんがしっかりと応援していただく、支えていただくということがなければできませんし、そしてもちろん職員もそうですし、自治会含めて町の中が本当に安定して、頑張れよと、どンドンいろいろなところへ行って本別のPRだとか、本別のためにしっかりと頑張れよと、そういうその応援がなければとてもできることではありませんので、そういう意味では本当に議会初め、職員の皆さん方にもこれだけしっかりと支えていただいて、町へ行ってもみんながそういう会長さん含めて、声をかけていただいて、まちづくりをしっかりと担っていただいて、そういうことが逆に私も本当に一番感じていますが、私を見ている、そして一緒にやっているほかの町村長だとか、行政機関も本別のまちづくりを見ているから、いろいろな立場も与えられているし、この人ならやってくれるとか、この人なら大丈夫だなど、そういう評価もいただいているのだと思うのです。

ですから、まちづくりが元気に発信できていなければ、いろいろな役職は何ほ長くやったからといっても必ずしも来るものでもありませんし、そういう意味では本当に一番恵まれたときに、一番恵まれた町民の皆さんや議会の皆さん方に支援されて、本

当にこれは一層頑張らなければならないなど、そういう気持ちでありますので、今御質問にありますようにまさに5期目の、今までのメリットもしっかり出すようにこれからもその姿勢を忘れず頑張れということということでもありますから、そのとおり受けとめさせていただいていますし、特に初心忘れずに町民との協働の本当に、町民が一緒になって頑張ってくれる、皆さんが主役ですからといつも言ってきましたけれども、町民の皆さんと本当に目線を同じくして頑張ってきた今までのまちづくりを今度も、さらにまた成熟できるようにしっかり受けとめて頑張らせていただきますし、いろいろな役職も含めて全力投球でまた走り続けていきたいなと思っています。

また、そういう中では何といたっても庁内の体制が大事ですから、御質問にありましたように答弁もさせていただきましたが、まず私が出掛けるときは副町長は必ずいますし、副町長に行ってもらうときには私も必ずいますと、そういう連携もとりながら、そして課長職もそうなります。本当に忙しくて逆に私どもよりずっと出掛けることだとか、いろいろな会議だとかに出掛ける課長が何人もいますが、そういうことも含めて本当に一体となってそういう役割分担しっかりしながら、そして横の連携もさらに深めながら全力投球でまたまちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいなと思っています。

そういう意味では、今までも経験させていただきましたから、さらにまたその経験を生かしてより見えるというのですか、やりながら、経験しましたからやり方も見えて、また違う角度も見えてきましたので、それらも含めて今度の5期目の大きな柱としてまた頑張っていきたいなと思っています。

3点目の本別にいい情報をいただいたり、いろいろなお話しがきていますから、それは情報としては、こうありますよということはいってきました。必要なものはもちろん担当、例えば農協行ってもそれぞれ幹部の方にこういう情報でこうありますよと。そして橋渡しだって多いですよ、直接、町が畑持って何かやるということではできませんから、こういう情報でこうですと、橋渡しをするのですが、そのことも含めてしっかり、どちらかというばつと受けとめて、わっとうこうやってすぐできるという、そういう団体ではありませんので、段階踏んで職員の皆さんに言えばまたいろいろな状況の皆さんに言わなければならないですが、状況から言えば職員にも言わなければならない、それがまたいろいろな全体の構図でもっている、時間もかかりますけれども、情報だけはしっかりと提供させていただいて、是非を含めて一緒になって判断していくと。特に今度は森林組合なのですが、特に林業の関係は大きなくくりとして来ていますから、この森林組合の立場を超えた大きな十勝圏だとか、大きな取り組みになってきていますので、うちの担当職員はもちろんですが、そこも含めてトップレベルだけでなく、担当の職員レベルが本当に足元から理解をいただきながら一緒に進んでいくということで、一緒に進めさせていただきながら、先ほど言いましたけれども新しい体制のまだ経験の少ない団体の職員も一緒に育ててもらって、そして将来の

本町の大事な1次産業の担い手になってもらおうと、こういうことも含めて今、進めさせていただいていますので、ぱっと言ったから農林業団体がぱっと何かやってくれるということにはまだなっていませんけれども、そういうことを含めて我々のできること、そしてやれることをしっかりと情報提供して、一緒にスクラム組んで対策を講じていくと、こういうことで進めていきたいなと思いますから、いろいろ心配されるむきもあるかもしれませんが、私ども一貫して第1次産業、それぞれ農業者のために、そして町のために、そして林業家のために、そしてまた林業のそこで働く人たち、つくっている人たちのためにもということを含めて個別な対応なども含めて必要な体制をとってきておりますので、それをまとめる団体としては一時も連携を怠らず、しっかりと努力させていただきたいと思っております。

この110年かかってつくってきたこの本別の機構体制ですから、畑も山も森も、そしてこの町もしっかりとより元気になるように、今、一層力を入れて努力させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 生活保護費引き下げの影響について、2問目お伺いします。

政府は生活保護費の基準額を一般低所得者世帯とのバランス、現行の物価水準との均衡を図るとしてことしの8月から3年間かけて引き下げますが、受給されている方々への影響について伺います。

1点目でありますけれども、生活保護費の引き下げは生活保護費の改定と称して生活費に当たる生活扶助基準などを3年かけ、平均6.5パーセント、最大で10パーセント削減する内容となっており、96パーセントの生活保護利用世帯が影響を受けることから、制度始まって以来、前例を見ない大幅引き下げと言われ、全国一斉の審査請求行動が始まり、却下されれば行政訴訟へ進むと言われております。

生活保護費については、直接に町はかわりはありませんが、受給されている町民の皆さんに影響を与えることから、その引き下げ内容の概要を、またわかれば本町の受給者で最大の引き下げはどのぐらいか、また総額はどのぐらいの引き下げになるのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、2点目ですが、今回の生活保護費の引き下げは大きく影響を受けるのは子どもがいる多人数世帯とも言われています。本町の影響の実態をどのように受けとめているのか、以上2点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 高橋利勝議員の生活保護費引き下げの影響についての質問の答弁をさせていただきます。

生活保護は、日本国憲法の第25条に規定をいたします生存権を実現するための、国の責任において最低生活を保障するという基本原理に基づきまして、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な支援を行う制度でありまして、その基準は要保護者の事情を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないものとされているところでもあります。

生活保護費の基準につきましては、最低生活の保障という観点から一般低所得者世帯の消費実態など踏まえながら、その生活水準とバランスのとれた適切な水準に設定する必要があることから、5年に一度の見直しを行うこととなっております。

近年、物価の下がる傾向は続いた中で、生活保護基準は据え置かれてきましたが、今回の見直しで一般低所得者世帯の消費実態と生活保護基準を比較したところ差が出たということでありまして、平成25年8月から3カ月、これは激変緩和をかけて最大10パーセント、算定によって増減が10パーセントを超えるものは10パーセントに減額をするということでありまして、この増減幅の範囲内で改定することとなっております。

その概要といたしましては、生活保護基準のうち衣、食などのいわゆる日常生活に必要な基本的経常的経費について定められた生活扶助基準の改定が主な内容であり、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整と、前回、平成20年の見直し以降、物価動向の勘案による基準額の見直しとなっております。

1点目の生活扶助基準の引き下げの内容の概要と本町の受給者で最大の引き下げの程度の総額についてですが、生活扶助基準につきましては飲食物や被服費など、個人単位で消費する生活費、世帯全体としてまとめて支給される経費、特別な需要のあるものに必要な各種加算、地区別冬季加算、期末一時扶助など、そのほとんどの見直しがされており、国が示した世帯別モデルケースによりますと町村部より都市部、ひとり世帯よりも人数が多い世帯ほど引き下げ率が大きくなっております。

本町における今回の生活保護基準の見直しによる影響額であります。生活保護の実施者は北海道であり、道においては各町村の影響額について個別に公表はしていないため、町が独自に推計した結果となりますが、平成25年8月1日現在の被保護世帯は72世帯となっておりまして、そのうち56世帯、77.8パーセントが減額となる見込みであります。

2点目の本町における影響の実態をどのように受けとめているかという御質問であります。生活保護費の金額としては町全体で月額6万3,620円、1.3パーセントの減額で、1世帯平均にしますと月額896円の減となり、最も引き下げ幅の大きい世帯では月額1万7,770円、これは先ほど言った10パーセントの限度という

うことが報道されたりすると、いかにも、頑張っただけで本当に生活をしながら生き続けようとする世帯だって、いろいろな事情でこういう生活保護だとか、また就学援助だとか、そういう部分に支援をいただかなければならない子どもがいる、その子どもたちがマスコミなんか含めて、どうしてもそこが貧困だから学力程度が低いなんていうことが風潮されていくと、ぼろは着てても心は錦ではないですけども、我々若いころの子どものころというのは、みんなが貧しかったかもしれませんが、それでも将来に夢を持って、勉強はできなくてもここは違ふとか、あそこは違ふとか、いろいろなそういう生き方だとか、希望だとか、子どもたちの夢というのはあって育ってきましたから、そういうことから経験をしますと本当に今、学校だけでなく、また塾へ行ったり、いろいろな習い事をしたり、本当に学習塾からいろいろな、そのことが本当にそれは間違いなく生活レベルが問われる問題でありまして、学費だとかそういうのを考えると、そこに行けない子供もいる。

だから、その子どもたちが本当に学力が低いのかということ、社会的に適応力が低いのかということ、私はそんなことではないと思うのです。もっともっと、そういうところと違ふ育て方だとか、違ふ感性だとかあるわけですから、そういうところをもっともっと引き出すとか、そういうところを大事にして教育だとか、社会教育もそうです、学校教育もそうですが、生涯学習もそうですが、そういうことを含めた環境全体が子どもたちを育てていくということにしなければ、お金がある人だけが何となく優秀で、貧乏な家に育ったらやはりだめなのではないかということではないと思うのです。

だから、そういうことをなくするためにも、こういうような引き下げだとか何とかというのは、もちろん国の政策ですからいいとか悪いとかコメントする立場ではありませんけれども、でも本当にこういう、特に教育にもお金がかかるのだと、教育にもこれが必要なのだと、家庭生活もということになると、そういうほうが本当にこの憲法で保障されている最低以上であって最高以下でもないというようなことの範囲の中でも、もっともっとやり方だとか、その工夫があるのではないかなと、そんな気がしています。

直接、町の支援というのは何をやるかということは、私どもにはまだまだわかりませんし、直接、手を差し伸べるのは、なお難しいのかもしれませんが、でも子どもたちは等しく育てていかなければなりませんし、そして共に暮らす人たちは、やはり町のまちづくりにも共に参加をしていただきながら、本当に心豊かに、この本別ならではの教育だとか、学びの環境だとか、そしてやはりまちづくりの大きな夢だとかを共有していける、そんなまちづくりをしていくことがやはり子どもたちも将来、この本別に生まれ育って世界で羽ばたく、日本の各地で活躍して、大いにふるさとを誇りを持って生きていける、そんなまちづくりの中での教育だとか、文化だとか、伝統だとか歴史だとかの、その学びの環境をしっかりとすることのほうが私どものできることはないかなというふうに考えておりますので、本当に直接、物理的に、物質的にど

うこうということはちょっとなかなかはかり知ることはありませんが、そのような思いでまちづくりを進めていきたいなと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今、町長から答弁がありましたように、その生活状況と学力というのが必ずしも、それは反比例しているということではありませんので、それは私は申し上げたいのは教育をする機会を当然、進学すると言えばお金のかかる問題でありまして、そういう機会がなかなか望めないというようなことに現実の問題としてなっているというのがあるわけですが、これは本町がそうだとということではありませんけれども、そういったいろいろな結果としてこういった引き下げになるということは、今までの生活ではやっていけないわけですから、そこにいろいろな問題が起きてくると思いますので、そういったことについては当然、窓口で一定の相談を日常生活等の相談を受けるとか、そのようなことは今までもやっていると思うのですが、その辺のところを改めて引き下げという、先ほど言ったように大変、厳しい状況の中で、さらにその辺のところも受けとめていく必要があると思うのですが、その辺についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 生活実態いろいろ含めたり、またいろいろ相談事、窓口も含めてですが訪問もありますし、またほかの部署の職員も教育もそうですし、また住民に直接かかわる、担当している職員もそうですが、本当に実に私どもが逆に言うとなかなか知り得ないところまで一生懸命気を配ったり、直接、相談を受けたり、また時にはいろいろな紹介をさせていただいたり、本当にきめ細かくやってくれているなというふうに思っています。

そういう意味では、何かここでどうかわかりませんが、本当に身元引受人みたいな形になって、すごく親身になって対応してくれているとか、本当によくやってくれているなど。時に、ともすればやり過ぎでないかと思われる部分もあるかもしれませんが、本当に職業柄といいながらも、それを超えても何とか支えになりたいと言って相談相手になりたい、そして少しでも前向きに頑張ってもらいたいというような願いを込めて、またそういう対応をしていただいているというふうに思っていますので、そこら辺はこれからもその部分についてはしっかりと我々全体もそのことを受けとめながら、職員にも、また担当する部局にももっともっと安心してそういう体制がとれるような方向をとっていきたいなというふうに思っています。

また、教育だとかの部分については、いろいろ先ほども言いました就学援助もそうですが、特に義務教育終わった後は、義務教育の後はいろいろきちとしたそれなりの制度がありますから、義務教育終えた後の高校の支援策ではありませんけれども、それぞれ頑張る、その子どもたちに応援しようと、特に高校の存続含めてのものもあ

りますけれども、ただそれを超えても本当に少しでも経費負担をしてもらったり、やはり学ぶ意欲を少しでもつないでもらうという、そんなことも含めて今度は新年度からも新しい支援策なども含めて、また、これは予算審議をしていかなければなりません、そのようなこと含めていろいろな支援策を考えておりますので、本当に希望があって努力すれば必ずその道が開けるような、そんなことをしていますし、またその上のまた最上級の教育に学ぶ環境も、また推薦制度含めてもしっかりととっておりまますから、その部分についてはぜひ大変だけれども、大変な時代を過ごした、そういう人材こそ大きな成長をしてくれるし、また人の痛みもわかったり、人を思う心も育つということは、今までの人材を見ていてもよくわかることでもありますから、そのようなことを含めて、決して自分が自分がの世界で、何でも自分の思い通りになる世界の中でも、そういう苦勞をしながら育っていくというのは、本当に逆にいうと本当に尊い人材になっていくというのが、本当に大きな可能性を秘めているわけでありまして、そこら辺も大事にしっかりと相談預かったり、またできる限りの支援策も含めて十分に教育も含めて考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、5番小笠原良美君。

5番（小笠原良美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、1問について質問させていただきます。

町民が健康に暮らすための環境づくりについてということでお尋ねをしたいと思ひます。

本町は、平成18年2月に福祉でまちづくり宣言をしており、とりわけ老人福祉の取り組みについては各方面からの評価も高く、最近では道外からの視察者もふえていると聞いております。

私たち北海道民の平均寿命は平成22年北海道の調べによりますと、男性が79.20歳、女性が86.16歳だそうです。これは、あくまでも平均的な寿命ではありますが、私たちにはそれぞれに与えられた寿命があり、その与えられた期間を健康に過ごすことができれば幸せなことですが、万が一健康を損ね医療機関にお世話になったり、介護福祉サービスを受けたり、周りの方々に支えていただきながら生きていくことになる可能性は誰にでもあり得ると思ひます。

高齢化が加速している今日ではあります、私たち町民ができるだけ長く、心身ともに健康に暮らすことができれば一番望ましいことではないかと思ひます。

そこで、現在行われている取り組みをさらに強化して、町民の健康維持につながる環境づくりに力を注ぐべきではないかと思ひますが、考え方についてお伺いをいたします。

まず1点目に近年は生活環境が変化しており、子どもから大人まで生活習慣病、生活習慣病予備群が多くなっていると言われております。そこで、町が小学生、中学生時に生活習慣病検査を実施して、生活習慣病の早期発見、治療、健康指導を行って親や子どもに早い時期から健康に対する関心を持ってもらうことが必要かと思いますが、考え方を伺いたいと思います。

2点目に現在、行っている地域主体の一時予防事業、これは一般、元気な高齢者が月に1回程度、地域の施設などを使って交流をしたり、軽い運動をしたり、脳のトレーニングなどを自主的に行っており、そのうち年に二、三回程度は認知予防教室、介護予防教室が開かれているようです。

人間は特に高齢になると、年齢を重ねることに体力が低下していきます。これは、ごく当たり前のことですが、その体力の低下を防ぐことや健康寿命を少しでも先へ延ばすために運動する機会をふやすことが大事ではないかと思っています。

今後、学校の空き教室や地域の施設などに簡単な運動器具を備え、健康維持のための場所として地域の方々に利用していただければと思いますが、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

次、3点目に町民の健康を守るために現在も行われていますが、さらに他の部署、例えば保健福祉課とか総合ケアセンター、地域包括センターなどとの連携をさらに図って、保健師の方々に積極的に地域や住民のところへ出向いて、健康維持のための指導に当たっていただくことが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか、以上についてお尋ねいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の町民が健康に暮らすための環境づくりについての質問の答弁をさせていただきます。

本町は、御質問の部分であります。第6次の総合計画の柱として健康本別21、銀河福祉タウン計画など、関連する計画に基づきまして町民の健康づくりの取り組みを進めているところであります。

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化をしてきましたし、子どもの生活環境も変貌しておりますが、特にテレビゲームなどの室内遊びやスナック菓子、または清涼飲料水、これを豊富に与えられるという、そういう時代にもなりましたので、とりわけ運動不足や栄養バランスが崩れているということが健康面でのさまざまな問題が生じていることも事実でありますし、子どもの健康的な生活習慣の確立に取り組んでいくことが課題であるとも言われているところであります。

1点目の小中学生に対する生活習慣病の健診に関する質問であります。子どものころの生活習慣は大人になってからも生活の基盤でありますし、幼児期は正しい生活習慣を身につける大変、重要な時期と心得ております。本町では、各種の乳幼児検診や講座を通して保護者に対して離乳食から始まる食生活や運動、規則的な生活リズム

確立の大切さを繰り返し伝えることが重要と考え、積極的に取り組んでいるところでもあります。

現段階では、学童の生徒や若年層に対して町として特別に健診は行っていませんけれども、十勝管内の町村で小中学生を対象にした健診のデータがあります。生活習慣病の予備群に対する数値であります。これに示した受診者が子どもたちの中の1割近くがそういう予備群ということの結果が出たということの報告もありました。本町においては、生活習慣病のリスクを抱えた児童は1割とは言いませんけれども、少なからずいるだろうとふうに推測をしているところでもあります。

今年度、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施いたしますので、あわせて調査項目の中に食生活の運動に関する質問などの項目を盛り込みながら、今の子どもたちの生活実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、この調査の結果をもとに関係部署と連携を図りながら、小中学生に対する生活習慣病の対策を含む健康づくりの体制について今後、検討を進めてまいりたいと思います。

2点目の1次予防、介護予防の学校の空き教室など簡単な運動器具を備えて、健康維持のための場所としての地域の方々に利用していただくのはという御質問であります。現在、各地区で行われております1次予防事業は地域が主体となっただきながら、公民館や集会施設等を利用して、地域ごとにラジオ体操や高齢者向けの体操、活動性のあるリクリエーションなどを取り入れて実施をしていただいています。

健康を維持するための運動は日々の生活の中に取り入れられて初めて効果があるものでありまして、介護予防事業はそのきっかけづくりと継続に向けた動機づけとなるものでもあります。近年の介護の予防事業は地域の中に高齢者が参加する場をつくるだけでなく、高齢者自身が主体となって事業を進めていただくなど、住民参加型の取り組みが重要と言われております。

本町におきましては、早くから元気な高齢者の方々に地域の集会施設等を利用していただき、介護予防事業を実施してきたところでもあります。運動の機会をつくり運動を継続することは健康づくりや介護予防においても重要なことでもありますので、今後とも既存の施設の利用など、関係部署と連携をとりながら、町民が有効に活用できるように周知をしていきたいと考えております。

3点目の保健師が積極的に地域や住民のところへ出向いての健康指導の必要性についてでありますけれども、保健師活動は妊産婦、新生児、生活習慣病の予備群、認知症などの高齢者、また精神疾患など、多岐にわたる対象者に家庭訪問によります家庭環境に応じた個別の指導や相談の対応、さらには地域や職場からの要請に基づき、健康教育や健康相談など、さまざまな機会を通じて積極的に実施しているところであります。

人的、時間的な制約もありますが、今後とも地域の課題を明らかにしながら、適切な保健指導に努めて、地域の健康支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

5番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目の今、私が小学生、それから中学生時に生活習慣病の検査を行っては何についてですけども、町長おっしゃっておられますように、妊婦を初めとして3歳児までの健診はあらゆるケアもあって、私はすごくいいというふうに思っております。

学校へ上がってから町長のお話しにもありましたけれども、学校へ上がってから子どもさんの生活が簡単に言ってしまうと朝御飯を食べないでいく子どもさんを初めとして、少し話が飛んでしまいますけれども、私も関西方面からの高校生の修学旅行生の受け入れをさせていただいて、高校生と接する機会が非常に多くなったのですが、朝御飯を食べていないという子どもさんが非常に多いのです。それはやはり、どう考えても、夕飯は少しにするかやめても、朝御飯をしっかりと食べるということは最も大切なこと、これは大人も同じだと思うのですが、特に子どもさんは学校に行ってから頭を使って勉強していくわけですから、食事をしていないということは、脳が活性化されないだろうというふうに思うのです。

そういう指導も含めて、生活習慣病の検査をして、それに該当するような方には親御さんも含めて指導をする、子どもさんにも、子どもさんに合ったような指導をするということが、私はこれからもう切り離せないというか、これから大人になって健康な生活をしてもらうために、やはり今の食生活を考えるについて、もっときちっとしたことを指導していくことが本当に必要なことだなというふうに思っております。

先ほど町長のほうから十勝管内でもそのことを実施している町があるというお話でしたけれども、数は多くないと思うのです。私はそこをちょっと聞いたときに、そこでする必要があるのかなというふうに実際のところ思ったのです。でも、先ほども言いましたように3歳ぐらいまでは親御さんを指導したり何かする機会はたくさんあるのだけれども、学校に上がると途端にそのところがない、それは確かに子どもの家庭生活は親御さんの役割ですけども、親御さんでは間に合っていない部分が最近はあるのかなというふうに思います。

ですから、ぜひともそういう点で実施していくことが私は必要なのではないかなと思っておりますので、そのところはもう一度お伺いしたいことと、それから既存の施設を利用して、高齢の方も運動をどんどんできるようにしていくべきだという、2点目のところですけども、先日、仙美里の公民館に2次予防のいきいき教室というのですか、それをやられているときにちょっと見せていただきました。そして、かつて

はこのスペースの中に軽い運動の器具も設置はしてあったのですよと、だけでも利用の方がなかったので撤去しましたというお話しを聞いてきました。

それを考えたときに、どうしてそういうことになるのかなと思ったときに、やはり器具だけあるから運動しなさいと言われてもなかなかできないと思うのです。それで、軌道に乗るまではそのトレーニング器具を活用して、自分が一生懸命運動することによって筋力をアップさせたり、それから健康維持ができる、健康寿命というのだそうです、健康でいられることを維持していく、健康を維持することで備わることを健康寿命というのだそうですが、その健康寿命を少しでもやはり先に延ばすということがいかに大切かというふうに考えます。

私は、自分の体験をとおして、午前中に戸田さんが御自分の体験を含めた御質問をされておりましてけれども、私も自分の体験をとおして私は今65歳になりました。60歳ぐらいまでは現役で自分は農業者ですから、農業の仕事もしておりましたので、そんなに足腰が衰えているというふうには感じておりませんでした。でも最近、一線から外れましたので、その足腰の衰えを非常に感じるようになったのです。それは、やはり動かす機会が少なくなったからだというふうにまず一つ考えられます。

そこで、やはり自分は健康でありたいと思っていても、高齢、年齢を重ねると過激な運動もだんだんしづらくなりますし、その運動器具のあるところへ自分が出掛けていくというの、だんだんおっくうになるということも考えられます。それで、できれば身近なところにそういうものがあることによって、やはり自分の健康を維持させていこうという意欲も持てますでしょうし、それから軌道に乗るまで指導していただくことによってそこへ到達できるのではないかなというふうに考えますので、そこらのことを踏まえて、もう一度、答弁をいただけたらというふうに思います。

それから、3番目の保健師さん、現在の保健師さんが働いていないなんて全く思っておりません。いろいろ御活躍いただいていることは承知しております。しかし、ちょっと調べてみますと、行政の保健師さんの仕事というのは住民の健康を守るために健康指導を行っていくことだというふうなうたわれているのです。ですから、やはりそれをしていただくには、いかに住民の近くに保健師さんがいてくださることが最も大切なのではないかなというふうに思っているのです。

先ほど町長のほうから御答弁もありましたけれども、健康を維持することが介護保険の保険料に影響したり、それから国民健康保険料に影響したり、それからもっと言っていけば医療費を抑えたりというところにつながると思うのです。そうすると、いろいろなところで、一番の私が望んでいることは健康に、心身ともに健康に過ごして自分の人生を終わっていくということは一番望ましいのではないかなというふうに思っているのです。

それで、そのための環境づくりとして三つ挙げさせていただきましたけれども、これらのことに特に力を注いでいくことが大切なのではないかなというふうに私の中で

そういうふうに思っておりますので、あえて質問させていただいていますが、繰り返しになるかもしれませんが、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、1問目の子どもたちの健診というか、検査含めての質問であります。特に朝御飯食べていけないというのは多いのですよね。何でこうなるのかなと思うのだけれども、糖質が頭にいけないと頭の回転悪いでしょう。それから朝起きてコーヒー飲むときは北糖の砂糖飲みなさいよと、よく言うのだけれども、味噌汁は本別の無添加の味噌があるし、具材はいっぱい庭にあるしとかというのだけれども、本当にこれは冗談でなくて大事な地元の食材や、また安全・安心含めてなのですが、何たって食べてもらわないことには元気にならないのですよね。特に朝御飯なんて一番大事なところなのだけれども、生活習慣病というのは、生活習慣が夜中まで起きているでしょう、多いのですよね。何時までといったら、夜中の12時だとか、1時だとか、その間、先ほど言った清涼飲料水飲むわけでしょう、そしてスナック菓子食べて、朝は眠たいし、まだお腹すいていないから食べたくないというのももちろんあるけれども、朝御飯つくらないとかばかりでなくて、そういうのもあるのですよね、きっと。

だから、いろいろな条件あるけれども、とにかくやはりなるべく年齢の低いうちは8時とか9時には寝るというしつけがまずないと、それこそそういう正しく体をつくる、生活習慣をしっかりとさせなければだめなのだけれども、そういうことを含めてやはり体調の、子どもたちなのに高齢みたいな体質になってみたりしているというのが非常に多いので、それで十勝管内町村も調査したり、健診やったということなのですが、うちも行政報告させていただきましたけど子ども・子育て支援会議の中でこれらを含めてやるということに、検査をするというまでいっていませんけれども、この対策を講じるということになっています。

先ほど言いましたように、この健康指導を含めては先ほどの答弁で言いましたように、今年度中にアンケートを保護者にします。そのアンケートの中にもこの子どもたちの生活実態の把握のために項目も新しく入れて、食生活や運動に関する質問なここに入れて、その結果を今後どのようにしていくかということの検討を進めていくということでありますから、生活習慣病や健康づくりという面でしっかりとこの辺は子どもの子育て支援事業計画の中に入れて、実施をしていくということでありますが、これは御質問の趣旨に沿ってしっかりとこの体制をとれるようにやっていくということでありますので、ここも理解をしていただきたいと思います。

この2問目の質問になるのですが、これは仙美里は入って右側のスペースに元あったのです、ずっと。私もずっと見ていました。なかなかあそこまで来てやらないということが実態になってしまったのです。健康器具って小笠原さんはどうかかわからないけれども、私も結構興味があるから買うのです。買ってくるのだけれども3日なのだ

よね。いっぱいあるよ、自転車もあるし、スキーのやつもあるし、最近は股広げるやつもいっぱいあるのだけれど、なかなか器具を使って、出掛けてまで行ってやるというのは、ここで本当やってもらえば一番いいですよ、うちもせっかく公民館だとか、地域集会施設だからいいのだけれども、それをやっていただく、そこにいて指導するというのだけれども、そこまで本当にやっていただけるような条件になるなら、それはかなり力も入ると思うのですが、なかなかそうはいかない。

でも、健康づくりというのは、そればかりではなく、例えば夏の間だったら野菜づくりとか、畑を一緒にやるとか、そういうことも含めている体動かすだとか、ウォーキングやるとか、パークゴルフやるとか、ゲートボールやるとか、朝の散歩、登山やるとか、いろいろなことがあるのですけれども、それらのトータルで含めて健康指導、また体育協会などのチャレンジド・ネットワークいろいろ含めて、たくさん町の全体がいろいろな面で取り組んでいただいたり、自治会もまたサロンをやっていたり、予防教室を行なってみたい。予防教室も今まで介護予防の予防教室というのは今まで9カ所だけど、今度は12カ所にふやしてやるということにしてありますから、そういういろいろな取り組みをトータルにあわせて、その中で健康づくりとか、そういうものについてはもう少し力を入れてというか、強化してやっていくということについてはいいと思うのですが、その中で、例えばこういうところに、こういうのがあったらいいねとか、そういうような願いがあったり地域の中でまとまってそういうことがしていくというような環境ができた場合についてはそれは十分に対応するための環境づくりをしていいのかなと思うのです。

でも、最初からありきでいくとなかなか、せっかく用意したのになということになりかねないのではないかなと思うのです。正直言って、本音で言ってそうだから。本当にそういうことが地域の中で、例えばどこでも、どの地域でもいいからそういうことがあれば、絶対やるよということであれば、それはそこでしっかりとした体制をとっていくということはやぶさかでないかなと。逆にそうやって、やってもらったほうがありがたいかなと、こう思うのです。

だから、そこら辺はよく地域の実情もよく聞き取りしながら、また、実態を見ながら本当に健康づくりは本当に大事なことですから、一番は年を重ねたから老いるのではなくて、精神年齢、健康年齢が一番大事なものですから、そういうことを含めて、いつでも気持ちも体も健康で達者で長生きしてもらうためには必要なことだと思いますので、そのようなことも含めて順次、地域との連携も取りながら頑張っていきたいなというふうに思います。

もう一つは保健師の活動ですが、これはぜひ保健師の活動も含めて、先ほど答弁させていただきましたけれども、せっかくの御質問ですから担当のほうから活動の内容なんかも少し答弁させていただきながら、できることをまたやらなければならないこと含めて、ちょっと十分に対応させていただく、そんなきっかけにさせていただけれ

ばと思いますので、課長のほうから答弁させていただきます。よろしく願います。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） それでは、保健師活動の業務の関係についてちょっと御紹介をさせていただきます。

保健師業務の中には大きく分けて地区管理、保健福祉事業、コーディネート、教育研修等があります。この中で、地区管理というのは情報の収集ですとか、分析とか管理、いろいろな企画管理をしたり、例えば特定高齢者の把握をするための作業ですとか、保健福祉計画をつくる等の策定だとか、振興管理などの業務がありまして、これが保健師活動の中では全体の30パーセント程度を占めております。

保健福祉事業というのは家庭訪問、あるいは保健指導、健康相談、健康教育、予防接種などがありまして、これは全体の45パーセント程度占めております。その他実習の受け入れですとか、研修の参加等が25パーセントぐらいの割合で今、業務を推進しているところでありますけれども、家庭訪問等の指導状況につきましては現在、保健師5人で対応しておりますけれども、年間270人のところに出向きまして402回訪問活動を実施しております。

特に訪問の内容につきましては、精神疾患、あるいは心身障がい、成人病、助産婦に新生児、あるいは乳児、幼児、その他本人以外の家族へのケア、あるいは相談等の訪問も実施しているところであります。

保健師活動というのは赤ちゃんから高齢の方まで地域の健康づくり、あるいは健診業務、実施グループ活動の支援等、ネットワークづくり含めまして、広報紙の発行など幅広く業務を推進しております。

今後とも地域のニーズ、あるいは課題等を的確に把握する中で年間の事業計画を調整しながら町民の皆さんの保健指導、あるいは健康づくりのために取り組んでいきたいと、努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

5番（小笠原良美君） 2問目と3問目について、もう一度質問させていただきます。

まず2問目ですけれども、町長のほうから健康器具をいろいろ集めてもなかなか継続できない。それは本当にそのとおりだと思います。

ですから、私は1人ではなかなか持続させることができないので、集団でいいですか、みんなで集まるといろいろなことが長続きできるというか、声かけができたりとかするのです。ちなみに、ここを切り抜いて持ってきましたけれども、今月3日の新聞です。これは勝毎だったと思うのですが、芽室町が高齢者が利用する体力増進施設を新たにつくると、手狭になったのでつくるということがうたわれているのです。それは、今まで既存の施設で呼びかけをしながら、地域にバスを迎えに行って、そし

て来ていただいて1週間に一度のペースでやるのだそうです。例えば、私は上本別ですから、上本別地区は月曜日、それから錦町は火曜日という、こういうふうにして回転させていって、ずっと積み重ねてきた結果、運動することが最も健康維持に大切だということで、その運動施設の造設を図るということになったということが10月3日の新聞に載っておりました。

私は、芽室町がこういうことをやっているということ詳しくは知りませんでしたけれども、やはり病に倒れたり、それから介護が必要な状況になったときのケアももちろん大切ですけれども、そこへ行くまでの先ほどからしつこいように言っておりますけれども、健康寿命を延ばすことをやはり一方では取り組んでいかなければ倒れた人を手当するだけでは間に合っていないといいますか、できるだけ健康に心身ともに健康に過ごしていただく期間が長ければ長いほど私はいいのではないかなというふうに思うのです。それが、生涯学習であったり、町長が推進してこられた福祉にもつながって連動してくるのではないのかなと思っているのです。ですからその辺のところを。

それと本別で今言いますと体力増進センターの中にいろいろな運動器具がありますよね。でも、それはやはり高齢者にとっては使いづらいといいますか、健康な方が使うのには向いているような気がするのです、見せていただきましたけれども。そうするとやはり高齢者の筋トレが可能なような、それなりのマシンがあるそうですので、やはりそういうものを使って健康寿命を延ばすということでの取り組みを行政がするかどうか、ちょっと口幅ったいですけども町長が福祉でまちづくりを推進されてきて、ここまで来られたのは町長の思いがたくさんあったからではないかなというふうに私は思うのです。ですから、やはり健康でいる時期を延ばすために、やはり何か手だてをしていかなければならないのではないかとということに立っていただければ、いろいろなことがクリアできるのではないかなというふうに私は思っておりますので、その辺のところについてもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、課長のほうからお話しをいただきました保健師さんの活動の状況をいろいろ言っていただきましたけれども、この中でちょっと気になるのは保健師さんがいろいろな情報の収集や何かをして、それをデータ化するのだと思うのですが、そういうようなことは私は一般の事務の方でもできるのではないかなと思うのです。

これは、私は今、保健師さんと住民の距離が少し遠いのではないかとということをおし上げているのは、私だけでないということがちょっと最近わかってきたのです。それで、やはり住民の健康状態を知るということは近づいていなければなかなか知れないと思うのです。例えば健診の結果だけを見たり、アンケートをとったデータの結果だけを見ているのでは、本当に健康かどうかということまでなかなか、この人にはどうすべきかということにまで私はちょっと到達がしづらいのではないかなと思うのです。

ですから、できるだけ近づいていって、その健康状態を保てるような環境をやはりつくっていくことが大切ではないのかなというふうに考えますけれども、その点について再度、お尋ねをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） ぜひ理解していただきたいのは、健康づくりもずっとやっているのです。ずっと取り組んでいるのです。健康は大事だから、本当に。病気になってからずっと言ってきましたけれども、何ぼ立派な病院をつくっても一生懸命あわくって行くことないよと、よく冗談半分で言うのだけれども、やはり一番いいのは病院にかからないで、病気にならないで元気にやっていくのが一番いいのです。

でも、いろいろなやつをやったり、機械だとか、私はそのこと含めて地域集会所を一番先に整備させてもらいました。各地区にみんなで集まる拠点、そしてお話しをすることも大事だし、いろいろな料理つくったり、いろいろな手芸だとか、いろいろな近くではパークゴルフやったり、いろいろなことも必要ですし、そこまで集まることもまた大事なのです、家から出る。そういうことも含めてやりました。

中には菜園つくって、最近ある自治会では老人クラブで、そこで自分たちの畑をつくろうとわかりやすく言えば、菜園をつくろうと、それで1年間またいろいろやって楽しもうだとか、それも健康づくりだとかいろいろあるのですけれども、健康づくりは必ずしもこれだというのはなくいろいろあるのだけれども、ただ道具を使ってやるということがだんだんやらなくなってくるのです。先ほど言ったけれども、本当に必要だと、うちのクラブだとか、うちの地域でこれやるから、この集会所にこういうの、そういうのだったら今までも本当に要望に応じてできる限りのことをしてきました。例えばこういうものが必要だとかというのをもちろんやってきたし、例えば卓球台が必要だとか、今、ほとんど卓球やられていない、そういうこともあるし、だからだんだん変わってくるのだよね、やり方も。

だから、そういうことも含めて体を動かして直接体力つけるというのは、言ってみれば体育協会方式だとか、教育委員会方式みたいなものってたくさんあるし、また介護予防教室みたいな形の中で、例えば簡易に体を動かしているいろいろなみんなで、集団で足の筋肉をつけるとか、いろいろな体の機能をつくるとか、例えばサロンなんかやっていただいて、いろいろなみんな料理つくったり、いろいろなことをする中でそういう健康づくりしてストレスをためないでいろいろなお話しをしてという、そういうこともあるし、いろいろなことに取り組んでいるのです。

ですから、これこれこれということじゃなくて、この地域はこういうこともまだ取り組みとか、こういうことというのは全部が役場が行って職員が行って指導するなんていうのは無理ですから、それで今までやっていただいたのは地域の例えば高齢者なら高齢者の人たちが主体になったり、老人クラブの役員の人たちが主体になったりして、いろいろなサロンだとか、いろいろな取り組みをやっていただいているのです。

子どもは子どもなりに、いろいろな地域の子ども会育成だとか含めてやっているのです。

ですから、その上でこういうものが必要だとか、ああいうのが必要だというものは、それはぜひ、どこまでできるかは別だけれども、ニーズに応えながらやっているということですから、ぜひ、そういうことはここでこうだというものがぜひ、そういうものが逆に言うと提案していただけるような、そういうような取り組みをしていただければすごく我々も応えやすいかなと、そう思うのです。

ですから、健康づくりというのは御質問のとおり一番大事なところですから、一番明るく元気に過ごしていただくというのは我々一番の願いですから、そのことについて支援をさせていただくというのは全然問題のないことで、全然といったら変な言い方ですが、全く問題のないことでありますので、ぜひそんなことも含めて、またそういうような地域指導、何か必要なことがありましたらもちろんどんどん我々も頑張りますし、そういう中で、そういう聞き入れがまた必要だとなれば、その後ずっと継続して使っていただけるような、そういう体制づくりもしていただくことが、できればそれはその期待にも応えていくことは十分にできるのではないかと、やらなければならないことになるのではないかと思いますので、そういう御理解も含めてお願いをしたいなと思っています。

保健師の活動については、その事務的なことは事務方でやるのではないかとということですが、なかなかそうもいかないような実態にありまして、保健師活動の難しいところで、元気な人のところに保健師って余り行かないものですから難しいのです。先ほど言ったように402件、その前の年は405件と、それぞれのずっと精神障がいの方から乳幼児から含めてあるのですけれども、そのことが本当に可能なことかというのは現場が一番大事ですから、課長のほうから答弁させていただきたいと思いません。私からは以上です。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 介護予防なんかにつきましては、現在も健康管理センターと地域包括支援センターの職員が一緒になって連携をとりながら進めておりますし、ただいま質問にありました分析等も事務的なことであれば総務担当のほうで手分けしてやることも可能ですけれども、内容によっては専門職の保健師がやらなければならないこともありますので、そういったことで役割分担を決めながら進めているところであります。

訪問の関係につきましては限られた時間、あるいは人的な職員体制の中で、これからもできるだけそういったことで年間の事業計画の調整をする中で町民の中に入って行って、訪問活動も進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

5番（小笠原良美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番林武君。

11番（林武君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告どおり森林・林業・木材産業の現状と課題ということで、一般質問をいたします。

第3回定例会初日に、町長より施政方針が示されました。その中から林業の振興について具体的にお伺いします。

言うまでもなく、森林は二酸化炭素の吸収、水源の涵養、生態系の保全、産地崩壊防止等々、多面的機能を有し、農業や漁業にも大きな影響を及ぼすと言われております。以下について伺います。

近年、民有林の皆伐が加速をされ、特にカラマツ人工林の伐採が顕著であります。その背景には、林家の高齢化と同時に後継者不足が影響されていると思われまます。伐採後の造林未済地の解消について、その実施計画を伺います。

次に、森林資源の保続に向けて森林・林業に対する理解を深めるため木育の取り組みを推進すべきと思いますが、考え方を伺います。

次に、循環型林業の推進を図るためには木材の利用拡大、公共建築物、一般住宅分野での地域材の利用が不可欠と思いますが、考え方を伺いいたします。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 林議員の森林・林業・木材産業の現状と課題の質問の答弁をさせていただきます。

施政方針で三つ目の柱として地場産業の振興と企業支援で新たな雇用の創出の柱を掲げまして、その中で林業振興についての施策を表明させていただきました。

林議員御質問のとおり、森林の果たす役割は単に木材を生産するのみでなく、水源の涵養もありますし、国土の保全などなどさまざまな広域的な機能を有しております。地域にとってはこれはもう地球環境上も必要で不可欠な資源であるというふうに認識をしているところでもあります。

1点目の伐採後の造林未済地の解消についての実施計画であります。本町におきましては伐採後、植林されずに放置されている造林未済地であります。平成24年度末ですが約270ヘクタール、これは北海道の森林の調査簿であります。270ヘクタールもあるということでありまして、前年度に比べても増加傾向を示しているのが事実であります。

このことは、御質問のとおり材価の低迷、また施業に対する意欲の低下を招くのが

原因でありまして、依然として森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いているのも事実であります。造林未済地の解消が進まない原因ということで分析をしているところでもあります。

森林整備にかかわる費用を軽減するために町単独事業の民有林の造林促進事業の補助単価の大幅な見直しを今年度から実施をし、造林未済地の解消を図ることとしております。今後におきましても、本制度の見直しを含め、計画的な事業実施を図ってまいりたいと思います。

また民有林の振興に当たりましては、民有林の窓口であります森林組合及び営農指導対策協議会と連携をし、造林未済地の解消に向けた取り組みを強化をしてまいります。

2点目の木育の取り組みの推進でありますけれども、御質問のとおり町民の皆さんが森林・林業に対する理解を深めていただくことが森林づくりを町全体で支えることにつながる重要な活動と捉えております。

森林づくりの理解を深めていただくには、町民の方々が木と触れ合い、木に学び、木と生きる木育の取り組みを通じて、人と森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことが必要であると思います。森づくりを町全体で支える気運を高めるためにも、今後とも植樹祭、育樹祭の開催を通じ、森林と触れ合う機会を提供していくことが重要であると考えております。

3点目の木材の利用拡大、公共建築物、一般住宅分野での利用の質問であります。森林資源を循環利用していくために地材地消を推進し、公共建築物など、多様な分野での道産木材、木製品の利用を促進することが森林・林業の活性化につながるものと考えております。

本町におきましても、今までも公共施設、公営住宅含めてもほとんどの建物は、これは木造で実施をしているところでもありますので、これは一番御理解をいただいているところだというふうに思いますが、常に木にこだわって気を配りながら、この施設整備をさせていただいているところでもあります。

また、24年12月に策定いたしました本別町地域材の利用推進方針に基づきまして、本年度につきましては議会でも御承認いただきましたけれども、給食センター、また義経の御所に地域材のカラマツの利用を積極的に努めてまいりました。今後におきましても、公共建築物の地材、地域材の利用に当たりましては比較検討を行いながら、使用に努めてまいりたいと考えております。

また、一般住宅での利用促進につきましては、地材地消の意義を御理解いただきながら、町内建設業界と連携をした取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、何といたっても運営のためにはやはり育てて、そして出口がなければなかなか育つ意欲も湧いてこないということでもありますから、植える、育てる、切る、そして加工する、そしてまた、すかさず植えていただく、こういう循環型、その中でまた雇用も

生まれますし、地域の活性化もそうでありますし、人・物・資源も全て町内で循環できると、こういうような大切な裾野の広い作業でありますので、森林・林業の育成については、また特段の力を入れながら努力してまいりたいと思いますので、以上を申し上げて御理解いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林武君） まず、1点目の皆伐をして、そして造林がされなく未済地として残っているという、この悪循環は十勝全体で総合振興局の発表によりますと23年度で皆伐面積と造林面積を比べ、皆伐面積の73パーセント程度しか植林されていないと、いわゆる27パーセントは未済地であるという、本町も270ヘクタールもあるということは、非常に苦慮されることだと思えます。

先ほど町長の答弁の中でもこのことについて造林未済地の増加に伴って、そしてまた森林整備がおくれるということであれば問題であるということはお互いの共通認識だと思いますが、私は高齢化されて後継者がいなくて、そして例えばカラマツ林を売ると、その後も費用がかかるので、そして管理もできないということでそのまま放置されるというのが多いのです。十勝も全体を見ると、そういう73パーセントしか造林していないということでもありますので、やはりここで公的機関がその土地を持ち主の林家の民地ですからそう簡単にオーケー、ノーというわけにはいきませんが、そういう制度をつくり、条例をつくり、そしてそれを町が買い取って森林整備をしていくという方法は町長の選択肢の中にあるかどうか伺います。

2点目、木育についてでありますけれども、道民の意識調査をした結果、森林の役割についてアンケートをしたそうであります。その結果、木は勝手に生えているという非常に多くの答えがあったと。それから伐採は全て悪、いわゆる環境破壊であるという、そういう誤った認識があるということが先般、十勝総合振興局の資料の中でわかりました。ああそういうことなのかなと。だけど新しい知識を持つための学習の場が私は必要だと思えます。

木と触れ合って、町長も最後に答弁の中で言っていましたけれども、人間は木と触れ合って、そして木に学んで木と生きるという、これがしっかりと取り組むことによって人間の形成ができてくるという一つの学説もあるわけであります。

ぜひ、このことは教育委員会も関係するのでしょうけれども、ここに私は教育長は入れていませんでしたけれども、町長の決断でその辺をしっかりとさせていただくことも可能かなと思えますので、再度、伺います。

3点目ではありますが、公共施設の地場木材の活用には平成22年に施行されました公共建築物等木材利用促進法があります。これは、十勝の振興局に言わせますと平成24年度中に十勝の1市18町村が全て計画を立てるということではありますが、先ほど町長答弁の中でちょっと字句が違ったのですがこのことを言ったのだと思うのですが、それについてどのようなことで、今後どのようにこれを活用していくか町

長の考え方を伺います。

同時に、林業及び木材産業の健全な発展、それは森林整備によって行われると思っております。循環型森づくりが大切だと思います。このことについて再度、町長の御答弁を願います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 資源が枯渇する、環境がどんどん悪化していく、私も今、林議員から御質問いただきましたように何度かお話ししたことがあると思うのですが、この森林・林業というのは実に裾野の広い産業、地域産業ですから通して、この山元で暮らす我々については一番密着した大事な産業なのです。子どものときは当たり前として、周りがほとんどと言っていいほど森林、林業と農業でしたから、特に森林、林業は本別本町は本当に稀代の繁栄を誇っていた町でありましたから、町中見渡す限り木工場の社宅と、そして工場の音がして、煙で出てというのが本別のイメージでした。至るところに土場があって、丸太が満載でしたから、南の外れから、私の生まれ育ったところは土場というくらいですから、流送の土場でしたから、僕らも本当に物心ついたときから一緒にそこに暮らして、すぐ裏はS Lが走って、S Lで本別駅まで丸太運んで、本当に小さいかすかな記憶ですけれども、それを見て育ちましたから、丸竹の柵がいっぱいあって本別は駅裏からずっと錦町まで今の本別製材の元のあったところまでずっと合板があったり、田西木工場があったりとか、いつも言うのですが、そういう時代が自由化とともに全部消えてしまったのです。山もとから、T P Pの姿、まさにこれ話ずれるけれども、そういうことになってはならないという。

でも、やはりここにきて、その森林・林業の大切さだとか、地域の雇用だとか、地域の歴史を刻んでいくのは大事なこの森林・林業の事業と産業と、そして地域づくりに欠かせない環境問題含めての森林・林業だと思っていますから、そういう意味では残念ながら材価がこんな調子ですから、なかなか2代、3代でかかる植えてから、手元にお金が入るまでそんなに時間がかかるものですから、なかなか今の世代はほかの業務に多忙を極めているかもしれせんから、特に農業者が多くの林家でありますから、本当に家族経営でたくさんの面積を耕作している中ではなかなか林業のほうに手がいかないということで、1回切るとあとはそのまま植えることがないと、そこにまた経費がかかると、こういうことであって、私どもいろいろなことでずっと調査研究したり、要請活動してきました。

特に、近年の国有林の荒廃ぶりもかなり目立ってきましたし、シカの食害などなど含めても大変、憂慮するところでもありますし、見渡す限り民有林は山であったところがそこはほとんど未立木地になって、牧草畑になっているならまだいいほうと。このような状況で降った雨が一気に出てくると、それがまたすぐ海に、海の汚染までいくと、このようなことありますから山元がしっかりしなければならないというのは、これは大事な暮らしとして責任のある地域でないかなと思っています。

これもずっと山元の整備がもし国でできないのだったら、自治体がそれを請け負ってやろうというような動きも今、我々としては町村間含めて発信をしています。私もその町村会の中のメンバーとも、その国有林を自治体がい取りと、そこまで明言している人もいますので、任せておけないと、自らの我が町でやろうということもありますし、そんなことがあります、私ども今、林議員の御質問にありましたようにどうしても切って、あと皆伐した後、植えられないという人がいたら、特に不在地主多いですから、本別も。ですから、そういうところの対策をとって、私も個人的にずっと考えているのは、できればそこを借り受けてもいいから、売ってくれてもいいし、借り受けていいからそこに責任持って町が植林をしようと、造林しようと、そういうことの中で育てて、そしてそれは将来的には大きな町の資源、財産になるわけですから、そんなこと含めて、またそのぐらいの思いで地域づくりをしていく、森林・林業の整備をしていくべきではないかなというのは思っているところであります。

具体的に、それは現実可能かというのはこれから、それは逐次その相手の林家もいることですから、そういうことも含めてですが、そういうような決断もしっかりと腹に据えて地域の林家の皆さん方にそういう促進をしていただくと必ず循環できる、だから今、植えればこの次は今までの何倍もの財産になるのですよと、そういうこと含めた、対策も含めて今回の十勝のEDSの活用もそうですけれども、この本別だけでなく十勝全体の森林・林業の再生ということは、これらの技術加工、今まで使えなかったもの、また捨てられていたものを大変な宝物として、資源として使わせていただいて、そして出口のしっかりとした応援するところの出口の大手企業含めて、また先ほどの朝からの質問がありましたように地元の地材地消、地元の活用も含めてしっかりとした活用できる、そういう環境を整えてやはり安定した材価が獲得できるようにしていくことによって、また植える意欲だとか、育てる意欲というのをしっかり喚起しながら、長い期間かかるわけですから、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っていますから、まさに1番の質問はその条例もつくるということでありますから、必要な環境、条件整備をしながら、そのような同じ思いでやっていくという気持ちは私も持っているということも答弁をさせていただきたいと思えます。

2問目は、これは木育の関係ですが、これはせっかく委員長さんも、教育長さんもいますので、子どもたちの木育含めて、それぞれ学校現場でも、学校だけではありませんけれども、本当に自然の遊びの中で我々子どもときって覚えたのですね、木は。だから、この木に登ったら、こういういろいろな木は触ったら、このぐらいの太さで折れるとか、ぶどうの蔓なら小指の太さあればぶら下がることができるとか、そうやって覚えてきたのですけれども、なかなかそういう機会がないですから、やはりまとまった集団の中でそういう事業だとか、そういう機会を持たなければなかなか理解しきれないなど。

へたに今、木登りしていたら大変なことになりますからね。えらい勢いで怒られて

しまうような時代ですから、そのようなこと含めて木育、我々ももちろん考えていかなければなりません、教育委員会、せっかくですから教育長もそろそろしゃべりたいなと思っていると思いますので答弁させていただきます。

もう一つの新制度の部分については林務課長がおりますので、林務課長から説明させていただきます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 木育の関係であります、この木育という言葉は最近出てまいりました。

私どもの学校におきましても木育というのは非常に大切なことであるということで、例えばある小学校においては遠足のときにその道の詳しい方に御講話をいただいている、あるいはある小学校は森林管理署の方に来ていただいて、森林教室をやってございます。

また、御承知のとおり植樹祭のときには小学校、中学校参加をしてこれは一部の学校ですが、この中で木に触れて、またお話しを聞いて、いわゆる人生の先輩の方にお話しを聞いて木のことを勉強するというのもしてございますし、あるいは小学校の5年生で森林環境、自然環境のこれがいわゆる教科書の中に出てまいりますので、そういう勉強も学習もしているということでございます。

なかなか長時間、その教育課程の中に入れて取り組むというのは、なかなか難しいかと思いますが、いろいろな場面で木育ということを中心にしながら進めてまいりたいと、学校のほうにもそういうことをお話ししてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 林議員の地域材利用の関係の今後どのような活用方法を考えているのかというような御質問だったと思うのですが、先ほど町長の答弁のほうでも触れておりますが、平成24年11月に本別町地域材利用推進方針というようなものを策定しております。

この部分につきましては以前、高橋議員にも御質問いただいたところだったのですが、そのときにはまだ方針をつくりますよというような答弁でございましたが、24年11月に策定をしたということで、今回、この利用推進方針に基づきまして給食センター、義経の御所等も積極的なカラマツ利用をしていきたいというようなことで、実際、カラマツを利用しているところでございます。

今後カラマツだけではなくて、本別町、もしくは道産材を積極的に利用して、公共建築物の利用については積極的に取り組んでいきたいということで考えているところですが、建設といいましょうか、具材でいろいろ使うところで不都合等もあるところもありますので、検討は必ずして、使えるところは積極的に使いたいというようなことで考えているところでございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林武君） よくわかりましたけれども、林業・木材産業の振興、これによって循環型森林整備をしながらぐるぐる回していくと、51年から55年周期で回していくと、これが町長の考えていることだと思っております、循環型林業の振興というのは。

それで、十勝全体を見ますと素材生産業が44事業所、造林が47事業所、これは平成23年度の振興局の集計でありますけれども、若干、今ふえていると思います。本町はなかなかこれがふえないで、ふえたのは今回、製材と言われる製品の一工場あります。動力を使ってやる工場、いわゆる木材産業は現状で今の新しいのを含めると4カ所になります。この4カ所がいわゆる動力を使ってノコで引いている、そしてチップーみたいに削ってやっている、いわゆる電気を使って機械を動かしているという工場が入りますと4カ所になります。残念ながら素材生産をしている専業は2事業しかありません。

造林の専業は1事業所です。ここは若干、素材生産もやっているようでありますけれども、大半はいわゆる造林に重点を置いている企業であります。

これだけの本町に1万2,000ヘクタールぐらいある森林面積が、この事業体ではなかなか整備というわけにもまいりません。それぞれの道有林、国有林の仕事を持っていますので大変だと思っております。

先ほどちょっと話に出ていました技術者もマンパワーもどんどん高齢化して、そして減っていったような状況であります。ですから、事業をするには大変なことかなと思っておりますけれども、やはり後は森林組合が民有林の受け皿でありますので、1万2,000ヘクタールのうち町有林は1,100です。あとは民有林なのです。ですから民有林の振興が本当に大事なのです。そして民有林には1齢級から何百ヘクタールずつあります。町有林は成熟した山を持っています。いわゆる8齢級以上が圧倒的に多いです。これはもう、町としてふるさとの森も含め、学校林も含めていいカラマツを持っているわけです。

だから、ここら辺をうまく利用しながら、町有林の1齢級から7か8齢級まで、大体5年周期ですから1齢級は、そうするとゼロに等しいのです、その間ずっと。そして後半にいったぐんと上がってくるのです。ですから、この前、議員協議会の際に振興課長が言ったカラマツの人工林が4,740、約4,800というのは間違いありません。

ですから、これを原資として、そして未済地をどうやって小さいときから養うと言ったらおかしいですけれども、植えていかなければならないかという、そこら辺をしっかりと取り組んでいただければと思います。いずれにしても森づくりは100年の計と言われております。長期的施業計画の中で辛抱強く、粘り強く、やはり育てなけ

ればなりません。

また、これは木というのは化学物質やストレスによる健康問題の解決には非常に効果的だと言われていています。その森林の有する資源を森林整備していくためにはまず除伐をし、間伐をし、そして択伐をしながら最終樹高伐ということで皆伐をして、また回っていくという、この循環をしっかりと計画を立てながら、長期的展望に立って取り組んでいただきたいと思います。再度、町長の考え方をお伺いします。

議長（方川一郎君） 町長。

町長（高橋正夫君） 循環型というのは実に大事なことなのですよね。当然、釈迦に説法みたいな話ですけども。私は本当に若いときに石井よしとかさんに教えられて、上浦幌の道場に5日間、山田ぜんさくさん、はたべいさん、3人に教えられました。国の持っている基準で苗木なんて植えることはないぞと、わざわざお金かけてたくさん苗木を植えて、それを抜いて間伐してなんてやることないと・木は太陽が恵みなのだから、太陽が当たる技術を持って植林をなさいと、それを大事に育てれば30年、50年後には本別町の大変な財源になるから、心して森林・林業をしっかりとやると、そのためには管理する道路だとか、それから水資源だとか、しっかりそういうものも見ながら自然環境を大事にしてやるようにということを教えられてきました。興味があったら行ったのですけれど、そうやって教えられながら来て、そのことが今、目の前に実現しようとしていることを本当に嬉しく思っていますし、そういう事業者もふえてきた、言うなれば地元でなければ資源がなくなってきたというのもこれ事実なのです、反面残念なことですけども。それは資源があるからこそこういうこれからの希望を持てるということでもありますから、今御質問にあるように事業者、今回の与志本林業もそうですけれども、双日として、本体としてあれだけの大きな本体が動いてくれたのは、ここで事業をおこせば未来、将来もずっと循環して施業ができるということがまず第一の希望なのです。

そういうことになると、私どもも地域としては当たり前のことでありまして、せっかくこの大事な山があるわけですから、それこそ植えて、育てて、切って、加工して、運送して、またそれが循環してということで、私たちはそういう事業者、そしてその事業者も育て、育成しなければ議員のおっしゃるとおり植える人もいなくなるし、それこそ育てる人だって、ましてやチェーンソーで切るなんて人はほとんどいなくなるわけですから、そういうことになってはせっかくのこの事業がだめになりますから、そういう人たちを育ててしっかりと、そこで担い手として山づくり、森づくりをしていただく、そしてまた加工して、運ぶ人、そしてそれを出口として売っていただくというのは本当に連携して、常に循環した山づくりをしていく、そのためには山林・林地の確保も必要ですし、またそういう中での新しい技術も必要でありますから、そしてまたそれは大径木は今言ったような建築材だとか、家具材の利潤など生んでいく高いところの技術を使っていく、そして中小径間木の間伐材含めては、やはり

間伐材はパネルだとか、また梱包材だとか、それらに向かって有効に利用すると。そこから生まれた端材なんか含めては、これは国も推奨しているのですがバイオマスできちっと処理をして発電をしていながら環境に、またそれは地元の工場なんかでずっと使っていくということを含めて、常に生産現場も循環、そして人も循環、そしてそこでまた雇用する自然環境なんかも健康づくり、また環境づくり、水と空気含めても常に人の暮らしとして必要なこの森林・林業の施業でありますから、そのことも大きな機能的な役割も含めて、先ほどの木育の話ではありませんが子どもたちにもしっかりとそれを継承して、この地域でやはり住み続けて、安定して暮らしていけると、そういう体制がとれる大きな産業だと思っておりますので、そのような面に向かって全体の努力をしていきたいなというふうに思っています。

私どもではなかなかできないものもありますし、今まで育ててきた林家の皆さん方は特に協力していただかなければなりませんから、本町がまた11月からの第一歩の事業所が工場が操業されます。その安定した木材の供給など含めてもこれは大きな、私どもの企業誘致の条件にもなっておりますので、多くの人たちの協力をいただきながら、間違いなく未来ずっとここで操業していただけるような環境条件をつくるために、また暮らしを、地域を守るためにも森林・林業の施業というのはしっかり受けとめて努力させていただきたいと思えます。その他必要なものは全て責任持って町がやると、このような決意も含めて努力していきたいと、以上です。

11番(林武君) 終わります。

議長(方川一郎君) ここで、暫時休憩します。

休憩宣告(午後 3時15分)

再開宣告(午後 3時16分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第66号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第66号本別町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長(吉井勝彦君) 議案第66号本別町子ども・子育て会議条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立をしました。平成27年度から本格施行となります。その中で、地域の保育需要等を踏まえた子ども・子育て支援事業計画という計画を市町村で策定をしなければならない、ということで義務づけがされてきております。

現在は、次世代育成支援法によりまして、次世代育成支援行動計画を策定し、それ

に基づいて子育て支援を推進しておりますが、平成27年度以降は、新たに子ども・子育て支援事業計画により取り組むこととなります。

この計画を策定するにあたっては、市町村において審議会、その他合議機関を設け意見を聞かなければならないということになりました。

本町におきましても、この事業計画策定等に当たり、保護者や子育て支援の関係者、学識経験者などから意見を聞くほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、かつ計画的な推進に関する必要な事項等について調査審議いただくための合議制の機関として、子ども・子育て支援法第77条の規定により、本別町子ども・子育て会議を設置する必要があるため、子ども・子育て会議の組織、運営等に関し、必要な事項について、条例で定めるものであります。

それでは、制定条文に沿って概略を説明し、提案にかえさせていただきます。

本別町子ども・子育て会議条例。

設置。

第1条は設置について、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、本別町子ども・子育て会議を設置することとあります。

第2条としまして、所掌事務としましては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、次の事務を処理することとしております。

第1号は特定教育・保育施設の利用定員に関し意見を述べること。これは認定子ども園、幼稚園、保育所を指すもので、それらの利用定員の設定に関して、この会議の意見を聞かなければならないということ。

第2号は特定地域型保育事業で、これは、小規模保育、いわゆる家庭的保育の保育所という施設ではなくて保育者の自宅等を利用しての小規模保育等を指すものであります。

第3号は、本別町子ども・子育て支援事業計画の策定に関しても意見を聞かなければならないこと。

また第4号は、本別町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するということを規定したものであります。

第3条は組織について、それぞれの立場の方20人以内の委員をもって組織することを規定したものであります。

第4条から第8条までは、任期、会長及び副会長、会議の招集、部会、庶務について、それぞれ規定しております。

第9条は委任規定で、子ども・子育て会議の運営に関し、必要な具体的事項を、規則、要綱などに定めることを規定しております。

附則は、この条例の公布をもって施行することとしています。

以上、議案第66号本別町子ども・子育て会議条例の制定についての提案説明とさ

せていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 合議制の機関として子育ての関係のいろんな施策等に意見を言うことができるという趣旨だと思います。それで、もとのほうの法の第77条というのを十分承知をしない上での質疑なので大変申し訳ないのですが、ここで仮に本町の保育行政、保育所のこととか、その他子育て支援等について、この会議で調査、研究あるいは意見を出された時に、それを町の行政としてどう扱うかというところが、どういうふうになっているのか伺いたいというふうに思います。

また、この中で、第7条に専門的な調査審議するため、必要がある時は、子ども・子育て会議に部会を置くことができるということですから、これは最初から部会を、こういう部会を設けるということではなくて、その都度というか今後設けていくということになるというふうに理解するわけですが、その点についても、これからということなので、これからまたいろいろ審議もされるとは思いますが、その辺、方向性があれば伺いたいというふうに、以上2点伺います。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えします。

これから進めることになる教育保育施設や保育事業の利用定員を定める時に、保育事業を踏まえた子ども・子育て支援事業計画を策定するのですが、この策定する時に、地域の子育てニーズを反映していくことを始め、子育ての支援策等が地域の子ども・子育て家庭の実情等を踏まえて実施されることを担保としてということで、この会議は重要な役割を果たすものと考えております。そういった児童福祉や教育との観点を持った方々の参画を得て地域における子ども・子育て支援について調査、審議していただくのですが、この計画の策定だけでなく、子育て支援策の実施状況ですとか、この事業計画を継続的に点検、評価、見直しなどを行っていく役割をいただくということになっております。

2番目につきまして、部会ですが、部会につきましては、この子ども・子育て支援事業計画の策定に伴いまして、子どもの施策に関して専門的に掘り下げて審議することが必要になった場合、全体会議ではなくて少人数による会議のほうが効率的と判断される場合は、会長が支援会議に諮って定めることとして、部員は会長の指名により、部会長は、部会の互選により定めて進めていきたいというふうに考えております。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 第2条の関係で、再度伺いますが、第2条の括弧1とか括弧2、それぞれの認定子ども園とか幼稚園、保育所、多分、小規模保育所といっ

たと思うのですけども、いずれにしてもそういう、その定員についても利用定員の設定に関し、意見を述べることができるというふうに書いてありますので、今までは、例えば保育所の定員というのは、一定法の中で何名とかが定められていると思うのですけども、この規定によると、その地域の実情に応じて、例えばA保育所は、何歳児、何人が定員ですとかという、そういうようなこともこの会議で、法とは別に決められるという意味なのかどうなのか、それともその法に基づいてその範囲内で定員を決めていくという考え方なのか、その辺については、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えをします。

現在ある保育所については、今までのままでいきますけども、これから新たに設置されるところについては、この会議に諮って利用定員、あるいは需要等に関して意見を述べていただくということになっております。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） よくわかりました。そうすると現行の保育所と新たにつくられる保育所という名前になるのか子ども園という名前になるのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても新しく進められるそういう保育施設というのは、預ける条件というか、そういうのが変わってくるようなことも年頭におきながらということなのでしょう。ちょっとイメージが湧かないのですけども。今の答弁だけを丸まま受け取れば、簡単にいうと2種類の保育所ができるみたいな、そういうふうにちょっと受け取ってしまったのですが、そういうことなのかどうか、その辺伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 先ほども言いましたけども、今ある保育所につきましては、現行のままでいきますけども、今度新たに建てる時には、この子育て会議の中で意見をいただきながら進めていくということでありまして、

新たにできるところについては、規模だとか条件だとか、そういったことも含めた中で皆さんの意見を聞きながら進めていくということです。

制度とか仕組みは、変更はないものというふうに考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 66 号本別町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号本別町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 67 号

議長(方川一郎君) 日程第 4 議案第 67 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算(第 9 回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第 67 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算(第 9 回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、子ども・子育て支援事業、美蘭別地区水源調査事業、緊急雇用創出推進事業、太陽の丘野球場整備事業、生活介護支援サポーター養成事業の追加、安心生活創造事業の補助金減額による調整、身体障害者等の扶助費の増額及び予算の組みかえ、執行残の整理などが主な内容であります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,390 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 2,245 万 7,000 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

2、歳出でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 19 節負担金補助及び交付金 26 万 6,000 円の増額は、自治大学校へ隔年で職員を派遣しておりますが、今回、入校決定したことに伴う負担金であります。

次の 5 項 2 目諸統計調査費 4 万 9,000 円の増額は、住宅・土地統計調査事業の交付金の確定に伴うものであります。

次の 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 8 節報償費 7 万円の増額は、民生委員児童委員退任に伴う記念品代で、記念品の単価の見直し及び退任者増によるもので、次の 9 節旅費 5 万 9,000 円の補正は、障害者相談支援従事者研修受講によ

るものであります。

次の19節負担金補助及び交付金100万円の減額は、社会福祉協議会に対する新規委託事業、生活・介護支援サポーター養成事業の追加に伴い、社会福祉協議会一般分の補助金を減額するものであります。

次の20節扶助費702万3,000円の増額は、介護給付、訓練等給付などのサービス利用者の増加によるものであります。

次の同款2項老人福祉費1目老人福祉総務費11節需用費13万2,000円、12節役務費23万4,000円、次のページ、13節委託料中、生活・介護支援サポーター養成事業400万円の増額は、新たに補助内示を受けた生活・介護支援サポート養成事業の実施によるものであります。

1行上の安心生活全創造事業300万円の減額は、国の補助事業の内容の見直しにより、減額内示を受けたため調整するものであります。

次の3目介護保険費28節繰出金中、居宅介護支援事業38万2,000円の増額は、介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員研修受講によるもので、下段の介護老人福祉施設事業45万4,000円の増額は、老人ホーム地下A重油タンク油面指示計の修繕によるものであります。

次の同款3項児童福祉費1目児童福祉総務費217万9,000円の増額は、子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子育て支援ニーズ調査事業によるものであります。

次の4款1項1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金17万円の増額は、帯広高等看護学院の暖房設備修繕に伴う市町村負担金によるものであります。

次の4目老人保健費23節償還金利子及び割引料中、前年度精算償還金388万2,000円の補正は、平成22年度をもって廃止となりました老人保健医療費の診療報酬分であります。

次の16ページ、17ページ。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費12万9,000円の増額は、町が管理する明渠排水において用地を取得するものであります。

次の6目営農用水管理費13節委託料1,278万9,000円の増額は、美蘭別地区水源調査における計画水量確保のためのボーリング調査の追加を行うためであります。

次の7款1項商工費2目商工業振興費8節報償費20万円の増額は、企業誘致に伴うアドバイザーに対するものであります。

次の9節旅費57万7,000円の増額は、企業誘致に伴う要請、協議及び本町の特産品の販路拡大に伴うものであります。

次の13節委託料637万3,000円の増額は、緊急雇用創出推進事業、起業支援型雇用創造事業を活用し、木工新製品調査事業として、カラマツ及び白樺などの木

材を利活用し雇用の創出を図るものであります。

次の8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費530万1,000円の増額は、8月の大雨及びこのたびの台風18号による道路損傷に伴う、補修用消耗品の購入、道路補修及び各種機械借上げによるものであります。

次の3目道路新設改良費75万円の減額は、執行額の確定及び執行見込みによるものであります。

次のページ、同款4項都市計画費2目公園費15節工事請負費1,570万円の補正は、別添予算説明資料の3ページをお開きください。

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における本別公園園路、向陽公園及び新町公園遊戯施設整備工事の、労務単価及び資材単価の増によるものであります。

左上の財源内訳ですが、国庫支出金785万円、地方債700万円で、一般財源は85万円であります。

予算書にお戻りください。

18ページ、19ページです。

次の3目下水道費28節繰出金190万8,000円の増額は、浄化槽設置数の増加によるものが主なものであります。

次の10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費39万6,000円の補正は、スクールバスのABS等の安全装置を修繕するものであります。

次の5項社会教育費2目公民館費18節備品購入費29万1,000円の補正は、公民館視聴覚室の電動スクリーンが故障し、修理不能により更新するものであります。

次の6項保健体育費1目保健体育総務費9節旅費14万1,000円の増額は、スポーツ推進委員1名が、全国スポーツ推進委員功労者表彰を受賞したため、受賞式出席によるものであります。

次の2目スポーツ振興費11節需用費30万9,000円の増額は、4トンユニック車のクレーン部分が故障し、修理するものであります。

次の3目体育施設費15節工事請負費2,700万円の増額は、別添の予算説明資料の5ページをお開きください。

太陽の丘野球場整備に係るもので、労務費単価、資材費の増、町道の入り口からダッグアウトにかけてのアスファルトによる園路広場整備及び雨水排水設備工事を行うものであります。

建設工事費2,700万円で、財源内訳は、地域の元気臨時交付金を当てており、一般財源はございません。

予算書にお戻りください。

20ページ、21ページ。

4目学校給食費651万8,000円の補正は、学校給食共同調理場の改築に伴い

コンテナで配送するため、新たに給食運搬車を購入するものであります。

次に6ページ、7ページにお戻りください。

1、歳入ですが10款1項1目1節地方交付税3,202万1,000円は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金中、自立支援医療給付費負担金333万3,000円の減額は、障害者等の自立支援医療給付費の生活保護世帯1名減によるもので、介護給付費等負担金684万2,000円の増額は、介護給付費、補装具給付費の増によるものであります。

なお、一番下段の15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金1節社会福祉費負担金175万4,000円の増額についても、同様の内容となっております。

上の段に戻りまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金3,043万9,000円の増額は、地域の元気臨時交付金の第1次交付限度額決定によるものであります。

次の2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金中、安心生活創造事業補助金440万円の減額は、歳出で説明いたしました国の補助事業の見直しによるものであり、下段の生活・介護支援サポーター養成事業補助金500万円の補正は、新たに補助事業として実施するものであります。

2行下の4目土木費国庫補助金2節都市計画費補助金785万円の増額は、これも歳出で説明いたしました都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業に対する補助金。

次の5目教育費国庫補助金4節保健体育費補助金1億8,227万4,000円の増額は、学校給食共同調理場改築工事にあたり、文部科学省の平成24年度補正予算本省繰越分で事業を実施することになり、本省繰越分と平成25年度事業分については、実事業費に対する補助割合で算定されることとなったためであります。

次のページ15款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金1節総務費補助金110万円の補正は、防災用備蓄品、備品購入事業が採択となったためです。

次の2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金205万円の補正は、子ども・子育て支援対策事業に係る補助金。

次の4目労働費道補助金1節労働費補助金637万3,000円の増額は、歳出で説明いたしました、緊急雇用創出推進事業に対する補助金です。

3行下の16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入120万9,000円の増額は、南工業団地の貸付面積の増によるもの及び太陽の丘に設置する大規模太陽光発電施設用地の貸付等によるものであります。

次の17款1項1目寄付金1節総務費寄付金102万円は、指定寄付金として、個性あるふるさとづくり基金に、東京都武蔵野市吉祥寺北町、様から1万円、本別町北5丁目、和美人代表、様から1万円、雨竜郡沼田町旭町、様から100万円。

次の2節民生費寄付金100万円は、高齢者福祉振興基金として、本町にお住まいの匿名の方からいただいております、いずれも寄付者の意向に沿った形で予算計上を致しております。

次のページ。

20款諸収入5項1目7節雑入中、コミュニティ助成事業200万円の減額は、防災用備蓄品、備品購入に伴う地域防災組織育成事業の不採択によるものであります。

次の21款1項町債3目土木債2節都市計画債700万円の増額は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の増によるものであります。

下段の5目1節教育債1億8,230万円の減額は、国庫補助金が増額になったことによるものであります。

歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。1、変更。事項、健康管理システム導入事業。限度額774万3,000円を747万5,000円に変更するもので、期間の変更はございません。

次に、第3表、地方債補正であります。1、変更。起債の目的、過疎対策事業、これは、国庫補助金の増額により限度額を変更する内容であります。

補正前限度額7億3,770万円を補正後限度額5億5,540万円に。

次の公共事業等、これは、事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。

補正前限度額7,100万円を補正後限度額7,770万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算(第9回)の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正等一括とします。

議長(方川一郎君) 高橋利勝君。

9番(高橋利勝君) まず、歳入、6ページ、7ページの教育国庫補助金、給食センター関連で1億8,227万4,000円の交付金が収入となっていますけども、なかなか給食センターを建てかえる時に交付金や補助金がないということでしたが、結果としてこのように新たに交付金が確保できたということは、大変喜ばしいことだと思いますが、今回、その補正となった経過について、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

次に、歳出で16、17ページの商工費13節委託料で、木工新製品調査事業ということで、カラマツ、白樺の利活用にということですが、これは具体的にこの事業は、どこでどのようなことをやるのか、その内容について、お伺いしたいと思います。

す。

次のページ、18、19ページで、一番上の公園費、補正予算ですが、都市公園費で本別公園、義経公園の関係ですけれども、これは今年度で終わるということで、この事業でほぼ終わるとのことだと思っておりますので、1点お伺いしたいのですが、整備にあたって。

先日、本別公園の園路整備によって介護者のついた車椅子の人が公園を散策しているのを見て、今回のそういう事業については、大変、私なりに非常によかったと思っているわけですが、ただ、以前にも申し上げましたけど、本別公園は野草、植物の宝庫でございます。過去には200種類以上の植物が確認をされたわけですが、この公園が整備するたびにその植物の生息地が狭まってきているというのが現状でして、これは以前にも申し上げましたけど、例えば、今回なども8月の夏休みに資料館友の会で植物採集を子供たち対象にしましたが、従来ですと、それぞれの山裾、公園の脇に、そういう野生の植物があったわけですが、そのほとんどが、実は芝生で整備をされて、そういった野草の植物自体がそこに生息をしていない。そして採取するには、もともとあったつつじの移植をされた根元に一緒に来た、今まであったいろんな植物があったので、そこでやっと採取をしたというようなことをちょっと経験したわけですが、これは以前にも申し上げてきましたが、そういった本別公園として、やはり野草植物の宝庫であって、一定のすみ分けをしてきちんと各保護をしていくということが大事だと思っていたわけですが、その点について、この整備にあたってどのような考え方があったのかお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 御質問の歳入のところ、7ページの学校施設環境改善交付金1億8,227万4,000円の増額のところでございますが、補正になった経過ということですが、当初予算、御承知のように4,940万円計上させていただきました。この時点では、国のこの交付金の算定につきましては、特に学校給食の場合には、国、文科省のほうの基準がございまして、児童、生徒数に係る人数、それによって平米数が決まっています。それと建築単価が決まっています。それらを計算をして補助率が決まっています。4,940万円でした。そういうふうに当初予算を上げさせていただきましたけれども、実は、当初予算上げるころ、ちょうど3月ごろですけれども、先ほど、総務課長からもお話しありましたけれども、国の補正、繰り越し予算、文科省でいう24年度の補正予算の本省繰り越し分で事業ができないのかということでも文章がまいました。それで、その繰り越しにつきましては、俗に本町でもよく繰り越しやりますけれども、若干いろんな性格もあつたり、この給食センター、来年の2月、当初から2月に完成したいということでしたので、それができるかどうかいろいろ道の担当とも確認をしたところ、通常どおりの発注の方法でいいということでしたので、それに手を挙げて本省繰り越しの予算に載せていただくことができました。そ

れが3月、4月ごろでして、最終、今内示の分がきましたのが7月でございまして、それに伴いまして当初予算は当然載せられなかったのですけれども補正予算ということで6月にも間に合わなかったもので、今回、いろいろ精査もしながら補正予算として上げさせていただいております。

今回、このように大きくふえた部分は、総務課長からも言いましたけれども、今回、実事業費をベースに算定をすることになったものですから大きく金額がふえたということでございます。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

委託料の637万3,000円の補正の内容でございますけれども、本委託料につきましては、先ほど御説明があったとおり緊急雇用、起業支援型の地域雇用創造事業を活用して今回、補正するものでございまして、今回、三次の募集があったので我々、現在進めておりますカラマツ等を資源とする活性化のプロジェクト、これに係るカラマツ等を木材で活用し、今後、付加価値化の商品を目指すということで、窓枠などの建具や机、椅子などの家具など、そういうものに伴うデザイン、試作品づくり、また耐久性の調査、また、PRをしていくための展示場所として、今事業を活用していくものでございます。

本事業の中身は御承知のとおり2分の1以上が新規雇用のための経費となりますし、また、委託先につきましては、町内の商業、10年以内の企業やNPOなどが対象になるということで、現在、町内に新会社が設立するということをお聞きしておりますので、そこにつきましては今後、町で組織している起業家支援事業審査会で事業先、委託先を決定していきたいと考えているところでございます。

議長（方川一郎君） 答弁、横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 今回、本別公園、義経公園の工事につきましては、ほとんどが現況の更新といえますか、現況部分での舗装の勾配修正、そういう部分で、新たに中に入り込んでやっていたとは、ちょっと私、現場、確認不足なのかもしれませんが、そういうような形の中で最低限、外に出ていじるような部分というのは自分ではやっていないつもりなのですが、公園のトイレにつきましても今あるトイレの増築した部分についても芝生管理等で草刈管理、通常やっている部分の増築ですし、はみ出た部分におきましては一部、平の広場からパークゴルフ場に抜ける、ちょうど中道さんの裏になりますか、あの部分につきましては若干、民地側に盛りこぼし、新津さんの御了解を得て、そのところに盛りこぼしさせていただいて、新津さんが何か別な野草を植えるのでというようなお話を聞いていますが、それ以外は、ちょっと申し訳ありません。私、記憶ないのでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

戸田徹君。

3番（戸田 徹君） 21ページの給食センターの運搬車の関係ですけれども、これは最大積載量というか、全体の数としては何個なのか。

それから、今使われているところからきくと、見て買うのでしょうかけれども、それをどこで今、使われていたものなのかお聞きをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 備品購入の給食運搬車の関係でございますが、今、数とかということちょっとあれだったのですが、従来は箱型のトラックで、それぞれ食管、それぞれバラバラなのですけれども、そういうものを積んで運んでいました。その数は、ちょっと正確には今把握をしていませんけれども、それぞれの学校分、ご飯とおかず、それぞれ分けてトラックに積んで運んでいたものを今度、来年からの調理場、新しくなりますし、その食管を運ぶためには、今度はコンテナ形、大きな四角いコンテナに、その食管を入れて、保温性が高くなる、そういうコンテナですけれども、それをトラックに積んで、特に本別の小中学校においては、それをそのまま学校の中まで運搬をしていくという形になります。それで、後ろにリフトつきのものを今回購入するという形で予算を計上させていただいております。

具体的にこれをどういうふうにするかということですが、いろんなメーカーがございますので、うちとしましても、若干のメーカーさんからいろいろ調べて予算を計上させていただきましたが、特殊なものでして、基本的な箱型のトラックにそういうリフトをつけたり、若干の装備をつけて購入するという形になってございます。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田 徹君） コンテナの関係はいいのですが、何食積みするのかと聞いているのです、数ね。

それから今、車というか、どこから見習って買ったというか、ちょっとあいまいなようですけれども、その車はもう見てきているのでしょうか。はっきり予算つけているわけだから。見ているのだろうか。これはやはり運搬というのは、これから非常に重要な役割を果たすのですね。ですから聞いているのですけれども。その辺どうなのでしょう。

議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 先ほどの質問、ちょっと聞き取れなくて申し訳ございませんでした。食数は、現在630食です。児童、生徒、それから教職員、その他含めて630食を今、配食しております。来年もほぼ、若干減るかもしれませんが、ほぼ同じような食数と考えております。

運搬車の購入につきましては、実際のものは見ておりませんが、カタログ、そういうもの、それとほかのまちでもありましたので、そういうところは、去年、おとし視察に行った時に、そういうものは見て、現物は見ておりますが、一応、カタ

ログ等を見まして機種を選定、これから選定していきたいと思います。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田 徹君） ちょっとしつこいようですけど。630食は入ると。これから例えば幼稚園だとかになって680食とかになったら使えないということではないのですね。そうしたらまだ余裕があるということでもいいのですか。今630食に対応できるのだと、するのだと、それはわかります。ただ、今、幼稚園だとか高校だとかというのがふえた時、また別につくらなくてはならないという、必要ではないかと。だから今の買おうとしている車で何食が最大積まざるのかということが、きちんと押さえていないとまずいのではと思うのですけども。もう一度お願いします。

議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 今の御質問、現状630食、それで本別、仙美里、勇足、それぞれ分けておりまして、今ちょっと実は検討中なのが仙美里も勇足も同じようにコンテナで運びたいのですけれども、学校の校入口ですね、実は改修するのに若干の予算は上げさせてもらっていますけれども現状なかなか難しい部分もございまして、基本的には本別の小中学校にはコンテナで運ぶと。それは今のトラック1台で十分できる。そして、御質問の幼稚園とか高校とか、これはまだ決まっておられませんけれども、ふえた場合によっては町内ですので、時間を分けてですね、同じ車で運ぶだとか、そういう方法はできるというふうに考えてございます。

申し訳ございませんが正式に何食という数字は押さえきれってございません。積み方によっていろいろ食数はふえると思います。

（発言する者あり）

議長（方川一郎君） 戸田議員、3回質疑が終わっていますので。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 同じく21ページの学校給食費の18節備品購入費ですが、ただいま戸田議員のほうからもありましたけども、説明によるとコンテナに、ある程度一式積み込んで、それぞれ学校、仙美里や勇足等に配食するというので、そのコンテナには大体平均何食分ぐらいが入って、そのコンテナがいくつ積めるのか。それから、ただいまの答弁だと今後、高校辺りはその給食を利用するという事になれば一定の数量が必要になるわけですから、それは、ただいまの答弁だと、例えば2回に分けて配食するとかという考えで、要するにこの新たに購入する車1台で今後対応していくというのが基本的な考えだというふうに受け取ったわけですが、その点について確認したいと思います。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 4時07分）

再開宣告（午後 4時20分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） 先ほどの答弁、失礼いたしました。

確認をさせていただきましたので説明させていただきます。

まず、コンテナ、給食を運ぶコンテナに対する食数ですとか数の部分のでございますが、一つのコンテナ、コンテナというのは1メートル四、五十で2メートルとか、大きな要は箱型のコンテナでございますが、今度それに食管を詰めるということでございます。その食管を詰めたコンテナ1台については最大160人分入ります。ですから40人いるクラスですと4クラス分入ります。それで、現状、今考えてございますのが本別中央小学校で4台、中学校で3台ということで学年別、クラス別とか分けながら運びますので、トータル7台で運ぶという形を考えております。トラックの中に積める台数としましては、最大9台まで、それが積めるという形になってございますので、本別の中央小学校、本別中学校においては一緒にそれを積んで、それぞれ運ぶという形で今考えてございます。

先ほどもちょっと申し上げていましたけども、言い方が悪かったかもしれませんが、仙美里、勇足につきましては、一応別に運びますけれども従来どおり、学校まではコンテナで運ぶのですけれども、中に運ぶ時にはコンテナから出して食管で従来どおりの形で学校内に持ち込みたいということが現在のところ、そういう考えで計画をしているところでございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） すると、先ほど二つ目に伺った、今後、高校など給食がふえた場合に、今のお話だと一つのコンテナに160人分くらい入るので、最大そのコンテナが9台積めるということですから、中央小、本別中学校、そして、仮にですね、まだ決まっていないけど高校、あるいはその他保育所等入っても、1台で1回で全部回れるというような数字的なものだというふうに押さえました。

それから仙美里、勇足に関しては、届いた先から入り口が小さいとか、その他の事情でせつかく、その保温のコンテナなのだけでも保温のコンテナから今までの食管とか入れ物を出して給食するところまでに運ぶというようなことで、ちょっと二重手間的な要素があるということで確認してよろしいでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、竹田教育次長。

教育次長（竹田 稔君） コンテナで運ぶ方法につきましては、そのとおりで、仮に高校ですとかふえた場合、1台で終わりますし、もし、それ以上になった場合には、町内ですのでそれは、食べる時間も多少違うと思いますので、2回、それを使うという方法も考えています。

それと、仙美里、勇足の部分ですけれども、二度手間ということですが、保温性も高いコンテナに入れて、食管も一部保温性の高いものに全部かえます。ですので密閉も今よりもきちんとしているものでございますので、手間がかかるというか基

本的には同じなのかと。その時に確かにコンテナに入れてまた出すという方法ですけども入れてしまえば運ぶ手間も同じですので、特に支障もないのかということで考えております。

以上、そういう形で今現在は取り進めたいと思っております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号平成25年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号平成25年度本別町一般会計補正予算（第9回）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第68号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第68号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,508万3,000円とする内容でございます。

補正の内容につきましては、平成24年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

歳出ですが、3 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金 2 8 節繰出金 3 万 9,000 円につきましては、平成 24 年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

次に 3 ページ、4 ページをお開きください。

歳入ですが、4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金 3 万 9,000 円につきましては、平成 24 年度決算に基づく繰越金でございます。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 68 号平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号平成 25 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 69 号

議長（方川一郎君） 日程第 6 議案第 69 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第 69 号平成 25 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、平成 24 年度の決算に伴う滞納繰越額の確定と精算によるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,313万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが4款1項1目基金積立金265万円は、前年度繰越金等を基金に積み戻しするものであります。

積立金の状況ですが、平成24年度末現在2,067万円、前年度精算交付額の積み戻し分が126万6,000円、前年度繰越金等が265万円を合わせますと、基金残高は2,458万6,000円となる見込みであります。

5款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金45万6,000円は、前年度決算に伴う精算償還金であります。

ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料2節滞納繰越分124万円の増額は、前年度の未収金です。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金186万6,000円となったところであります。

以上、平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第69号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第70号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井上松子君） 議案第70号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,218万円5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

2、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費11節需用費45万4,000円の増額は、地下A重油タンクの油面指示計が故障したため交換修理するものであります。

2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費38万2,000円の増額は、介護支援専門員の再研修及び主任介護支援専門員研修受講によるものであります。

つづきまして1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金につづきましては、歳出で御説明いたしました予算に伴う補正であります。

以上で提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第70号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第71号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長(横田仁志君) 議案第71号平成25年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第1回)について、説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ563万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,811万9,000円とする内容であります。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費9万9,000円の増額は、受益者分担金・負担金の前納者増によるものであります。

23節償還金利子及び割引料5万2,000円の増額は、処理場機器更新工事で発生した鉄屑売払い額が確定し、補助率分を国庫に返納するものです。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費500万8,000円の増額は、新町で宅地造成による污水管渠35メートルの新設、北6丁目においてマンホールの修繕及び公共柵1基を新設するものです

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費47万4,000円の増額は、浄化槽新設を当初9基予定しておりましたが、11基の申し込みがあり、執行残で対応出来ないため増額するものであります。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目個別排水処理事業分担金及び 2 項負担金 1 目公共下水道費負担金の増額は、当年度賦課者の前納によるものです。

4 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金と 7 款 1 項町債 1 目土木債の増額は、事業費増によるものです。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、公共下水道整備事業の限度額 3,910 万円を 4,280 万円に、個別排水整備推進事業の限度額 1,560 万円を 1,460 万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成 25 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 71 号平成 25 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号平成 25 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4 時 39 分）

平成25年本別町議会第3回定例会会議録(第3号)

平成25年10月9日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 7 2 号 | 仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約について |
| 日程第 2 | 議案第 7 3 号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 3 | 認定第 1 号 | 平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 2 号 | 平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 3 号 | 平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 4 号 | 平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 5 号 | 平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 6 号 | 平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 7 号 | 平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定第 8 号 | 平成24年度本別町水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定第 9 号 | 平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 同意第 3 号 | 副町長選任について同意を求める件 |
| 日程第 13 | 同意第 4 号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 14 | 意見書案第 8 号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書 |
| 日程第 15 | 意見書案第 9 号 | 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書 |
| 日程第 16 | 意見書案第 10 号 | 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書 |
| 日程第 17 | 意見書案第 11 号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する |

- る意見書
- 日程第 1 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会)
- 日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 2 0 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 2 号 仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約について
- 日程第 2 議案第 7 3 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 2 4 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成 2 4 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成 2 4 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 2 4 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 2 4 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 2 4 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 2 4 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 認定第 8 号 平成 2 4 年度本別町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 認定第 9 号 平成 2 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 同意第 3 号 副町長選任について同意を求める件
- 日程第 1 3 同意第 4 号 教育委員会委員任命について同意を求める件
- 日程第 1 4 意見書案第 8 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 4 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

- 日程第 1 5 意見書案第 9 号 生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書
- 日程第 1 6 意見書案第 10 号 来年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める意見書
- 日程第 1 7 意見書案第 11 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第 1 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会)
- 日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 2 0 議員派遣の件

出席議員(11名)

議長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	2 番	山 西 二 三 夫 君		3 番	戸 田 徹 君
	4 番	黒 山 久 男 君		5 番	小笠原 良 美 君
	6 番	山 田 鶴 雄 君		7 番	方 川 英 一 君
	8 番	笠 原 求 君		9 番	高 橋 利 勝 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	建 設 水 道 課 長	横 田 仁 志 君
企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 上 松 子 君
国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	能 祖 豊 君
総 務 課 長 補 佐	大 橋 堅 次 君	教 育 委 員 長	水 谷 令 子 君
教 育 長	中 野 博 文 君	教 育 次 長	竹 田 稔 君
社 会 教 育 課 長	安 藤 修 一 君	農 委 事 務 局 長	山 本 光 明 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	大和田 収 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹 君	総 務 担 当 主 査	松 本 恵 君
総 務 担 当 主 任	塚 谷 直 人 君		

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 72 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 議案第 72 号仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 72 号仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が 5,000 万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、仙美里簡易水道配水管整備工事で、工事内容は、仙美里簡易水道の緊急時に通水することを目的として、美里別簡易水道と仙美里簡易水道を結ぶ工事です。開拓橋に径 75 ミリメートルの管を 238.52 メートル添架、その前後 45.53 メートル埋設、計 284.05 メートルの管路を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成 25 年 8 月 29 日に開催し、指名業者は、株式会社本別建設工業、有限会社涌井住設、有限会社三村設備工業、株式会社野田組、富士工業株式会社の 5 者を選考いたしました。

平成 25 年 9 月 2 日に指名通知を行い、平成 25 年 9 月 24 日に入札を執行しております。

契約金額は 5,575 万 5,000 円で、入札回数は 1 回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町南 1 丁目 6 番地 4、富士工業株式会社、代表取締役、
でございます。

仮契約は、平成 25 年 9 月 25 日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から 7 日以内で、完成は平成 26 年 3 月 20 日でございます。

以上、議案第 72 号仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第72号仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号仙美里簡易水道配水管整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第73号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第73号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第73号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案内容の説明をさせていただきます。

市町村に在住の外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便を増進させるため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日施行されました。このことにより、これまでの外国人登録法は廃止され、外国人も日本人と同じ住民票に統一されました。

今回の規約の変更につきましては、この法律の施行に伴い外国人登録原票の文言を削るものですが、広域連合が規約の変更について道内全市町村の議会の議決が必要なため、提案をさせていただくものです。

それでは、改正文の朗読をもって提案とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附則。

1、この規約は、地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届

け出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

なお、別表2ですが、市町村の負担額のうち共通経費を算定する際の人口割について、住民基本台帳法及び外国人登録原票に基づく人口によると定められていますが、この中から及び外国人登録原票の文言を削るものです。

以上で、議案第73号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第73号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号ないし日程第9 認定第9号

議長（方川一郎君） 日程第3 認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第11 認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額 7 4 億 8 0 5 万円、収入済額 7 0 億 5 , 4 4 7 万 7 , 0 6 8 円、不納欠損額 9 9 1 万 1 , 7 9 1 円、収入未済額 5 , 0 0 6 万 7 , 0 6 5 円であります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額 7 4 億 8 0 5 万円、支出済額 6 9 億 4 , 2 6 5 万 5 , 7 2 1 円、翌年度繰越額 3 億 7 , 2 0 2 万円、不用額 9 , 3 3 7 万 4 , 2 7 9 円であります。

歳入歳出差引残額は 1 億 1 , 1 8 2 万 1 , 3 4 7 円であります。

決算額は、前年度と比較しますと、歳入 0 . 1 パーセント、歳出が 0 . 4 パーセントの減の決算となりました。

主な要因としまして、農業体質強化基盤整備促進事業 1 億 9 , 9 9 4 万 8 , 0 0 0 円、畜産担い手育成総合整備事業 6 , 9 2 4 万 8 , 0 0 0 円、介護基盤整備特別対策事業 3 , 9 7 8 万 2 , 0 0 0 円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 8 , 7 1 1 万 6 , 0 0 0 円、工業団地用地取得 3 , 4 3 3 万 8 , 0 0 0 円が増加したものの、アイヌ農林漁業対策事業 7 , 1 6 7 万 6 , 0 0 0 円、農産物加工施設整備 1 億 3 , 7 9 0 万 7 , 0 0 0 円、きめ細かな交付金事業 1 億 4 , 3 5 4 万 8 , 0 0 0 円、積立金 1 億 4 , 8 7 5 万 3 , 0 0 0 円、公債費 1 億 2 , 0 1 7 万 8 , 0 0 0 円などが減少したことによるものです。

次に、10 ページをお開きください。

実質収支額は、3 の歳入歳出差し引き額 1 億 1 , 1 8 2 万 1 , 0 0 0 円から、4 の翌年度へ繰越すべき財源 2 , 4 0 6 万 9 , 0 0 0 円を差し引いた 8 , 7 7 5 万 2 , 0 0 0 円の黒字決算となっております。

以下、これからは資料の方で説明させていただきます。

別冊の平成 2 4 年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は、1 ページから 5 5 ページまででございます。

まず、決算資料 1 2 ページの第 1 表を御覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほど実質収支(E)欄の一番下、平成 2 4 年度合計欄を御覧ください。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源 2 , 4 0 6 万 9 , 0 0 0 円を差し引いた実質収支は 8 , 7 7 5 万 2 , 0 0 0 円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は 1 0 6 万 7 , 0 0 0 円の黒字となっており、一番右側の実質単年度収支、これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。1 億 2 , 3 5 6 万円の黒字となっております。

歳入です。

次に、13 ページをお願いいたします。

第 2 表、歳入の決算額の状況であります。

右端の平成24年度の欄を御覧ください。

構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目、地方交付税48.0パーセント、一番上の町税が12.6パーセント、上から14行目の国庫支出金9.2パーセント、7行下の町債が8.2パーセント、その6行上の道支出金4.7パーセント、下から9行目の諸収入3.7パーセント、上から12行目の分担金及び負担金2.7パーセント、下から11行目繰入金2.4パーセント、上から2行目地方譲与税2.1パーセントの順となっておりますが、これを平成20年度の構成比と比較しますと、増としては、町債が2.6ポイント、道支出金が1.9ポイント、分担金及び負担金1.5ポイント、地方交付税0.6ポイント、諸収入0.5ポイント、減としては、国庫支出金が3.6ポイント、繰入金1.7ポイント、町税1.1ポイント、地方譲与税0.6ポイントの減となっております。

それでは、一番上の町税の状況ですが、総額で8億8,732万9,000円の決算額となり、前年度と比較すると3,421万円、3.7パーセントの減となりました。

税別の内訳ですが、20ページの第4表を御覧ください。

中ほどに、収入済額の合計(g)欄の上から3行目、(1)の市町村民税は3億7,780万3,000円で、対前年4.6パーセントの減となっております。主な要因といたしましては、の個人所得割が902万円、2.8パーセントの減、の法人税割が農業関連事業所の税額の減少により664万8,000円、20.6パーセントの減になったことによるものであります。

次に、(2)固定資産税ですが、下の行にあります純固定資産税は4億2,241万9,000円で、対前年1,420万円、3.3パーセントの減であり、内容といたしましては、土地が3.2パーセントの減、家屋が8.7パーセントの減、償却資産が2.7パーセントの増となりました。

その他では、町たばこ税が189万円、対前年2.8パーセントの減となっておりますが、町民税と純固定資産税の2税で町税総額の90.2パーセントを占めております。

それでは13ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、右端の平成24年度欄の上から5行目、株式等譲渡所得割交付金10.3パーセント、3行下、自動車取得税交付金19.3パーセントが増となっております。

減の主なものは、上から10行目、地方交付税は33億8,370万3,000円で、前年度と比較すると3,095万3,000円、0.9パーセントの減となりました。

交付税の内訳は、普通交付税が30億519万9,000円で、対前年617万2,000円、0.2パーセントの減、特別交付税は3億7,850万4,000円、対前年2,478万1,000円、6.1パーセントの減となり、交付税総額ではピーク時の平成12年度と比較しますと9億8,103万6,000円、22.5パーセントの削減に達しております。

次に、1行飛んで分担金及び負担金1億9,266万5,000円で、対前年9,601万1,000円、99.3パーセントの増であります。これは、農業活性化緊急基盤整備事業分担金及び畜産担い手総合整備事業分担金の増が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金は6億4,723万8,000円で、対前年7,289万3,000円、12.7パーセントの増となりましたが、事業完了に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び国の追加経済対策に係る交付金などが減少したものの、障害者福祉サービス費に係る介護給付費負担金、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、農業体質強化基盤整備促進事業が増加したことによるものです。

その下の道支出金は3億3,117万6,000円で、対前年9,483万4,000円、22.3パーセントの減となりましたが、これは、介護基盤緊急整備特別対策事業が増加したものの、緊急雇用創出推進事業、アイヌ農林漁業対策事業及び北海道街路事業の減が主なものであります。

その下の財産収入は1億487万9,000円で、対前年7,296万7,000円、228.7パーセントの増となりましたが、これは町有地売払収入の増が主なものであります。

その下の寄付金は1,455万9,000円で、対前年1,139万9,000円、360.7パーセントの増となりましたが、これは、主に農業振興基金、公共施設等整備基金への寄付によるものであります。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は1億7,132万5,000円で、対前年3,181万4,000円、22.8パーセントの増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金1億1,000万円、減債基金1,000万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金2,579万6,000円、公共施設等整備基金1,600万円ですが、財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しましたが、最終的には2億3,249万3,000円を積み戻したため1億2,249万3,000円の増額となっております。

2行飛びまして町債であります。決算額は5億7,796万5,000円で、対前年3,761万4,000円、6.1パーセントの減となりました。

これは、過疎対策事業債1億420万円及び普通交付税の減額分を補填してきた臨時財政対策債281万4,000円が減となったものの、公共事業債3,920万円、一般補助施設整備事業債1,650万円が増額になったことが主な要因であります。

町債の構成比は8.2パーセントで、昨年より0.5ポイント減となっております。

次に、歳出の決算状況であります。

21ページ、第5表を御覧ください。

目的別に見た歳出決算状況であります。右側の平成24年度の欄を御覧ください。

各費目別の構成比は、大きい順に見ますと、総務費17.7パーセント、民生費17.

6パーセント、土木費13.8パーセント、衛生費13.0パーセント、公債費11.1パーセント、教育費9.6パーセント、農林水産業費8.7パーセントの順となっております。

増減率で見ますと、まず増加したのは災害復旧費18万911.8パーセント、農林水産業費59.5パーセントであります。災害復旧費は、公共土木施設災害復旧事業により大幅な増加、農林水産業費は、農業体質強化基盤整備促進事業による増加、減少したものは、労働費17.9パーセント、公債費13.4パーセントであります。労働費は重点分野雇用創造事業の減、公債費は平成11年度過疎対策事業債等の償還終了による減が主なものとなっております。

次に22ページの第6表を御覧ください

性質別に見た歳出の決算状況であります。右端の平成24年度欄を御覧ください。

義務的経費は、上の行から人件費13億9,599万1,000円、5行目、扶助費3億8,034万8,000円、3行下、公債費7億7,392万3,000円の合計は、25億5,026万2,000円、前年度に比較し9,869万9,000円、3.7パーセントの減となっており、構成比では36.7パーセント、1.3ポイントの減少となっております。

うち人件費は、対前年991万3,000円、0.7パーセントの減となり、地方公務員共済組合等負担金及び追加費用負担の減が主な要因であります。

構成比では20.1パーセントと前年度より0.1ポイント減少をしております。

5行目にあります扶助費は、障害者介護給付、訓練等給付の増加により、対前年3,139万2,000円、9.0パーセントの増で、構成比でも5.5パーセントと対前年0.5ポイントの増となっております。

3行下の公債費の対前年1億2,017万8,000円、13.4パーセントの減については、臨時財政対策債の元金償還は増となったものの、辺地対策事業債、過疎対策事業債、財源対策債等の元金償還が減となったことが主な要因であります。

上から13行目、中ほどにあります投資的経費の決算額は13億3,071万7,000円で、対前年1億7,456万円、15.1パーセントの増となり、構成比でも2.6ポイントの増となっております。これは、まちづくり事業、北海道街路事業が減となったものの、農業体質強化基盤整備促進事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、平成24年度発生公共土木施設災害復旧事業の増が主な要因であります。

投資的経費の内訳は、29ページから35ページ、第14表に、町道改良舗装の状況は36ページ第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、23ページの第7表をお願いいたします。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、右端の平成24年度の下から2行目の歳出合計36億4,958万4,000円を、中ほどにあります歳入合計44億1,781万6,000円で除した率は、一番下の欄の82.6パーセントとなり、前年の82.0パーセントを0.6ポイント上回りました。

これは、歳出の公債費が減となったものの、歳入が、町税、地方譲与税及び地方交付税のうち普通交付税の減少が主な要因であります。

次に、飛びまして44ページ、第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。平成24年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高Eの欄の一番下、合計の欄になりますが63億2,695万9,000円となります。

左端の23年度末現在高と比較しますと1億303万円、1.6パーセントの減となります。

これは、1の公共事業等債、3の公営住宅建設事業債及び14の臨時財政対策債の現在高は増加したものの、平成13年度から続けております事業に係る地方債の借入を抑制してきたことによる減少であります。

次に、46ページ、第22表をお開きください。

この表は、平成24年度までに借入した町債の平成25年度以降の年度別償還見込額を計上したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成16年度をピークに減少してまいりましたが、平成25年度以降も減少してまいります。

なお、この表は25年度以降の借入を加味していないので、あくまでも目安として作成したものであります。

次に、47ページ、第23表をお願いいたします。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。

財政構造の弾力性を判断する指標であります。平成24年度では、公債費比率は5.8パーセント、前年度を0.8ポイント下回っています。

公債費が財政に及ぼす負担を表す起債制限比率は3.7パーセントで、前年度を0.9ポイント下回りました。

次に、48ページ、第24表をお願いいたします。

債務負担行為比率の状況であります。

平成24年度の債務負担行為比率、標準財政規模に占める割合であります。平成24年度欄の下から2行目、2.2パーセントで、公立学校共済組合教職員住宅購入の

減などにより、一般財源の額は減少しましたが、標準財政規模が普通交付税等の減により前年度と同ポイントとなっております。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せておりますので、御覧いただきたいと思えます。

次に、51ページをお願いいたします。

第26表です。

積立金の状況であります。

平成24年度末、基金積立金の現在高、右端の下から2行目、18の基金を合計した額は36億6,259万5,000円で、前年度末現在高と比較しますと1億6,156万2,000円、4.6パーセントの増となっております。

これは、平成24年度において、基金から2億313万4,000円を取り崩しましたが、財政調整基金を中心に3億6,469万6,000円積み戻し、新規の積み立てとしては、財政調整基金に2億3,218万5,000円、減債基金に1,001万7,000円、医療保健福祉施設等整備基金に2,000万円、農業振興基金に2,000万円、職員退職手当基金に2,000万円、公共施設等整備基金1,611万2,000円を積み立てたものであります。

また、資料にはございませんが、将来にわたる財政運営の指標として、後年度負担の総額を計算いたしますと、赤字要因の平成24年度末町債現在高に債務負担行為の平成25年度以降支出予定額を加えた額は68億1,422万7,000円となり、これに、黒字要因となる積立基金の総額34億5,229万円を差し引くと33億6,193万7,000円となり、前年度と比較しますと1億6,778万9,000円、4.8パーセントの後年度負担の減となっております。

これは、積立基金の増加と地方債現在高の減少が要因であります。

次の52ページ、第27表を御覧ください。

健全化判断比率の状況であります。

次の53ページ、第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の54ページ、第29表は実質公債費比率の算出表、次の55ページ、第30表は将来負担比率の算出表ですが、数値につきましては、報告第8号で報告しておりますので、省略をさせていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成24年度決算は、対前年0.4パーセント減の決算となりました。

平成24年度の普通会計決算の特徴は、歳入で、町税が対前年3.7パーセント減、地方譲与税が6.7パーセント、地方消費税交付金が3.0パーセント減となり、地方交付税についても、普通交付税は対前年0.2パーセントの減、特別交付税は対前年6.1パーセントの減となったことから臨時財政対策債を合わせた総額も対前年0.9パーセントの減となりました。

地方交付税は、平成12年度のピーク時に対し9億8,103万6,000円、22.5パーセントの減となっており、これは歳入決算額に対し13.9パーセントに相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっております。

したがって歳出では、施策の厳しい選択など、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、町税の増額は見込めない中で、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視すると共に、経常的な収入の確保やさらなる経常経費の削減を図り、今後とも基金に依存しない財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんとともに、しっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成24年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第3号平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件について。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は、国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、景気の低迷、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費の増加が続いております。

また一方では、厳しい社会情勢の中で保険税の収納率低下、滞納世帯の増加により国民健康保険財政は大変厳しい運営を強いられております。

このような状況の中、保険給付費等に応じた保険税は各市町村で設定しておりますが、医療費と保険税の地域格差が大きく被保険者間の公平性の観点からも問題となっていることや、小規模保険者が多く財政的にも不安定な町村も多いことから、市町村国保を広域化し都道府県単位で運営する方向が模索されております。

本町においては、保険税を平成15年度に改正以来、一般会計から財政調整分を繰り入れしながら税率改正を行わず運営してきておりますが、依然として厳しい運営となっております。

また、今後の医療費の動向、国、道からの交付金等の交付状況によっては、財政状況はさらに厳しいものになると考えております。

では初めに、決算資料に基づき、本会計の運営の概要について説明させていただきます。

決算資料の59ページをお開きください。

まず、平成24年度における年間平均の加入者の状況であります。世帯数は1,458世帯、前年度に対し30世帯の減となっております。

被保険者は2,817人、前年度に対して83人の減となっております。その内訳は、一般分が2,699人、退職者分が118人となっており、加入割合は、世帯数で町全体の39.2パーセント、前年比0.5ポイント減、被保険者数では35.7パーセントで0.5ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の73ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、中ほどに療養諸費の合計が8億7,219万7,170円、前年度に対して2.9パーセントの減、下の表の下段、右から2番目にあります1人当たりの医療給付総額は31万13円、前年度に対して2.7パーセントの減となっております。

74ページをお開きください。

下の左の表の下段、右から2番目の退職者分の医療費等の合計額は4,811万9,092円で、前年度に対して11.4パーセントの増となっております。

75ページをお開きください。

右から2番目の1人当たりの医療費では36万8,225円、前年度に対して0.3パーセントの増となっております。

76ページをお開きください。

この表の下段、右から4番目の、全体の医療費の総額は9億2,031万7,000円、前年度に対して2.3パーセントの減、その2列右の1人当たりの医療費では32万6,701円で、前年度に対して0.6パーセントの増となっております。

次に、決算の概要につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により、主なものについて歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の2ページと3ページをお開きください。

歳入は、予算額の13億3,766万2,000円に対して収入済額は14億1,737万5,818円で、106.0パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと収入済額で6.0パーセントの増となっております。

次に、4ページと5ページをお開きください。

歳出は、支出済額の合計が12億8,889万2,465円で、予算に対し96.4パーセントの執行率となっており、前年度と比較しますと支出済額で3.0パーセントの増となっております。

次に、決算事項別明細書の10ページと11ページをお願いいたします。

歳入の内訳であります。主な項目について説明させていただきます。

1 款国民健康保険税の収入済額は2億8,330万5,227円、収納率につきましては、現年度分が95.7パーセントで、前年度に対して1.5ポイントの増、滞納繰越分が11.2パーセントで、前年度に対して0.5ポイントの増となっております。不納欠損額は993万7,736円で、生活困窮の理由によるものなど合計74人、93件であります。

次に、3 款国庫支出金の収入済額は2億6,364万3,816円となっております。その主な内訳は、1 項国庫負担金1 目療養給付費等負担金が2億378万2,807円。

次の12ページと13ページですが、2 項国庫補助金1 目財政調整交付金が4,857万3,000円となっております。

4 款療養給付費等交付金、これは退職者加入にかかる療養給付費分ですが8,063万8,605円となっております。

続きまして、5 款前期高齢者交付金、これは65歳から74歳を対象とした平成20年度からの制度でありますけども3億1,850万4,402円となっております。

続きまして、6 款道支出金は8,804万3,952円で、その内訳は1 項道負担金1 目高額医療費共同事業負担金1,022万8,952円。

次の14ページと15ページにかけてですが、平成20年度からの制度でありますけども2 目特定健康診査等負担金97万7,000円、2 項道補助金1 目財政調整交付金7,683万8,000円となっております。

8 款共同事業交付金は、高額医療に対する交付金で1億2,448万4,640円となっております。

10 款繰入金1億7,050万8,593円で、内訳につきましては1 項他会計繰入金1 目一般会計繰入金1億4,407万2,593円と次の16ページと17ページですが、2 項1 目基金繰入金2,643万6,000円となっております。

11 款繰越金は、前年度繰越金の8,612万2,968円となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

20ページと21ページをお開きください。

1 款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費であります。支出済額は2,956万695円となっております。

2 款保険給付費の支出済額は7億6,193万5,184円、前年度対比2.7パーセントの減で、その内訳につきましては、1 項療養諸費が6億7,967万4,142円、前年度対比1.8パーセントの減となっております。

この要因は、被保険者数の減少と1件当たりの療養費が下がったことが主なものであります。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

2項高額療養費は1,220件で7,397万8,305円となっております。

4項出産育児諸費は19件分で809万2,737円、決算資料では19件、798万円となっておりますが、直接支払い制度により連合会の請求が来ていないため、本人にその差額分を支給したための端数となっております。

5項葬祭費が19人で19万円となっております。

次に、3款後期高齢者支援金等の支出額は1億4,133万1,418円で、平成20年度から開始されました後期高齢者医療制度分となっております。

4款前期高齢者納付金等の支出額は14万684円で、後期高齢者医療制度とともに開始された分となっております。

次の24ページと25ページをお開きください。

5款老人保健拠出金の支出済額は7,638円となっております。

6款介護納付金は1,075人で6,327万8,069円となっております。

7款共同事業拠出金は、財政平準化のための高額医療に対する共同拠出金で1億7,284万7,302円となっております。

8款保健事業費は4,432万4,911円で、その内訳は、生活習慣病の発症や重症化を予防するための1項特定健康診査等事業費621万1,659円と、2項保健事業費64万7,108円、それから、3項健康管理センター事業費3,746万6,144円となっております。

26ページと27ページをお開きください。

9款基金積立金は4,577万3,950円となっております。

10款諸支出金は2,969万2,614円となっております。

戻りまして6ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差し引き額は1億2,848万4,000円となっております。

なお、療養給付費等負担金など4,025万8,438円を精算償還し実質的な繰越額は8,822万4,915円で、平成25年臨時会第3回において補正予算で議決をいただいたところであります。

次に、基金の状況についての説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

財産に関する調書の1番下の3基金につきましては、前年度末残高が2,683万2,000円、決算年度中の増減高が1,933万8,000円の増で、決算年度末現在高は4,617万円となったところであります。

以上で、認定第2号平成24年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成24年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

最初に、本会計は国の医療制度改革により市町村単位の老人保健制度から都道府県単位の広域連合によって平成20年4月から開始されております。広域連合は、保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は、保険料の徴収、資格の異動の受付などを行っております。

この制度は、制度開始以降、制度改正をしながら進められてきましたが、平成24年8月、社会保障制度改革推進法が成立し、平成25年8月6日、社会保障制度国民会議が取りまとめた報告書では、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当とし、今後、国会内で検討されることとなっております。

では、決算書並びに決算資料に基づき御説明させていただきます。

決算資料の77ページをお開きください。

ページの中ごろ後段、平成24年度の加入状況は、年間平均で75歳以上が1,485人で、前年度に対して1.1パーセントの増、65歳から74歳までの一定の障害のある人が84人で、前年度に対して1.2パーセントの減、合わせて1,569人で、前年度の1,552人に対して1.1パーセントの増となっております。

次に、78ページの表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の収入済額7,631万6,600円で、前年度に対して8.5パーセントの増、うち現年度分は7,616万7,400円で、8.3パーセントの増となっており、収納率では現年度分99.8パーセント、滞納繰越分61.9パーセント、合わせて99.7パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきまして、歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31ページと32ページをお開きください。

歳入は、予算現額合計で1億1,374万8,000円に対して、収入済額は1億1,353万7,145円で、99.8パーセントの執行率となっており、前年度に対して0.3パーセントの増となっております。

次の33ページ、34ページをお開きください。

支出済額の合計は1億1,349万8,980円で、予算に対しまして99.8パーセントの執行率となっており、前年度の支出済額に対して6.8パーセントの増となっております。

次に、決算事項別明細書の37ページと38ページをお開きください。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが収入済額が7,631万6,600円、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は3,696万5,851円で、前年度に対しまして4.2パーセントの増となっております。

次に、歳出であります39ページ、40ページをお開きください。

中ごろにあります 2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 1,134 万 7,551 円で、前年度に対して 9.0 パーセントの増となっております。

次に、歳入歳出差し引きであります、戻りまして 35 ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残額は 3 万 8,000 円となっております。

以上で、認定第 3 号平成 24 年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 02 分）

再開宣告（午前 11 時 15 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 4 号平成 24 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 認定第 4 号平成 24 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

初めに、決算資料により決算の概要と運営状況につきまして説明させていただきます。

別冊決算資料の 79 ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、第 5 期介護保険事業計画の初年度になりますが、介護報酬の改定、保険料の改定が行われております。

中段から概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額 8 億 7,206 万 9,000 円で、予算現額 8 億 7,916 万 9,000 円に対しまして 99.2 パーセントの執行率。

歳入は、収入済額 8 億 7,393 万 5,000 円で、予算現額 8 億 7,916 万 9,000 円に対しまして 99.4 パーセントの執行率であります。

平成 24 年度の運営状況であります、次の 80 ページから説明をさせていただきます。

一般状況ですが、介護保険対象人口は、前年度末より 129 人減の 7,900 人で、第 1 号被保険者数は、前年度末より 44 人増の 2,789 人となっております。

特徴としましては、65 歳から 74 歳の前期高齢者は前年より 19 人ふえており、75 歳以上の後期高齢者につきましても 25 人増となり、今後もふえ続けるものと思われれます。

(5) の高齢化率は 35.3 パーセントと前年度に比べて 1.1 パーセントふえ、後期高齢者の割合も 0.7 パーセントふえております。

(6) 要介護認定者数は、477 人で前年度と比較して 8 人の増となっております。

次に、1 ページ飛びまして、82 ページをお開きください。

(2)介護保険料の収納状況につきましては、収納率は98.8パーセントで、未収額は未納者66件、164万129円となっております。

次の83ページをお開きください。

保険給付状況につきましては、給付費合計が7億7,934万7,111円で、前年度と比べて8.9パーセントふえております。そのうち、在宅サービスの訪問介護は10.7パーセントの増、通所介護は10.8パーセントの増、一番下の介護予防、居宅介護支援につきましては1.0パーセント減となっております。

地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護が19.2パーセントの増で、在宅サービス全体では7.1パーセントの伸びとなっております。

施設サービスにつきましては10.6パーセントの増となっております。

第5期介護保険事業計画の平成24年度における給付見込額7億3,474万1,000円に対しまして6.1パーセントの増となっております。

以上が、平成24年度における介護保険事業の決算の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、歳入歳出決算書により説明させていただきます。

決算書の50、51ページをお開きください。

歳入の1款1項介護保険料は、前年度対比24.1パーセント増の1億2,926万8,260円で、歳入総額に占める割合は14.8パーセントとなっております。

収入未済額につきましては161万4,069円となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防、認知症高齢者見守り事業など、合わせて39万300円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べ12.3パーセント増の2億1,789万7,366円で、歳入総額に占める割合は24.9パーセントとなっております。そのうち、3目1節事業費補助金1,299万2,000円は、生活・介護支援サポーター養成事業補助金、市民後見推進事業補助金、地域ケア多職種協働推進等事業費補助金であります。

次の52、53ページの4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、2号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度と比べ9.0パーセント増の2億3,331万5,108円で、歳入総額に占める割合は26.7パーセントとなっております。

次の5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金まで合計で、前年度と比べ17.4パーセント増の1億2,910万3,354円で、歳入総額に占める割合は14.8パーセントとなっております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、前年度対比12.2パーセント増の1億4,442万2,000円で、歳入総額に占める割合は16.5パーセントとなっており、次の5

4、55ページの2項基金繰入金1目介護保険基金繰入金1,420万3,000円は、介護保険料の抑制及び保険給付費の支払準備を目的に取り崩したものであります。

歳入合計は、55ページ下段8億7,393万5,247円となったところであります。

次に、歳出の御説明を申し上げます。

56、57ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理費と生活・介護支援サポーター養成事業、市民後見推進事業、さらに地域ケア多職種協働推進等事業に係る経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部の介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2款保険給付費1項介護サービス諸費は、合計で前年度比8.9パーセント増の7億7,934万7,111円となり、歳出総額の89.4パーセントを占めており、在宅、施設サービス給付費、審査支払手数料、高額介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費であります。

次の58、59ページの3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、訪問型、通所型の介護予防などの事業費であります。

2項包括的支援事業、任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員などに係る経費となっております。

次の60、61ページの4款1項1目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成23年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

5款諸支出金は167万7,676円で内容は、国庫支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

歳出合計は61ページ下段、8億7,206万9,361円となったところであります。

次に、46ページにお戻りください。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は8億7,393万5,000円、歳出総額が8億7,206万9,000円で、歳入歳出差し引き186万6,000円となり、翌年度へ繰り越すこととなります。

次の48ページですが、2の基金介護保険基金につきましては、決算年度末現在高2,067万円となりました。

以上で、認定第4号平成24年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、認定第5号平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

井上老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井上松子君） 認定第5号平成24年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホーム及び居宅介護支援、介護予防支援事業の会計であります。

決算資料の84ページをお願いいたします。

中段にあります決算の概要ですが、歳出は、支出済額2億7,957万4,000円で、予算現額2億8,142万9,000円に対しまして99.3パーセントの執行率であります。

歳入は、収入済額2億8,003万5,000円で、予算に対しまして99.5パーセントの執行率となりました。

それでは、24年度のサービス事業内容であります。次の85ページをお願いいたします。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は49人で、男性12人、女性37人です。

なお、24年度の入退所者の内訳は、入所者が11人、退所者12人となっております。

また、利用年数は、平均3年7カ月となっております。

介護度別の入所者数は、要介護4と5の方を合わせまして34人で、全体の69パーセントを占めており、要介護度の平均は3.88となりました。

次に、ショートステイの状況ですが、5床の定員ですが、年間1日当たり平均利用人数は2.68人の利用となっております。

次に86ページをお願いいたします。

居宅介護、介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では1,218件で、前年度に対しまして46件の増、介護予防支援では801件で前年度に対しまして17件の増となっております。

次に、決算内容につきましては、歳入歳出決算書の事項別明細書により説明いたします。

決算書の71ページ、72ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入は、対前年度比3.8パーセント減の1億9,154万4,082円で、歳入総額の68.4パーセントを占めていません。そのうち、1節施設介護サービス費収入及び2節短期入所生活介護費収入合わせて1億6,863万4,112円、2目自己負担金収入は2,978万7,422円で、収納率は100パーセントとなっております。

3節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比1.6パーセント増の1,951万

3,850円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比2.6パーセント増の339万6,120円となっております。

3款寄付金収入24万円は、個人5人から御寄付をいただきました。4款繰入金は5,479万7,934円であります。5款前年度繰越金は354万906円であります。

次に、73ページ、74ページをお願いします。

6款諸収入2項1目1節雑入は10万2,747円であります。

次に、75ページ、76ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費は対前年度比2.8パーセント減の2億4,223万7,826円で、歳出総額の86.6パーセントを占めています。

人件費が、賃金を含めまして1億9,622万2,670円、支出総額の81パーセントになります。

18節の備品購入費、内容につきましては、ベッド2台、食器消毒保管庫1台、パソコン1台と先ほど歳入で説明しました寄付金で購入した備品であります。

次に、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費及び2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人権費、居宅介護支援職員4名分を含めまして、対前年度比8.2パーセントの増、3,733万6,513円となっております。

歳出総額は2億7,957万4,339円となりまして、歳入歳出差し引き額は46万1,040円となっております。

次に、67ページにお戻りください。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は2億8,003万5,000円、歳出総額2億7,957万4,000円となり、実質収支額46万1,000円となります。

以上で、平成24年度本別町介護サービス事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、認定第6号平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第8号平成24年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について。

横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 認定第6号平成24年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

決算資料の87ページをお願いいたします。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

本別市街地の上水道を中心に4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、ほか勇足西宮農用水道で給水が行われています。

平成24年度末における、全体の給水戸数は3,381戸、給水人口は7,350人となっており、年度末の総人口7,939人で割り返しますと92.58パーセントの給水率になっております。

本町が管理運営している簡易水道は、勇足、仙美里、美里別の3カ所で、農業用防除施設は、美里別、勇足2カ所の簡易水道で192基に給水しております。

平成24年度における総配水量は、前年度比3.18パーセント減の26万427立方メートル、総有収水量は、前年度比0.38パーセント増の23万352立方メートル、また、年度末の給水人口は、前年度と同数の1,312人となっております。

なお、有収率については、前年度比3.13ポイント増の88.45パーセントとなっております。

平成24年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明させていただきます。

別冊の特別会計決算書の95ページ、96ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費では、仙美里簡易水道で5月下旬から漏水があり職員で調査を行いました。漏水箇所が発見できず、6月に予備費から委託料に12万6,000円充用し、専門業者の調査により漏水箇所を確定し対応いたしました。

15節工事請負費の主な内容は、美里別、勇足、仙美里簡易水道施設の老朽化による機器4機種と、計量法による95基の量水器の更新工事を実施いたしました。

3目基金費は、基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は、89ページに記載をしておりますが152万5,000円となっております。

次のページ、97ページ、98ページをお願いいたします。

3款建設費1項1目建設改良費15節工事請負費は、本別市街地域に非常時の給水目的で勇足簡易水道から1カ所、美里別簡易水道から2カ所、上水道に接続する給水区域連絡管整備工事を施工いたしました。

4款1項公債費は、起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は5億8,172万9,558円となっております。

下段の歳出の合計は、予算額9,747万9,000円に対し、支出済額は9,633万3,556円で、執行率は98.82パーセントとなりました。

次に、歳入であります。91ページ、92ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料収入済額は前年度比6.44パーセント増の4,086万3,836円で、収納率は、現年度分で99.88パーセント、過年度分で60.8パーセントであります。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金の前年度比29.9パーセントの増、増額の主な要因は、起債償還額の増、人事異動による人件費の増によるものです。

次のページ、93ページ、94ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額 9,747万9,000円に対し、収入済額は9,723万2,900円で、執行率は99.75パーセントとなっております。

次に、84ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額89万9,000円が実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、平成24年度簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号平成24年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、事業の概要について説明させていただきます。

決算資料の96ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成24年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が270.8ヘクタール、管路延長が5万906メートル、世帯数が2,922戸、人口が5,337人で、本別市街地においては約95パーセントの進捗率となっております。

また、下水道普及率は、前年度比0.72ポイント増の67.23パーセント、水洗化率は、前年度比0.58ポイント増の88.89パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めた生活排水施設処理人口は6,427人となり、生活排水施設総合普及率は、前年度比0.81ポイント増の80.95パーセントとなっているところであります。

平成24年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

特別会計決算書112ページ、113ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費23節償還金利子及び割引料21万594円は、平成23年度に処理場機器更新工事で発生した鉄屑の売り払い収入のうち、補助割合で国庫に返納したものです。

2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料のうち、業務委託料の内容は、処理場の維持整備業務委託料2,936万3,499円、処理場で発生する汚泥の汚泥利用組合での処理量が減少し、処理業者による運搬処理量が対前年122トン増量の221トンとなり、費用も対前年134.58パーセント増額の255万5,204円、ほか2件であります。

3目個別排水処理施設管理費13節委託料436万1,910円は、浄化槽221基の保守点検であります。

次のページ、114ページ、115ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費13節委託料1,255万1,700円は、栄町団地公営住宅建替事業に伴う污水管渠実施設計と終末処理場の12基の機器更新調査設計であります。

15節工事請負費で、汚水管渠新設工事は栄町で73メートル、補償工事で北5丁目の国道拡幅工事、向陽、柏木町の道道改良工事に伴うマンホール等の高さの調整43カ所、汚水管渠更新工事はマンホール蓋4カ所の更新、処理場機器更新は濃縮汚泥ポンプほか2基の更新工事を行いました。

なお、25年度への繰越す工事は、栄町公営住宅建替事業に伴う汚水管渠52メートルの新設と処理場の返送汚泥ポンプの更新工事であります。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費2,328万9,000円で、合併処理浄化槽を11基設置いたしました。

3款1項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は31億8,754万1,838円となっております。

次のページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は、予算額5億733万9,000円に対し、支出済額4億9,197万5,388円で、25年度への繰越明許費を除いた執行率は99.36パーセントとなりました。

次に、歳入であります108ページ、109ページをお願いします。

1款分担金及び負担金2項負担金1目公共下水道費負担金については、収入済額は156万6,310円で、収納率は、現年度分で97.25パーセント、滞納繰越分では79.14パーセントであります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は7,055万8,554円で、収納率は、現年度分で99.51パーセント、過年度分は62.02パーセント、2目の個別排水処理施設使用料は、調定額956万3,981円で完納されています。

下段の諸収入、次のページ、110ページ、111ページをお願いいたします。

3項1目1節雑入の物件移転補償費793万6,949円は、歳出で説明いたしました国道の拡幅工事及び道道の改良工事に伴うマンホール改修の補償費、鉄屑等売り払い収入11万970円は、処理場機器更新工事で発生した鉄屑を売り払いしたものです。

下段の歳入の合計は、予算額5億733万9,000円、収入済額4億9,772万722円で、25年度への繰越分を除いた執行率は100.52パーセントとなりました。

次に、104ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額は574万6,000円となっております。翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成24年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号平成24年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の10ページをお願いいたします。

平成24年度における水道事業の概況ですが、給水人口は前年度比39人減の5,524人、給水戸数は前年度比4戸減の2,787戸、総配水量は前年度比3.94パーセント減の56万4,019立方メートル、総有収水量は前年度比1.17パーセント減の49万7,790立方メートル、有収率は前年度比2.48ポイント増の88.26パーセントとなっております。

次に、13ページをお願いいたします。

平成24年度の主な工事ではありますが、本別町浄水場操作制御装置更新工事から4段目までは、老朽化した機械装置の更新工事4件で6機器、1施設部品の更新を行いました。

水道管工事につきましては3件で、5段目の上水道新町本通り配水管整備工事で管路延長179.51メートル、国道拡幅に伴う上水道国道242号線配水管移設工事は北5丁目で延長140.46メートル、公営住宅建設事業で施工した栄町公住給水管整備工事は延長92.2メートル行いました。

14ページになりますが、計量法による量水器更新工事は3件で409個のメーターの取り替えを行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比2.35パーセント増の1億4,654万4,890円となっており、内訳は、水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比0.88パーセント減の1億3,296万1,480円、一般会計からの補助金が主な2項営業外収益では、前年度比50.23パーセント増の1,358万3,410円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比1.17パーセント増の1億4,221万9,926円となっており、1項営業費用では、薬品購入数量の増、機器の保守点検委託件数の増、減価償却費の増が主な要因で、前年度比1.38パーセント増の1億2,450万9,672円、2項営業外費用の内訳は、企業債利息、消費税及び地方消費税であり、前年度比0.14パーセント減の1,771万254円となっております。

なお、税抜き額の明細は18ページから25ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、起債対象事業の減により前年度比11.18パーセント減の3,619万5,455円となっております。

2項工事負担金は、国道242号拡幅工事に伴う水道管移設による補償費であります。

また、支出の総額では、前年度比3.58パーセント増の8,211万7,321円で、内訳は、工事請負費などが主な1項建設改良費では、前年度比1.91パーセント増の5,507万4,430円、2項企業債償還金では、平成18年度発行分の据え置き期間が終了したことにより前年度比7.16パーセント増の2,704万2,891円となっております。

資本的収支では4,592万1,866円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金4,346万7,461円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額245万4,405円で補填いたしました。

平成24年度末の補填財源状況は1億834万9,623円となっております。

なお、税抜き額の明細は26、27ページに記載されていますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計で前年度比0.87パーセント減の1億2,666万2,412円となっております。

給水収益は水道使用料で、現年度分の税込み調定額が1億3,178万7,545円で、収納率は98.57パーセント、滞納繰越分の調定額は206万7,410円で、収納率は82.79パーセントとなっております。

次に、2の営業費用は、合計で前年度比1.35パーセント増の1億2,324万4,781円。

3の営業外収益は、一般会計からの配水管整備事業債利子負担分などで、前年度比50.28パーセント増の1,359万1,454円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主であり、前年度比1.10パーセント増の1,538万2,654円となったところであります。

なお、平成24年度における起債の償還は、元利合わせて4,242万5,545円であり、年度末における未償還元金は7億9,696万7,621円となっております。

すべての項目を差し引きしますと、当年度は162万6,431円の純利益となりました。

6ページから9ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給原価と給水原価であります。1立方メートル当たり、供給原価は前年度比3銭増の252円14銭、給水原価は経常費用の増及び有収水量の減により前年度比6円74銭増の277円54銭となっております。

以上で、平成24年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11 時 50 分）

再開宣告（午後 1 時 30 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 9 号平成 24 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、毛利国保病院事務長。

国保病院事務長（毛利俊夫君） 認定第 9 号平成 24 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

平成 24 年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の（1）総括事項であります。平成 24 年度における病院事業会計決算は、損益勘定において、消費税抜きで、収入 12 億 6,288 万 7,896 円、消費税込みでは 12 億 6,581 万 1,165 円、このうち、一般会計からの繰入金は昨年度比 2,500 万円減の 2 億 6,000 万円であります。

支出は 13 億 5,490 万 4,221 円、消費税込みでは 13 億 4,343 万 3,959 円となり、差し引き 9,201 万 6,325 円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで、収入 1 億 332 万 7,091 円、支出 1 億 3,058 万 6,105 円で、差し引き 2,725 万 9,014 円の不足額を生じたところであります。

12 ページをお願いいたします。

2、工事、（1）建設工事の概況、 器械及び備品購入費は、コンピュータ断層撮影装置など 5 品目、消費税込みで 4,863 万 2,850 円の器械、備品を購入いたしました。

次、13 ページでございます。

3、業務、（1）業務量であります。イの入院は、延べ患者数で 1 万 8,120 人、1 日平均 49.6 人で、前年度比、延べ患者数で 144 人、1 日平均では 0.3 人の減少となり、口の外来は、延べ患者数合計で 6 万 1,502 人、1 日平均で 252.1 人で、前年度比、延べ患者数で 1,038 人、1 日平均では 4.3 人の増加となったところであります。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

（2）事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。

医業収益は 10 億 9,585 万 2,886 円、前年度比 2.4 パーセントの減少で、うち入院収益は 4 億 7,304 万 500 円、前年度比 6.2 パーセントの増、外来収益は 4 億 5,524 万 8,001 円、前年度比 3.9 パーセントの減となっております。

入院収益の増額は、1 日平均患者数は、対前年度比 0.3 人の微減ではありますが、

手術件数の増や診療報酬改定による入院初期加算の新設などによる1日平均単価の増加などによるもの、一方、外来収益の減少は、患者数は増加したものの、がん疾患の薬物治療患者数の減及び改定により透析手技料の減などによる1日平均単価の減が主なものと考えております。

その他医業収益の減は一般会計負担金の減が主なもの。

医業外収益は1億6,592万4,295円で、前年度比8.8パーセントの増加となりましたが、一般会計負担金の増が主な要因でございます。

特別利益は111万715円の増ですが、入院費一部負担金における不明金に係るもので、委託会社からの損害賠償金の受け入れを過年度損益修正益として受け入れたものでございます。

事業収入合計は12億6,288万7,895円で、前年度比1,243万6,717円、1.0パーセント減の決算となったところでございます。

次の16ページ、17ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項であります。医業費用は13億417万2,605円で、前年度比0.4パーセントの増となりましたが、内訳は給与費が7億8,038万2,151円で、常勤医師が上期におきましては5人から6人体制となったこと、賃金単価の改定、退職給与金の増などによるもの、材料費は1億8,911万3,801円で、前年度比3.3パーセントの減であります。うち薬品費は8,876万4,842円、前年度比1,251万402円、12.4パーセントの減で透析治療薬剤の変更や薬物治療患者の減少が主なもの、診療材料費は8,590万538円で、前年度比700万4,027円、8.9パーセントの増となり、手術件数の増加が主な要因で、経費は2億1,217万2,007円で、3.2パーセントの増であります。4年ごとに行い、透析治療に用います逆浸透水处理装置整備点検などが前年度終了したことなどによる委託料が減となったものの、報償費における病診連携による透析外来、手術などに対する医師報酬、外科外来再開に伴う応援医師報酬などによる増、及び医局研究室改修や厨房冷凍庫修理などによる修繕費の増などの支出が、前年度を上回ったことなどが主なもので、減価償却費は1億1,521万7,162円で、前年度比292万2,884円、2.5パーセントの減であります。医師住宅などの償却及び医療器械備品等の償却が終了したことが主なものであります。

医業外費用は5,047万1,926円、前年度比2.8パーセント減。

特別損失は25万9,690円で、医療費時効等による個人未収金6件分の不納欠損処分を行ったものでございます。

以上、事業費合計は13億5,490万4,221円、前年度比350万9,415円、0.3パーセント増の決算となったところでございます。

次に、戻りまして、5ページをお願いいたします。

財務諸表の平成24年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

ります。

1の医業収益の合計10億9,585万2,886円から、2の医業費用合計13億417万2,605円を差し引いた医業収支は2億831万9,719円の医業損失となり、3の医業外収益合計1億6,592万4,295円から、4の医業外費用合計5,047万1,926円を差し引いた医業外収支は1億1,545万2,369円の黒字となり、事業収支合計では9,286万7,350円の経常損失となったところでございます。これに5の特別利益と6の特別損失の差額85万1,025円を差し引いた9,201万6,325円が当年度純損失となりますが、医業費用の中には現金の動きがない、減価償却費などが含まれておりますので、それらを差し引きますと2,538万312円の単年度黒字という結果となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金15億5,719万4,636円を加えた16億4,921万961円となります。

次に、8ページをお願いいたします。

貸借対照表を御覧いただきたいと思っております。

資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産合計は2億5,268万2,364円。

次の9ページ、負債の部。

4、流動負債合計は6,448万9,529円で、差し引き1億8,819万2,835円、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況にはなっておりません。

4ページにお戻りください。

3ページ、4ページです。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。

収入の1款資本的収入決算額は1億332万7,091円で、1項企業債2項出資金など、器械、備品購入費及び企業債元金償還等に係る財源として受け入れたものでございます。

7項寄付金78万6,494円は、1法人、1団体及び個人6名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額1億3,058万6,105円で、内訳は、1項建設改良費は4,863万2,850円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金8,116万6,164円は、企業債償還金の元金分、3項投資78万7,091円は、寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものでございます。

差し引きいたしますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は2,725万9,014円となりますが、過年度分損益勘定留保資金2,546万8,401円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額179万613円で補填したところでござ

ざいます。

以上、平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く9名の委員をもって構成する、平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております認定第1号平成24年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成24年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く9名の委員をもって構成する、平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時45分）

再開宣告（午後 1時50分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、平成24年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に山西二三夫君、副委員長に方川英一君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

日程第12 同意第3号

議長（方川一郎君） 日程第12 同意第3号副町長選任について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時50分）

再開宣告（午後 1時51分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第3号副町長選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年10月29日をもって任期満了となります副町長の選任につきまして、中川郡本別町 にお住まいの砂原勝さんを、人格、識見とも適任と判断し再任をいたしたく、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求めるために提案をした次第であります。

御同意をいただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第3号副町長選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号副町長選任について同意を求める件は同意することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時53分）

再開宣告（午後 1時54分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで本日、副町長に選任されました砂原勝君から発言を求められておりますので、これを許します。

砂原勝君、御登壇ください。

副町長（砂原 勝君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま、高橋町長から副町長再任の御推挙をいただき、議会の皆さんの同意を賜りました。まことにありがとうございました。

私にとって身に余る光栄でありまして、その責任の重大さを考える時、改めて身の引き締まる思いであります。

副町長を拝命して、早くも2期目が過ぎますが当初、私は、町民と行政の接着剤的な役割を果たすこと、二つ目に、活躍が期待されている高橋町長をしっかりと補佐すること、三つ目に職員と共通の認識を深め誇りを持って職務に励むことを抱負として申

し上げました。2期目にあっても、これら所信を胸に刻みながら分権時代を見据え町長の2期目の重点目標であります町長と町民と協働で安全、安心のまちづくりを職員とともに全力で取り組んでまいりました。

しかし、振り返ってみますと至らない点も数多くあります。しかし、総合計画の策定や効率的な町政執行、さらに町財政の安定化など、曲がりなりにも重責を担うことができましたのも多くの皆様の御支援と御理解のおかげでありまして、ここから感謝を申し上げます。

今、日本は、グローバル化の波が押し寄せ、地域の経済社会も大きな変革期を迎えようとしております。このような中において持続可能な本別町をどうつくり上げていくか、私たちに課せられた使命であります。

高橋町政5期目の政策では、産業雇用、少子高齢化、医療、環境、教育など本別町が将来抱える課題を明確にし、これを住民と共有し解決に向けた方向性を示しております。町財政を軌道に乗せながら町長の指揮のもと、六つの柱と48の施策事業を実現していくことが私と職員に与えられた責務であると考えております。

これからも町民の皆様方の声に耳を傾け、初心を忘れず、職員とは刻苦精励を重ね、高橋町政のかなめ石を目指して努力をまいります。

町民の皆様、議会の皆様の変わらぬ御指導、御鞭撻をお願いし、お礼の御挨拶にかせさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

日程第13 同意第4号

議長(方川一郎君) 日程第13 同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩します。

休憩宣告(午後 1時59分)

再開宣告(午後 2時00分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)(登壇) 同意第4号教育委員会委員任命につきまして同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年10月19日をもって任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町 にお住まいの水谷令子さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をした次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件は同意することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時02分）

再開宣告（午後 2時03分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 意見書案第8号

議長（方川一郎君） 日程第14 意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

4番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権

を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8パーセント削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税、義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年に引き続き高校授業料無償化など保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。

また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について教育予算の確保・充実をするよう要請します。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命大臣（地域分権改革担当）、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書案第9号

議長(方川一郎君) 日程第15意見書案第9号生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番(阿保静夫君)(登壇) 意見書案第9号生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読によって説明にかえさせていただきます。

生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書案。

政府は今年の8月から生活扶助基準額を引き下げました。このことにより3年間で段階的に約670億円を削るとし、さらに、期末一時扶助を70億円減らすとともに、新たな生活困窮者支援制度を行うなどによって、年間450億円の削減を見込んでいます。

生活扶助基準額の引き下げによって、受給額が減少する生活保護世帯は96パーセントにも及ぶと見込まれ、平均で6.5パーセント、最大で10パーセントの減少となります。特に子育て世帯の削減幅は大きく、子供の貧困、貧困の連鎖を悪化させかね

ません。

今回の生活扶助基準の見直し方法には大きな問題があります。1つは、低所得者の中でも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較している点です。長引く不況、格差が拡大する中で、低所得者層の生活は地盤沈下を起こしており、この比較では生活扶助基準額が引き下げられるのは自明の理です。

二つ目は、物価下落分を理由とした削減です。耐久消費財は価格が下がっていても、食費、光熱水費などの価格は下がっておらず、日々の生活への影響は甚大です。そもそも生活保護には物価の変動を反映するルールはなく、物価下落分を引き下げる根拠が不明確です。

先に削減ありきのこのやり方は、国民の健康で文化的な最低限度の生活をとめどもなく引き下げることにつながり、憲法第25条生存権を具現化した生活保護制度の機能を大きく損なうことになりかねません。

また、生活扶助基準は、税制や社会保障制度、生活のさまざまな施策に連動しているため、その影響は低所得者層を中心に国民生活に大きな混乱、大きな負担増を強いることが懸念されます。

よって政府においては、生活扶助基準の引き下げを撤回し健康で文化的な最低限度の生活を保障する額にすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

皆様の賛同のほどをよろしくお願いします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、意見書案第9号生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号生活保護基準引き下げの撤回を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第 16 意見書案第 10 号

議長（方川一郎君） 日程第 16 意見書案第 10 号来年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10 番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第 10 号来年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

なお、案文の朗読により説明にかえさせていただきます。

来年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める意見書案。

10 月 1 日、安倍首相は来年 4 月から消費税率を 8 パーセントに引き上げることを表明しました。しかし、消費税の税率を引き上げるかどうかは、国民のくらしと日本経済にとって重大問題となっています。

どの世論調査でも多くの国民が消費税増税を予定通り実施することに反対しています。将来の消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきではないという意見が少なくありません。このような国民の意思を無視して増税の道を進むことは許されません。

今、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために景気が悪化する深刻なデフレ不況が続いています。こんな時に消費税を増税すれば、消費をさらに冷え込ませ、日本経済を一段と危機に陥れてしまいます。その結果、消費税以外の税収を減らして、財政をむしろ悪化させてしまうことが予想されます。

よって、政府においては来年 4 月からの消費税増税を中止して、くらしと経済への打撃を回避させることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。

皆様の御賛同のほどをよろしくお願いします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第 10 号来年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める意見書

を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第17 意見書案第11号

議長(方川一郎君) 日程第17 意見書案第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番(高橋利勝君)[登壇] 意見書案第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林、木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林、林業、木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、林業、木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林、林業を国家戦略と位置付けて、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林、林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保のため

の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林、林業の再生を推進するため、森林整備加速化、林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充、強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を推進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林、林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生各常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第20 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後 2時31分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 1 0 月 9 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 笠 原 求

署名議員 山 西 二三夫